新教育課程及び移行措置に関する手引
（　中　学　校　）

平成２１年２月

徳島県教育委員会

目　次

は じ め に

21世紀は，新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」の時代であると言われており，「生きる力」をはぐくむという理念は，ますます重要になっています。また，OECD（経済協力開発機構）の PISA 調査など各種の調査から，我が国の児童生徒については，読解力や，思考力・判断力・表現力等を問う記述式問題，知識・技能を活用する問題等に課題が見られます。

こうした中，中央教育審議会では，平成17年4月から，21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため，教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて，国の教育課程の基準全体の見直しについての検討を始めました。平成18年には教育基本法，平成19年には学校教育法の改正が行われ，中央教育審議会では，法改正を踏まえた審議を行い，平成20年1月に「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」を答申しました。

この答申を踏まえ，平成20年3月28日に新しい中学校学習指導要領が告示されました。学習指導要領改訂の基本的な考え方として，

①教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること

②知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること

③道徳教育や体育などの充実により，豊かな心や健やかな体を育成すること

が示されております。また，教育内容の主な改善事項として，言語活動の充実，理数教育の充実，伝統や文化に関する教育の充実，道徳教育の充実，体験活動の充実，外国語教育の充実等が挙げられております。

平成20年6月13日には，現行中学校学習指導要領から新中学校学習指導要領に移行するために必要な措置について，関係の文部科学省令及び文部科学省告示が，それぞれ公布・公示されました。新中学校学習指導要領は，平成24年度から全面実施となりますが，移行措置として，平成21年度から総則，道徳，総合的な学習の時間及び特別活動等については先行して実施されます。

本県では，新中学校学習指導要領の全面実施に向けた円滑な移行が図られるよう，徳島県中学校教育課程研究集会を開催し，その改訂の趣旨や内容の周知を図るとともに，この手引（「新教育課程及び移行措置に関する手引」）を作成しました。各学校においては，新中学校学習指導要領及び移行措置の趣旨を十分理解し，適切な教育課程の編成・実施をしていただくことになります。本手引を効果的に活用し，生徒や地域の実態を十分踏まえ，創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開していただきますよう，よろしくお願いします。

平成２１年３月

徳島県教育委員会教育長

福　家　清　司

総　則

Ⅰ　改訂の基本方針

(1)　教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。
(2)　知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。
(3)　道徳教育や体育などの充実により，豊かな心や健やかな体を育成すること。

Ⅱ　改訂の要点

1　学校教育法施行規則改正の要点について

(1)　選択教科について
　必修教科の教育内容や授業時数を増加することにより教育課程の共通性を高める必要があることから,標準授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとした。
(2)　各学年の年間総授業時数について
　従来よりも，第１学年から第３学年を通じ年間35単位時間増加する。各学年の各教科，道徳，総合的な学習の時間及び特別活動ごとの授業時数については，各教科における基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらの活用を図る学習活動を充実する観点から，国語，社会，数学，理科，外国語等の授業時数を増加する一方，総合的な学習の時間についてはその授業時数を縮減する。
(3)　教育課程特例校制度（旧構造改革特別区域研究開発学校設置事業）について
　内閣総理大臣が認定する手続きを経なくても文部科学大臣の指定により実施することを可能にした。

2　「総則」の改善の要点について

(1)　教育課程編成の一般方針について
①　各学校において，生徒に生きる力をはぐくむことを目指し，基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくむとともに，主体的に学習に取り組む態度を養う。生徒の発達の段階を考慮して，生徒の言語活動を充実するとともに，家庭との連携を図りながら，生徒の学習習慣が確立するよう配慮する。
②　道徳教育は，道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて，生徒の発達の段階を考慮して行うものである。改正教育基本法を踏まえ，道徳教育の目標として，伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し，公共の精神を尊び，他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを追加した。発達の段階を踏まえ，生徒が自他の生命を尊重し，規律ある生活ができ，自分の将来を考え，法やきまりの意義の理解を深め，主体的に社会の形成に参画し，国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどを重視する。
③　体育・健康に関する指導については，新たに学校における食育の推進及び安全に関する指導を加え，発達の段階を考慮して，食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を，各教科等の特質に応じて適切に行うよう努める。
(2)　内容等の取扱いに関する共通的事項について
　選択教科については，必修教科の教育内容や授業時数を増加することにより教育課程の共通性を高める必要があることから，標準授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとした。
(3)　授業時数等の取扱いについて

① 夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め，各教科等の授業を特定の期間に行うことができることをより明確に示した。

② 教科担任制である中学校については，特に，「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において，当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは，その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる」との規定を置いた。

③ 総合的な学習の時間において体験活動を行う場合であって，当該学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては，総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨規定した。

(4) 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項について

① 生徒の言語活動の充実

各教科等の指導に当たっては，生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から，基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに，言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることを示した。

② 見通しを立てたり，振り返ったりする学習活動の重視

各教科等の指導に当たっては，生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することを示した。

③ 障害のある生徒の指導

障害のある生徒などについては，特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ，例えば指導についての計画又は家庭や医療，福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより，個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うことが重要であることを示した。また，障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けることを規定した。

④ 情報教育の充実

各教科等の指導に当たっては，情報モラルを身に付け，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的，積極的に活用できるようにするための学習活動を充実することを示した。

⑤ 部活動の意義と留意点

教育課程外の学校教育活動である部活動について，その意義とともに，教育課程との関連が図られるように留意することや運営上の工夫を行うことなどを示した。

Ⅲ 具体的な改善事項

※ 新設事項　　（枠囲み）重点

1 改訂の経緯と基本的な考え方について

改訂のポイント	補足・強調
(1) 「生きる力」の育成が必要とされる背景	・「知識基盤社会」の時代において「生きる力」をはぐくむという理念はますます重要 ・教育基本法等により教育の理念が明確になるとともに，学校教育法改正により学力の重要な要素を規定 ・教育基本法の（教育の目標）第２条第１項 「幅広い知識と教養を身に付け，真理を求める態

	度を養い，豊かな情操と道徳心を培うとともに，健やかな身体を養うこと」 ・学校教育法第３０条第２項 「前項の場合においては，生涯にわたり学習する基盤が培われるよう，基礎的な知識及び技能を習得させるとともに，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくみ，主体的に学習に取り組む態度を養うことに，特に意を用いなければならない」 ・国内外の学力調査などから，「生きる力」で重視している事項に課題 ・思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題，知識・技能を活用する問題に課題 ・読解力で成績分布の分散が拡大しており，その背景には家庭での学習時間などの学習意欲，学習習慣・生活習慣に課題 ・自分への自信の欠如や自らの将来への不安，体力の低下といった課題
(2) 現行学習指導要領の下での課題	・「生きる力」の意味や必要性について，文部科学省による趣旨の周知・徹底が必ずしも十分ではなく，十分な共通理解がされなかった。 ・子どもの自主性を尊重するあまり，教師が指導を躊躇する状況があった。 ・各教科での知識・技能の習得と総合的な学習の時間での課題解決的な学習や探究活動との間に段階的なつながりが乏しくなっている。 ・各教科において，知識・技能の習得とともに，観察・実験，レポート，論述といった，知識・技能を活用する学習を行うためには，現在の授業時数では十分でない。 ・豊かな心や健やかな体の育成について，家庭や地域の教育力が低下したことを踏まえた対応が十分でなかった。
(3) 学習指導要領改訂の基本的な考え方	・教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること ・知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること ・道徳教育や体育などの充実により，豊かな心や健やかな体を育成すること
(4) 教育内容の主な改善事項	・言語活動の充実 ・理数教育の充実 ・伝統や文化に関する教育の充実 ・道徳教育の充実 ・体験活動の充実 ・外国語活動の充実 ・環境，家族と家庭，消費者，食育，安全に関する学習を充実 ・情報の活用，情報モラルなどの情報教育を充実 ・部活動の意義や留意点を規定 ・障害に応じた指導を工夫（特別支援教育） ・「はどめ規定」を原則削除 ・発達の段階に応じた学校段階間の円滑な接続

２　教育課程編成の一般方針について

学習指導要領	改訂のポイント
(1)　各学校においては，**教育基本法及び学校教育法その他の法令**※1並びにこの章以下に示すところに従い，生徒の人間として調和のとれた育成を目指し，地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮して，適切な教育課程を編成するものとし，**これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。** 　学校の教育活動を進めるに当たっては，各学校において，生徒に生きる力をはぐくむことを目指し，創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，**基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくむとともに，主体的に学習に取り組む態度を養い，**個性を生かす教育の充実に努めなければならない。**その際，生徒の発達の段階を考慮して，生徒の言語活動を充実するとともに，家庭との連携を図りながら，生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。**	・「目標を達成するよう」という規定振りであることから，教育基本法第２条と同様，児童が目標を達成することを義務付けるものではないが，今回の改訂により，各学校は，教育基本法，学校教育法及び学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があることを明確にした。 ※１「教育基本法及び学校教育法その他の法令」とは，教育基本法，学校教育法，学校教育法施行規則，地方教育行政の組織及び運営に関する法律等である。 ・学校教育においては，平成20年１月の中央教育審議会答申でも指摘されているように，①基礎的・基本的な知識・技能の習得，②思考力・判断力・表現力等の育成，③学習意欲の向上や学習習慣の確立，④豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実をバランスよく図ることが求められている。 ・習得，活用，探究の学習は，截然（せつぜん）と分類できるものではなく，決して一つの方向で進むだけでもないことに留意する必要がある。 ・分かる喜びを実感したり，学ぶ意義を認識したりすることで，学習意欲を高めることが求められる。 ・家庭との連携を図りながら，宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課すなど家庭学習も視野に入れた指導を行う。
(2)　学校における道徳教育は，**道徳の時間を要として**学校の教育活動全体を通じて行うものであり，**道徳の時間はもとより**，各教科，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて，**生徒の発達の段階を考慮して**，適切な指導を行わなければならない。 　道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心をもち，**伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し**，個性豊かな文化の創造を図るとともに，**公共の精神を尊び**，民主的な社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や**環境の保全**に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を	・道徳の時間は，学校における道徳教育のいわば扇の要となる重要な時間であり，それぞれの教育活動の特質に応じて行われる道徳教育を補充，深化，統合するのが道徳の時間であることを明確化した。 ・「伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛」すること，「公共の精神を尊」ぶこと，「他国を尊重」すること，「環境の保全に貢献」することについては，改正教育基本法により新たに規定された理念を踏まえ記述を加えた。 ・各教科，道徳，総合的な学習の時間及び特別活動が，それぞれ固有の目標やねらいの実現を目指しながら，それぞれの特質に応じて適時適切な指導を行い道徳性の育成を図るようにすることが大切である。 ・生徒の発達の段階を考慮し，中学校段階においては，特に，自他の生命を尊重すること，規律ある生活ができること，自分の将来を考え，法やきまりの意義の理解を深め，主体的に社会の形成に参画すること，国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどをそれぞれ重

育成するため，その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。（略）	視すること。
(3)　学校における体育・健康に関する指導は，**生徒の発達の段階を考慮して**，学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に，学校における**食育の推進**並びに体力の向上に関する指導，**安全に関する指導**及び心身の健康の保持増進に関する指導については，保健体育科の時間はもとより，**技術・家庭科**，特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。（略）	・食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど，健康的な生活習慣を形成することが必要である。 ・生徒の安全・安心に対する懸念が広がっていることから，安全に関する指導の充実が必要である。 ・体育・健康に関する指導を通して，学校生活はもちろんのこと，家庭や地域社会における日常生活においても，自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し，生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに，生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付けるよう配慮することが大切である。

3　内容等の取扱いに関する共通的事項について

学習指導要領	改訂のポイント
(1)　学校において特に必要がある場合には，第２章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また，第２章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は，すべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり，学校において特に必要がある場合には，この事項にかかわらず指導することができる。ただし，これらの場合には，第２章以下に示す各教科，道徳及び特別活動並びに各学年，各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり，生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。	・学習指導要領に示している内容は，すべての生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に，個に応じた指導を充実する観点から，生徒の学習状況などその実態等に応じて，学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である。これは，学習指導要領の「基準性」を示すものである。 ・今回の改訂においては，学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることを明確にしている。 ・学習指導要領に示していない内容を加えて指導する場合には， 学習指導要領に示しているすべての生徒に対して指導するものとする内容の確実な定着を図る 目標や内容の趣旨を逸脱しない 生徒の負担が過重とならない などに留意する。
(2)　**各学校においては，選択教科を開設し，生徒に履修させることができる。その場合にあっては，地域や学校，生徒の実態を考慮し，すべての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ，選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成するものとする。　　【新設※】**	・選択教科の授業時数を縮減し，必修教科の教育内容や授業時数を増加することで，教育課程の共通性を高める必要がある。なお，選択教科については，標準授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとする。 ※ 教科や総合的な学習の時間などとの有機的な関連を図りつつ３学年間全体を見通し，選択教科の内容等を適切に定め，それぞれ選択教科の指導計画を作成する必要がある。

4　授業時数等について

学習指導要領	改訂のポイント
(1)　各教科，道徳，総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし，１及び３において，特別活動については学級活動（学校給	・各教科等の授業時数を年間35週以上にわたって行うように計画することとしているのは，各教科等の授業時数を年間35週以上にわたって配当すれば，学校教育法施行規則別表第２において定めている年間の授業時数について生徒の負担過重にな

学習指導要領	改訂のポイント
食に係るものを除く。）に限る。）の授業は，年間35週以上にわたって行うよう計画し，週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし，各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には，**夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め，**※1これらの授業を特定の期間に行うことができる。（略）	らない程度に，週当たり，１日当たりの授業時数を平均化することができることを考慮したものである。 ・夏季，冬季，学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め，これらの授業を特定の期間にまとめ取りできることを明記した。 ・「特別活動を除く。」とあるように，特別活動（学級活動）については，この規定は適用されない。
(2)　各教科等のそれぞれの授業の１単位時間は，各学校において，各教科等の年間授業時数を確保しつつ，生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。**なお，10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において，当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは，その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。**※1	※1 計算や漢字の反復学習を10分間程度の短い時間を活用して行うことなど，生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動によっては授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合もあることを考慮した。 ・生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施することはあてはまらない。 ・10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において，当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは，その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。当該教科の担任以外の学級担任の教師などが当該10分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会うことも考えられる。
(3)　**総合的な学習の時間における学習活動により，特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては，総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。** **【新設※】**	※ 総合的な学習の時間とは別に，特別活動として改めて（自然体験活動→旅行・集団宿泊活動）（職場体験活動やボランティア活動→勤労生産・奉仕的行事）等の体験活動を行わないとすることも考えられるため，今回の改訂においては，第１章総則第３の５として総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替を認める記述を追加した。

５　指導計画の作成について

学習指導要領	改訂のポイント
(1)　各教科の各学年，各分野又は各言語の指導内容については，そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど，効果的な指導ができるようにすること。	・授業時数の増加を図った教科について，授業時数の増加の程度ほどには指導内容は増加させず，これらの教科において，反復学習等による基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や観察・実験，レポートの作成といった知識・技能の活用を図る学習活動を充実することを可能としている。

６　教育課程実施上の配慮事項について

学習指導要領	改訂のポイント
(1)　**各教科等の指導に当たっては，生徒の思考力，判断力，表現力等をはぐくむ観点から，基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに，**言語に	・基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習活動，これらの活用を図る学習活動及び総合的な学習の時間を中心とした探究活動といった学習の流れを重視し，基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な

対する関心や理解を深め，**言語に関する能力の育成を図る上で必要な**言語環境を整え，生徒の言語活動を**充実**すること。	思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図ることとしている。 ・言語に関する能力を向上させ，言語に対する意識や関心を高め理解を深めることは，各教科等における指導だけでなく，学校生活全体において配慮することが大切である。
(2)　教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め，生徒が自主的に判断，行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう，生徒指導の充実を図ること。	・単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ，学校の教育活動全体を通じ，その一層の充実を図っていくことが必要である。
(3)　**各教科等の指導に当たっては，生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすること。** **【新設※】**	※指導に当たって，生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ，自主的に学ぶ態度をはぐくむことは，学習意欲の向上に資することである。
(4)　障害のある生徒などについては，**特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ，例えば指導についての計画又は家庭や医療，福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより，個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。**特に，特別支援学級又は通級による指導については，教師間の連携に努め，効果的な指導を行うこと。	・障害の種類 視覚障害，聴覚障害，知的障害，肢体不自由，病弱・身体虚弱，言語障害，情緒障害，自閉症，学習障害，注意欠陥多動性障害などがある。 ・個別の指導計画 障害のある生徒一人一人について，指導の目標や内容，配慮事項などを示した計画 ・個別の教育支援計画 家庭や医療機関，福祉施設などの関係機関と連携し，様々な側面からの取組を示した計画 ・担任教師だけが指導に当たるのではなく，校内委員会を設置し，特別支援教育コーディネーターを指名するなど学校全体の支援体制を整備する。
(5)　各教科等の指導に当たっては，生徒が**情報モラルを身に付け**，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を**適切かつ主体的**，積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに，**これらの情報手段に加え**視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。	・中学校段階においては，小学校段階の基礎の上に，必要な情報を収集する学習活動，必要とする情報や信頼できる情報を選び取る学習活動，情報手段を用いて処理の仕方を工夫する学習活動，表現を工夫して発表したり情報を発信したりする学習活動など，情報手段を適切かつ主体的，積極的に活用できるようにするための学習活動を充実することが必要である。 ・情報モラルとは，「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり，情報モラルを身に付ける学習が重要である。
(6)　**生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化及び科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，地域や**	※部活動の意義と留意点等が明記された。 ・好ましい人間関係の形成等に資するものである。 ・学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるようにする。 ・社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う。

学校の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。【新設※】	・休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。

Ⅳ　移行期間中の取扱い

新中学校学習指導要領により実施する。

Ⅴ　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　新しい学習指導要領が全面実施となる平成24年度以降，選択教科はどのようになるのか。

現行学習指導要領では選択教科に充てる授業時数が規定されているが，新しい学習指導要領では，教育課程の共通性を重視し，選択教科は標準授業時数の枠外で開設可と改められた。選択教科の種類は，中学校学習指導要領解説総則編 p.37 を参考にしていただきたい。

Ｑ２　選択教科は，これまで生徒が教科を選択することを基本としていたが，これからはどのようになるのか。

移行期間中は，生徒選択だけでなく学校選択によることも可能になり，新しい学習指導要領が全面実施となる平成24年度以降も同様である。なお，移行期間中の授業時数は，中学校学習指導要領 p.124 を参考にしていただきたい。

Ｑ３　総合的な学習の時間の実施による特別活動の学校行事の代替とは，どのようなことなのか。

総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に，特別活動の趣旨も踏まえて体験活動を実施した場合には，相当する特別活動の学校行事の代替が認められる。中学校学習指導要領解説総則編 pp.46 ～ 48 に具体的な例が示されているので参考にしていただきたい。

Ｑ４　学校の判断で長期休業期間を変更できるのか。

長期休業期間については，学校教育法施行令において学校の設置者が定めることになる。本規定は長期休業期間の変更について，学校にその権限を一律に付与する趣旨ではなく，長期休業期間中に各教科等の時間をまとめて確保することができることを確認的に規定したものであり，各学校においてどのような手続きを経て長期休業期間中に授業日を設定できるようにするかは，各設置者の定めるところによる。

Ｑ５　「はどめ規定」の原則削除とは，どのようなことか。

すべての生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に，個に応じた指導を充実する観点から，生徒の学習状況などその実態等に応じて，学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である。発展的な学習を行う上の留意点として，学習指導要領に示しているすべての生徒に対して指導するものとする内容の確実な定着を図ること，目標や内容の趣旨を逸脱しないこと，生徒の負担が過重とならないこと等を配慮する必要がある。

国　語

Ⅰ　改訂の趣旨

１　改善の基本方針

(1)　内容の改善を図るために重点を置いたこと

○　言語の教育としての立場を重視し，国語に関する関心を高め，国語を尊重する態度を育てること。

○　実生活で生きてはたらき，各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けること。

○　我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てること。

(2)　内容の改善を図るために特に重視したこと

○　言葉を通して的確に理解し，論理的に思考し表現する能力を育成すること。

○　互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う能力を育成すること。

○　我が国の言語文化に触れて感性や情緒をはぐくむこと。

(3)　基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けることに資するよう，実生活の様々な場面における言語活動を具体的に内容に示す。

(4)　現行の〔言語事項〕の内容のうち各領域の内容に関連の深いものについては，それぞれの内容に位置付ける。

(5)　〔言語文化と国語の特質に関する事項〕を設け，我が国の言語文化に親しむ態度を育てたり，国語の役割や特質についての理解を深めたり，豊かな言語感覚を養ったりするための内容を示す。

(6)　子どもたちの発達の段階を踏まえた学習の系統性を重視し，中学校においては社会生活に必要な国語の能力の基礎を確実に育成するようにする。

(7)　古典の指導については，我が国の言語文化を享受し継承・発展させるため，生涯にわたって古典に親しむ態度を育成する指導を重視する。

(8)　読書の指導については，読書活動を内容に位置付けるとともに，教材については，長く読まれている古典や近代以降の作品などを取り上げる。

２　改善の具体的事項

(1)　「話すこと・聞くこと」，「書くこと」及び「読むこと」の各領域では，小学校で身に付けた技能に加え，社会生活に必要とされる発表，討論，解説，論述，鑑賞などの言語活動を行う能力を確実に身に付けることができるよう，継続的に指導することとし，小学校で習得した能力の定着を図りながら，中学校段階にふさわしい文章や資料等を取り上げ，自ら課題を設定し，基礎的・基本的な知識・技能を活用し，他者と相互に思考を深めたりまとめたりしながら解決していく能力の育成を重視する。

(2)　古典の指導については，言語の歴史や，作品の時代的・文化的背景とも関連付けながら，古典に一層親しむ態度を育成することを重視する。

(3)　漢字の指導については，社会生活や他教科等の学習における使用や，読書活動の充実に資するため，常用漢字の大体を読めるようにするとともに，学年別漢字配当表に配当された漢字を使い慣れるようにする。また，社会生活において確実に使えることを重視し，生徒の習得の実態に応じた指導を充実する。

(4)　書写の指導については，社会生活に役立つことを引き続き重視するとともに，文字文化に親しむようにするため，内容や指導の在り方の改善を図る。

(5)　敬語の指導については，社会生活において使用されている敬語の役割を知り，体

系的な知識を得ながら，適切に使えるようにすることを引き続き重視する。

(6) 言葉のきまりの指導については，国語の特質を理解し，実際に文章を書いたり読んだりするときなどに役立つよう，指導の改善を図る。

(7) 読書の指導については，自分の読書生活を振り返り，日常的な読書をより豊かなものにすることや図書・資料の検索に図書館や情報機器を効果的に利用する仕方などを内容に位置付ける。

(8) 教材については，我が国において継承されてきた言語文化に親しむことができるよう，長く読まれている古典や近代以降の代表的な作品を取り上げるようにする。

Ⅱ 改訂の要点

1 目標について

(1) 教科の目標

○ 現行の目標を維持・継承し，一層の充実を図る。

○ 国語科の最も基本的な目標である国語による表現力と理解力とを育成するとともに，人間と人間との関係の中で，互いの立場や考えを尊重しながら言葉で「伝え合う力」を高めることを位置付けている。

○ 論理的な思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにするとともに，伝統的な言語文化に触れたり，国語の特質を理解したりしながら，国語に対する認識を深めたり国語を尊重したりする態度の育成を位置付けている。

(2) 学年の目標

各学年の目標は，各領域に対応して３項目を示している。

○「話すこと・聞くこと」に関する目標

○「書くこと」に関する目標

○「読むこと」に関する目標

※ 各学年における目標は，領域ごと，学年ごとに示している。(縦に領域，横に学年の一覧表)

2 内容について

(1) 内容の構成の改善

① 「話すこと・聞くこと」,「書くこと」,「読むこと」の３領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕の構成に改めている。また，これまで，第２学年及び第３学年については，目標と内容を２学年まとめて示していたが，今回の改訂では学年ごとに示している。

② 各領域の内容を(1)の指導事項に示すとともに，指導事項を言語活動例を通して指導することを一層重視するため，内容の取り扱いに示していた言語活動例を内容の (2)に位置付けた。

③ 〔言語文化と国語の特質に関する事項〕を新設した。我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることや，国語が果たす役割についての知識を身に付けることとともに，実際の言語活動において有機的に働くような能力を育てることに重点をおいて構成した。

(2) 学習過程の明確化

自ら学び，課題を解決していく能力の育成を重視し，指導事項については，学習過程を明確化した。

・「書くこと」では，書くことの課題を決める指導事項や書いたものを交流する指導事項を新設し，学習過程全体がわかるように内容を構成した。
・「読むこと」では，語句の意味の理解，文章の解釈，自分の考えの形成，読

書と情報活用という学習過程を示した。
・総則の第４の２の(6)と深く関連している。

(3)　言語活動の充実

基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けることができるよう，言語活動例を示した。生徒の実態に応じて工夫し，充実を図る。また，例示以外の言語活動を取り上げることも考えられる。

・各領域の内容の(2)に，社会生活に必要なとされる「発表，案内，報告，編集，鑑賞，批評など」の言語活動を具体的に例示した。

(4)　学習の系統性の重視

国語科の指導内容は，系統的・段階的に上の学年につながり，螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し，能力の定着を図ることを基本とする。生徒の実態に応じ，各領域の指導事項及び言語活動例，〔言語文化と国語の特質に関する事項〕を関連付けながら，重点を置く指導内容を明らかにし，系統化を図っている。

・「読むこと」では，文学的な文章について，第１学年では場面の展開や登場人物などの描写に注意して読むこと，第２学年では登場人物の言動の意味などを考えて読むこと，第３学年では場面や登場人物の設定の仕方をとらえて読むことといったように指導事項を系統化している。

(5)　伝統的な言語文化に関する指導の重視

伝統的な言語文化に親しみ，我が国の言語文化を継承し，新たな創造へとつないでいくことができるよう内容を構成している。

・第１学年では文語のきまりや訓読の仕方を知って音読すること，第２学年では古典に表れたものの見方や考え方に触れること，第３学年では歴史的背景などに注意して古典を読むことなどを取り上げている。

(6)　読書活動の充実

読書の指導については，目的に応じて本や文章などを選んで読んだり，それらを活用して自分の考えを記述したりすることを重視して改善を図っている。また，日常的に読書に親しむために，学校図書館を計画的に利用し，必要な本や文章などを選ぶことができるように指導することも重視している。

(7)　漢字指導の内容の改善

漢字の指導については，これまで第３学年の指導事項であった「学年別漢字配当表に示されている漢字を書き，文や文章の中で使うこと。」を第２学年の指導事項に移し，新しく第３学年の指導事項として「学年別漢字配当表に示されている漢字について，文や文章の中で使い慣れること。」を設定している。第３学年では，第２学年までに書けるようになった漢字について，多様な語句の形で，また，様々な文脈の中で使うことができるよう指導することを求めている。

(8)　書写の指導の改善

書写の指導については，文字文化に親しみ，社会生活や学習活動に役立つよう内容や指導の在り方の改善を図るとともに，身の回りの文字に関心をもち文字を効果的に書くように指導することを求めている。

Ⅲ　具体的な改善事項

※ 新設事項　　　　重点

１　目標について

<table>
<tr><th>目　標</th><th>改訂のポイント</th></tr>
<tr><td>１　教科の目標
国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し，伝え合う力を高めるとともに，思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし，国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる。</td><td>・「適切に表現し正確に理解する能力」
連続的かつ同時的に機能するものであること
・「適切に表現する能力」
国語を適切に使う能力と国語を使って内容や事柄を適切に表現する能力との両面の内容を含む
・「正確に理解する能力」
国語の使い方を正確に理解する能力と国語で表現された内容や事柄を正確に理解する能力との両面の内容を含む
・「伝え合う力を高める」
人間と人間との関係の中で，互いの立場や考えを尊重し，言語を通して適切に表現したり正確に理解したりする力を高めること
・「思考力や想像力」
言語を手掛かりとしながら論理的に思考する力や豊かに想像する力
・「言語感覚」
言語の使い方の，正誤・適否・美醜などについての感覚のこと。
小学校の「養う」を，中学校では「豊かにする」とし，より高いものを求めている。
・「国語に対する認識を深め国語を尊重する態度」
このことを求めているのは，我が国の歴史の中ではぐくまれてきた国語が，人間としての知的な活動や文化的な活動の中枢をなし，一人一人の自己形成，社会生活の向上，文化の創造と継承などに欠かせないものであるから。</td></tr>
<tr><td>２　学年の目標
各学年の目標は，各領域に対応して３項目を示している。
(1)　「話すこと・聞くこと」に関する目標
(2)　「書くこと」に関する目標
(3)　「読むこと」に関する目標
※　各学年における目標は，縦が領域，横が学年の一覧表となっている。（形式は現行と同じ）</td><td>・各領域目標が，現行学習指導要領より具体的に示された。
※ 現行学習指導要領では〔第２学年及び第３学年〕で示されていたが，〔第２学年〕〔第３学年〕に分けて各学年で指導すべきことを明確化した。
※ 各領域に関する目標は，能力と態度に関する目標を示している。</td></tr>
</table>

２　内容（各領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕）について

<table>
<tr><th>内　容</th><th>改訂のポイント</th></tr>
<tr><td>(1)　「話すこと・聞くこと」
○指導事項

ア　話題設定や取材に関する指導事項</td><td>・話したり話し合ったりするための話題を見付け，そのための材料を集め，実際に話したり聞いたり話し合ったりするという過程を意識して配列
※ 学習過程を意識して配列したことにより新設
・話題を決め多様な方法で材料や情報を集め整理することを示している。</td></tr>
<tr><td>【第１学年】
日常生活の中から話題を決め，話したり話し合ったりするための材料を人との交流を通して集め整理すること。</td><td>・話題（日常生活の中から）
取材（人との交流を通して材料を集め整理）</td></tr>
<tr><td>【第２学年】
社会生活の中から話題を決め，話したり話し合ったりするための材料を多様な</td><td>・話題（社会生活の中から）
取材（多様な方法で材料を集め整理）</td></tr>
</table>

方法で集め整理すること。 【第３学年】 社会生活の中から話題を決め，自分の経験や知識を整理して考えをまとめ，語句や文を効果的に使い，資料などを活用して説得力のある話をすること。	・話題（社会生活の中から） 取材（自分の経験や知識を整理して考えをまとめる） ・「話すことに関する指導事項」とまとめて示し，言語活動例ア「時間や場の条件に合わせたスピーチ」と関連させている。
イ　話すことに関する指導事項	※主として話すための準備段階で指導する内容と，実際に話をする段階で指導する内容とに分けた。
【第１学年】	・準備段階（話の構成を考える） 相手や場を意識（相手の反応を踏まえながら） 話し方（言葉遣いなどの知識を生かす）
【第２学年】	・準備段階（論理的な構成や展開を考える） 相手や場を意識（異なる立場や考えを想定して） 話し方（資料や機器などを効果的に活用する）
【第３学年】	・準備段階（説得力のある話をする） 相手や場を意識（場の状況や相手の様子に応じて） 話し方（敬語を適切に使う） ※「音声」が，現行では「言語事項（発音・発声）」にあったのが，改訂では領域の内容となった。【第１学年】 ※「言語事項」（敬語）が，改訂では領域の内容となった。【第３学年】
ウ　聞くことに関する指導事項	・話すことと聞くことの指導事項を分けて設定することにより，特に聞くことの内容を一層明確にした。 ・話の内容を聞き取り，自分の考えに生かすことを示している。
【第１学年】	・聞き取る（質問しながら） 考えに生かす（共通点や相違点を整理する）
【第２学年】	・聞き取る（話の論理的な構成や展開などに注意して） 考えに生かす（自分の考えと比較する）
【第３学年】	・聞き取る（聞き取った内容や表現の仕方を評価） 考えに生かす（自分のものの見方や考え方を深めたり，表現に生かしたりする） ※「必要に応じて質問しながら聞き取り，自分の考えとの共通点や相違点を整理すること」（第１学年）など，能動的に聞く力を育成するための指導事項を新設
エ　話し合うことに関する指導事項	・目的や場面に応じて話し合うことに関する指導事項
【第１学年】 【第２学年】 【第３学年】	【話合いを効果的に進める】 ・話合いの話題や方向をとらえて話し合うこと ・目的に沿って話し合うこと ・進行の仕方を工夫して話し合うこと
【第１学年】 【第２学年】 【第３学年】	【話合いを通じて自他の考えを豊かなものにし合意形成を目指す】 ・話合いを通じて自分の考えをまとめる ・話合いを通じて自分の考えを広げる ・話合いを通じて課題の解決に向けて互いの考えを生かし合う
○言語活動例	・各領域の内容に位置付けるとともに，実生活と関連する具体的な活動を学年ごとに示した。 ・話すことと聞くことの一体化を図ることを示した。
※新設 【第３学年】 「時間や場の条件に合わせ	

てスピーチをしたり，それを聞いて自分の表現の参考にしたりすること。」	
(2)　「書くこと」 ○指導事項 ア 課題設定や取材に関する指導事項	・課題を見付けて材料を集め，集めた材料を整理して構成を考え，伝えたいことが明確になるように記述・推敲し，書いたものを読み合って参考にし合うという過程を意識して配列した。 ・書く課題を決め，材料を集めながら自分の考えを形成することを示している。
【第１学年】	・課題（日常生活の中から） 取材（材料を集めながら自分の考えをまとめること）
【第２学年】	・課題（社会生活の中から） 取材（多様な方法を用いて取材の範囲を広げること）
【第３学年】	・課題（社会生活の中から） 取材（必要に応じて取材を繰り返すこと）
イ 構成に関する指導事項	・自分の考えに即して取材したことを生かすとともに，文章の構成を考えることを示している。
【第１学年】	・取材を生かす（集めた材料を分類するなどして整理する） 構成を考える（段落の役割を考える）
【第２学年】	・取材を生かす（集めた材料を基に自分の立場及び伝えたい事実や事柄を明確にすること） 構成を考える（伝えたい事実や事柄が明確になるよう構成を工夫する）
【第３学年】（第３学年はア）	・取材を生かす（自分の考えを深める） 構成を考える（文章の形態を選択して適切な構成を工夫する）
ウ 記述に関する指導事項	・記述の仕方を工夫することを示している。
【第１学年】	・記述の仕方を工夫（根拠を明確にして書く）
【第２学年】	・記述の仕方を工夫（相手に効果的に伝わることを意図して）
【第３学年】	・記述の仕方を工夫（論理の展開を工夫するとともに資料を適切に引用するなどして書く）
エ　推敲に関する指導事項	・読みやすく分かりやすい文章にするために推敲することを示している。
【第１学年】	・表記や語句の用法，叙述の仕方などに注意する
【第２学年】	・語句の使い方，段落相互の関係などに注意する
【第３学年】	・これまでの学習を生かして文章全体を整える
オ　交流に関する指導事項	・書いた文章を互いに読み合い，自分の表現に役立てるとともに，自分の考えを広げたり深めたりすることを示している。
【第１学年】	・意見を述べたり自分の表現の参考にしたりする
【第２学年】	・意見を述べたり助言したりする ・自分の考えを広げる
【第３学年】	・評価して自分の表現に役立てる ・ものの見方や考え方を深める
○言語活動例	・「物事について感じたことを書く言語活動」「物事を整理し，考えや意見を書く言語活動」「事実や思いなどを伝える文章を書く言語活動」などを示した。
※新設 【第１学年】 「図表などを用いた説明や記録の文章を書くこと」 【第２学年】 「表現の仕方を工夫して，詩歌をつくったり物語などを書いたりすること」	

(3)　「読むこと」 ○指導事項 ア　語句の意味の理解に関する指導事項	・語句に注意しながら読み，事実と意見，場面や登場人物などに注意して内容を把握し，書かれている内容や表現の仕方について自分の考えをもち，読書や情報活用に結び付けるという過程を意識して配列した。 ・語句の意味や用法などに注意して読むことを示している。
【第１学年】	・文脈の中における意味をとらえて読む
【第２学年】	・抽象的な概念を表す語句や心情を表す語句などに注意して読む
【第３学年】	・文脈の中における語句の効果的な使い方などの表現上の工夫に注意して読む
イ（ウ）　文章の解釈に関する指導事項	・構成や叙述などに基づいて文章を解釈することを示している。 【説明的な文章の解釈】
【第１学年】	・文章の中心的な部分と付加的な部分や事実と意見などとを読み分け，要約したり要旨をとらえたりする
【第２学年】	・文章全体と部分との関係や例示の効果について考える
【第３学年】	・文章の論理の展開の仕方をとらえる 【文学的な文章の解釈】
【第１学年】	・場面の展開や登場人物などの描写に注意する
【第２学年】	・描写の効果や登場人物の言動の意味などを考える
【第３学年】	・場面や登場人物の設定の仕方をとらえる
エ（ウオ）自分の考えの形成に関する指導事項	※書かれていることを読んで自分の考えをもつことを示している。新設の指導事項 【文章の構成や展開，表現の仕方等，文章の形式について自分の考えをもつことに関するもの】
【第１学年エ】	・文章の構成や展開，表現の特徴について自分の考えをもつ
【第２学年ウ】	・文章の構成や展開，表現の仕方について自分の考えをまとめる
【第３学年ウ】	・文章を読み比べるなどして，構成や展開，表現の仕方について評価する 【文章に表れているものの見方や考え方について，自分の考えをもつことに関するもの】
【第１学年オ】	・文章に表れているものの見方や考え方をとらえ，自分のものの見方や考え方を広くする
【第２学年エ】	・文章に表れているものの見方や考え方について，知識や体験と関連付けて自分の考えをもつ
【第３学年エ】	・文章を読んで人間，社会，自然などについて考え，自分の意見をもつ
オ（カ）　読書と情報活用に関する指導事項	・読書を進めたり，情報を得て活用したりすることを示している。 ・「読書」とは，本を読むことに加え，新聞，雑誌を読んだり，何かを調べるために関係する資料を読んだりすることを含んでいる。そして，それらの本や文章などから得た内容を「情報」としている。 【読書で情報を得ること】
【第１学年カ】	・本や文章などから必要な情報を得るための方法を身に付ける
【第２学年オ】	・多様な方法で適切な情報を得る 【情報を活用し，読書を進めること】
【第１学年カ】	・目的に応じて必要な情報を読み取る
【第２学年オ】	・情報を基に自分の考えをまとめる

【第３学年オ】	・これらを総合して，目的に応じて本や文章などを読み，知識を広げたり，考えを深めたりする
○言語活動例 【第１学年】 「課題に沿って本を読み，必要に応じて引用して紹介すること。」 【第３学年】 「自分の読書生活を振り返り，本の選び方や読み方について考えること。」	※国語科における読書や情報活用の指導に関するものを示した。
※指導事項と言語活動例との関係 (2)　(1)に示す事項については，例えば，次のような言語活動を通して指導するものとする。	・別々に指導するのではなく，密接な関係を図って指導しなければならない。 ・個々の言語活動例を踏まえつつ，学校や生徒の実態に応じて，取り組ませるべき言語活動を具体化することが必要である。 ・１つの言語活動を行う度に，常にすべての指導事項について指導する必要はない。また，指導事項も配列した順序どおり指導しなくてはいけないということでもない。ただし，１年間の授業を通じて，すべての指導事項についてバランスよく指導するとともに，生徒が課題解決のための言語活動の過程を意識することができるように指導することが大切である。
(4)　「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」 (1)と(2)とで構成している。 (1)は， ア　伝統的な言語文化に関する事項 イ　言葉の特徴やきまりに関する事項 ウ　漢字に関する事項 で構成 (2)は， 書写に関する事項 である。	・各領域の指導を通して指導するものである。
①　「ア　伝統的な言語文化に関する事項」	・特に古典についての事項。小学校から系統的に設定している。中学校においてはそれを踏まえ，一層古典に親しませる。 ・古典の教材的価値を生かして学習を進める。 ・（ア）と（イ）を有機的に組み合わせて指導する。
（ア）【第１学年】	・文語のきまりや訓読の仕方を知る
【第２学年】	・作品の特徴を生かして朗読する
【第３学年】	・歴史的背景に注意して読む
（イ）【第１学年】	・様々な種類の作品があることを知る
【第２学年】	・古典に表れたものの見方や考え方に触れる
【第３学年】	・古典に関する簡単な文章を書く
②　「イ　言葉の特徴やきまりに関する事項」 （ア）言葉のきまりや特徴・言葉遣いに関する事項	※「共通語」「敬語」がこの項目に入った。
（イ）（ウ）語句・語彙に関する事項 （エ）（ウ・オ)単語・文及び文章に関する事項	
（オ）　表現の技法に関する事項	・第１学年に配置して指導することで，義務教育終

	了段階で表現の技法を意識できるようにした。
③　「ウ　漢字に関する事項」 （ア）漢字の読みに関する事項 （イ）漢字の書きに関する事項	※第２学年までに「文や文章の中で使うこと」とし，第３学年までには「文や文章の中で使い慣れること」としている。
④　書写に関する事項	・基本的には現行の内容を継承している。
【第１学年】	・小学校での学習を踏まえて楷書で書くこと ・行書の基本的な書き方を学ぶこと
【第２学年】	・漢字と仮名の調和を考えて書くこと ・楷書または行書を選んで書くこと
【第３学年】	・身の回りの多様な文字に関心をもち，効果的に文字を書くこと

Ⅳ　指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画作成上の留意点

指導計画作成上の留意点	改訂のポイント
(1)　各学年の弾力的な指導	・生徒の言語能力が螺旋的に高まるよう，小学校における指導内容，前後の学年を考慮して弾力的に指導することができるよう指導計画を立てる必要がある。
(2)　領域等の相互関連と学習活動の組織，学校図書館の機能の活用，情報機器の活用	※現行の学習指導要領の（５）に示されていた学校図書館などの計画的な利用がここに位置付けられた。 ※情報収集や情報発信の手段としてコンピュータや情報通信ネットワークを活用する機会を設けることが示されている。
(3)「Ａ話すこと・聞くこと」	・計画段階で最低時数を下回らない。
【第１学年】【第２学年】	・年間１５～２５単位時間程度
【第３学年】	・年間１０～２０単位時間程度
(4)「Ｂ書くこと」	
【第１学年】【第２学年】	・年間３０～４０単位時間程度
【第３学年】	・年間２０～３０単位時間程度
(5)「Ｃ読むこと」	・読書に関連する指導事項と言語活動例を「Ｃ読むこと」の内容に位置付けた。 ・言語文化に対する関心を深めさせつつ，「読むこと」の学習と「話すこと・聞くこと」，「書くこと」などの領域や，他教科等の学習との関連を図り，生徒が様々な文章を読んで，自分の表現に役立てる場面等も積極的に設定する必要がある。
(6)道徳との関連	※第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第３章道徳の第２に示す内容について，国語科の特質に応じて適切な指導をすること。新設。

２　第２の各学年の内容〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕の取扱い

第２の各学年の内容の取扱い	改訂のポイント
(2)は書写の指導に関する取扱い	・硬筆及び毛筆を使用する書写の指導は各学年で行う。
【第１学年】【第２学年】	・年間２０単位時間程度
【第３学年】	・年間１０単位時間程度

Ⅴ　移行期間中の取扱い

移行期間中の留意事項

・全部又は一部について，新中学校学習指導要領によることができる。
・平成２３年度の第１学年の国語指導に当たっては，新学習指導要領〔第１学年〕〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)イ(ア)（音声の働きや仕組み）を加える。
・平成２３年度の第２学年の指導にあたっては，新学習指導要領の第２学年で扱う内容を取扱い，学習漏れがないように配慮すること。

Ⅵ　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　書写の配当時数の目安が変わったことについて、その趣旨と指導に当たっての留意事項について教えてください。

書写の指導に配当する授業時数は，現行では，第１学年は国語科の授業時数の10分の２程度（約28単位時間），第２学年及び第３学年は各学年10分の１程度（約11単位時間）としている。これが，今回の改訂では，第１学年及び第２学年は20単位時間程度，第３学年は10単位時間程度と改められた。これは，現行の３年間の書写の総配当時数を維持しながら，第１学年と第２学年の国語科の授業時数が同じになったことに合わせて，書写の配当時数をそろえるようにしたものである。その際，「話すこと・聞くこと」，「書くこと」，「読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕における指導と関連させた指導計画になるよう配慮するとともに，文字文化に親しみ，社会生活や学習活動に役立つよう内容や指導の在り方の改善を図ることが大切である。

Ｑ２　音声の働きや仕組みに関する事項を第１学年に移動している趣旨と、指導に当たっての留意事項について教えてください。

音声の働きや仕組みに関する事項は，現行では第２学年及び第３学年の事項として設定している。今回の改訂では，生徒が話し言葉として使用してきた音声がどのような特色をもっているのかということを，中学校の早い段階で指導するために，第１学年の事項として設定した。また，新学習指導要領「外国語」の「３　指導計画の作成と内容の取扱い」に，「ウ　音声指導に当たっては，日本語との違いに留意しながら，発音練習などを通して２の(3)のアに示された言語材料を継続して指導すること。」とあることを踏まえ，関連した指導をすることが効果的である。

なお，平成２１年度から２３年度までの新学習指導要領への移行期間中，現行学習指導要領による場合，平成２３年度の第１学年の指導に当たっては，音声の働きや仕組みに関する事項を加えることとしており，その教材については各学校の実態に応じて適切に工夫し指導する必要がある。

社　会

Ⅰ　改訂の趣旨

1　改善の基本方針

(1)　社会科，地理歴史科，公民科においては，その課題を踏まえ，小学校，中学校及び高等学校を通じて，社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し，公正に判断する能力と態度を養い，社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る。

(2)　社会的事象に関する基礎的・基本的な知識，概念や技能を確実に習得させ，それらを活用する力や課題を探究する力を育成する観点から，各学校段階の特質に応じて，習得すべき知識，概念の明確化を図るとともに，コンピュータなども活用しながら，地図や統計など各種の資料から必要な情報を集めて読み取ること，社会的事象の意味，意義を解釈すること，事象の特色や事象間の関連を説明すること，自分の考えを論述することを一層重視する方向で改善を図る。

(3)　我が国及び世界の成り立ちや地域構成，今日の社会経済システム，様々な伝統や文化，宗教についての理解を通して，我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ，日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに，持続可能な社会の実現を目指すなど，公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。

2　改善の具体的事項

(1)　小学校社会科の学習を踏まえ，地理的分野，歴史的分野，公民的分野という三分野の構成は維持しながら，我が国や世界の地理や歴史，法や政治，経済等に関する基礎的・基本的な知識，概念や技能を習得し，社会的事象の意味，意義を解釈する学習や，事象の特色や事象間の関連を説明する学習などを通して，社会的な見方や考え方を養うことを一層重視して改善を図る。また，様々な伝統や文化，宗教に関する学習を重視して改善を図る。

(2)　地理的分野については，世界の地理的認識を深めるため，世界各地の人々の生活と環境とのかかわりや世界の諸地域の多様性について学ぶ項目を設けるとともに，我が国の国土に対する認識を一層深めるため，日本の諸地域における特色ある事象を他の事象と有機的に関連付けて地域的特色をとらえることができるよう内容の改善を図る。また，内容の全体を通して，地図の読図や作図などの地理的技能を身に付けさせることを一層重視するとともに，身近な地域の調査の学習において，諸課題を解決し地域の発展に貢献しようとする態度を養うことができるようにする。

(3)　歴史的分野については，我が国の歴史の大きな流れを理解させ，歴史について考察する力や説明する力を育てるため，各時代の特色や時代の転換にかかわる基本的な内容の定着を図り，課題追究的な学習を重視して改善を図る。その際，現代社会についての理解が深まるよう，近現代の学習を一層重視する。また，例えば身近な地域の歴史学習などの中で，様々な伝統や文化について学習させるとともに，我が国の歴史の背景にある世界の歴史の扱いを充実させる。さらに，諸事象の意味や意義，事象間や地域間の関連などを追究して深く理解し自分の言葉で表現する学習を重視する。

(4)　公民的分野については，現代社会の理解を一層深めさせるとともに，よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成するため，文化の役割を理解させる学習，ルールや通貨の役割などを通して，政治，経済についての見方や考え方の基礎を一層養う学習，納税者としての自覚を養うとともに，持続可能な社会という視点から環

境問題や少子高齢社会における社会保障と財政の問題などについて考えさせる学習を重視して内容を構成する。その際，習得した概念を活用して諸事象の意義を解釈させたり事象間の関連を説明させること，自分の考えを論述させたり，議論などを通してお互いの考えを深めさせたりすることを重視する。

Ⅱ　改訂の要点

１　目標について

(1)　教科の目標

現行どおりの趣旨としたが，改正教育基本法第１条の「平和で民主的な国家及び社会の形成者」という表現に合わせて，「民主的，平和的」を「平和で民主的」と語句を一部改めた。

(2)　各分野の目標

①地理的分野

(1)では，世界の諸地域に関する地理的認識を養うことを明確にする趣旨から，それに関する文言が付加された。(2)では，中教審答申において，世界と日本の諸地域の地域的特色を学ぶことや，身近な地域の諸課題を解決し地域の発展に貢献しようとする態度を養うことが示されたのを受けて，地域的特色や地域の課題をとらえることをねらいとした趣旨に改めた。(3)及び(4)は基本的に従前の趣旨を継承しており，文言も変えていない。

②歴史的分野

(1)の「我が国の歴史の大きな流れと各時代の特色を世界の歴史を背景に理解させ」が，「我が国の歴史の大きな流れを，世界の歴史を背景に，各時代の特色を踏まえて理解させ」に改訂された。(2)(3)及び(4)は基本的に従前の趣旨を継承しており，文言も変えていない。

③公民的分野

(2)に「現代社会についての見方や考え方の基礎を養う」という文言が付加された。(1)(3)及び(4)は基本的に従前の趣旨を継承しており，文言も変えていない。

２　各分野の内容について

①地理的分野（１２０単位時間）

内容構成について，従前の「(1)世界と日本の地域構成」「(2)地域の規模に応じた調査」「(3)世界と比べてみた日本」を見直し，「(1)世界の様々な地域」と「(2)日本の様々な地域」の２つの大項目に再構成された。

○世界に関する地理的認識の重視
○動態地誌的な学習による国土認識の充実
○地理的技能の育成の一層の重視
○社会参画の視点を取り入れた身近な地域の調査の実践

②歴史的分野（１４０単位時間）

○我が国の歴史の大きな流れの理解の一層の重視
○歴史について考察する力や説明する力の育成するために，各時代の特色や時代の転換にかかわる基本的な内容の定着を図り，課題追究的な学習を重視
○現代社会についての理解が深まるよう近現代の学習の重視
○様々な伝統や文化の学習の重視
○我が国の歴史の背景にある世界の歴史の取扱いの充実

③公民的分野（１００単位時間）

○現代社会をとらえるための見方や考え方の基礎を一層養う学習の重視

○持続可能な社会という視点から環境問題や少子高齢社会における社会保障と財政の問題などについて考えさせ探究させる学習を重視
○習得した概念を活用して諸事象間の関連を説明せること，自分の考えを論述させたり，議論などを通してお互いの考えを深めさせることを重視
○現代社会における文化の意義や影響を理解させるとともに，国際社会に関する学習を重視

Ⅲ　具体的な改善事項

※ 新設事項　　　　重点　　【解説 p.　参照】

1　目標について

目　標	改訂のポイント
1　教科の目標 広い視野に立って，社会に対する関心を高め，諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し，我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め，公民としての基礎的教養を培い，国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。	・現行どおりの趣旨としたが，改正教育基本法第1条の「平和で民主的な国家及び社会の形成者」という表現に合わせて，文言の一部を改めた。
2　各分野の目標 **〔地理的分野〕** (1)　日本や世界の地理的事象に対する関心を高め，広い視野に立って我が国の国土**及び世界の諸地域**※の地域的特色を考察し理解させ，地理的な見方や考え方の基礎を培い，我が国の国土**及び世界の諸地域に関する地理的認識を養う。**	※ 世界の諸地域に関する地理的認識を養うことを明確にする趣旨から，それに関わる文言を新たに付加した。
(2)　日本や世界の地域の諸事象を位置や空間的な広がりとのかかわりでとらえ，それを地域の規模に応じて環境条件や人間の営みなどと関連付けて考察し，地域的特色や地域の課題をとらえさせる。	・今回の改訂で世界と日本の諸地域の地域的特色を学び，身近な地域の調査の中では地域の課題を見いだす学習を行うこととしたことを踏まえ，従前の地域的特色をとらえるための視点や方法を身に付けさせることから，地域的特色や地域の課題をとらえることに主眼を置いた趣旨の文言に改めた。
〔歴史的分野〕 (1)　歴史的事象に対する関心を高め，我が国の歴史の大きな流れを，世界の歴史を背景に，各時代の特色を踏まえて理解させ，それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに，我が国の歴史に対する愛情を深め，国民としての自覚を育てる。	・歴史的分野の学習の中心が「我が国の歴史の大きな流れ」の理解であるという趣旨を一層明確にした。従前これと同列の関係で示されていた「各時代の特色」は，「我が国の歴史の大きな流れ」の理解のために「踏まえ」る内容として位置付けられた。
〔公民的分野〕 (2)　民主政治の意義，国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて，個人と社会とのか	※ 現代の民主政治や国民の生活の向上と経済活動，社会生活などをより一層理解できるようにすることをねらいとして，「現代社会についての見方や考え方の基礎」を，新たに設けた。ここでいう「見方や考え方」とは，現代の社会的事象を読み解く

かわりを中心に理解を深め，**現代社会についての見方や考え方の基礎を養う**※とともに，社会の諸問題に着目させ，自ら考えようとする態度を育てる。	ときの概念的枠組みと考える。人は一般にある情報を手にしたとき，何らかの枠組みに即しながら考察し，その情報がもつ意味や価値をとらえようとする。概念的枠組みを「見方や考え方」としているのである。

2　内容について

内　容	改訂のポイント
〔地理的分野〕 学習内容の構成については，従前の「(1)　世界と日本の地域構成」「(2)　地域の規模に応じた調査」及び「(3)　世界と比べて見た日本」を見直し，「(1)　世界の様々な地域」と「(2)　日本の様々な地域」の二つの大項目で再構成した。	・各大項目はそれぞれ，まず地理的認識の座標軸を形成するべく世界又は日本の諸地域構成に関する学習を行い，次に世界各地の生活等の多様性又は日本全体を大観して，その後に世界又は日本の諸地域の地域的特色を学び，最後に調べ学習を行う構成になっている。これは，習得－活用－探究の学習過程を基軸に，学習内容や学習活動の質を段階的に深められるようにしたためである。
(1)　世界の様々な地域 ア　世界の地域構成 地球儀や世界地図を活用し緯度と経度，大陸と海洋の分布，主な国々の名称と位置，地域区分などを取り上げ，世界の地域構成を大観させる。	・小学校での学習成果を踏まえ，生徒が中学校地理的分野の学習に円滑に取り組めるように留意するとともに，地球儀や世界地図，地図帳を十分に活用して，基礎的知識や技能を確実に身に付けさせること。
イ　世界各地の人々と生活の環境【新設※】 **世界各地における人々の生活の様子とその変容について，自然及び社会的条件と関連付けて考察させ，世界の人々の生活や環境の多様性を理解させる。**	※ 世界各地の人々の生活と宗教とのかかわりに着目させることや，世界の主要宗教の分布の様子を理解させること。
ウ　世界の諸地域【新設※】 **世界の諸地域について，各州に暮らす人々の生活の様子を的確に把握できる地理的事象を取り上げ，それを基に主題を設けて，それぞれの州の地域的特色を理解させる。**	※ 州ごとに様々な面から地域的特色を大観させ，その上で主題を設けて地域的特色を理解させるようにすること。まず，基礎的・基本的な知識を習得する学習を行い，それらの知識を活用して生徒の生活と結び付く地理的事象を取り上げ，生徒の関心と結びつきやすい主題を設定し追究する中で，地域的特色が明らかになるように学習を展開すること。
エ　世界の様々な地域の調査	・調べる主題の例示，地理的事象を取り上げて調査する方法の提示，レポートの書き方などについて解説書の中で例示されている。 【解説 p.38 ～ 39 参照】
(2)　日本の様々な地域 ア　日本の地域構成 イ　世界と比べてみた日本の地域的特色	
ウ　日本の諸地域【新設※】 **日本を幾つかの地域に区分し，それぞれの地域について，考察の仕方を基にして，地域的特色をとらえさせる。**	※ 地域の特色を網羅的・並列的に扱うのではなく，あくまでも中核とした地理的事象を他の事象と有機的に関連付けて追究する学習活動を展開するようにすること。
エ　身近な地域の調査	・世界と日本の様々な地域を学習した後に位置付けることで，既習知識，概念や技能を生かすとともに，地域の課題を見いだし考察するなどの社会参画の視点を取り入れた探究型学習を地理的分野の

	学習のまとめとして行うこと。
〔歴史的分野〕 (1)　**歴史のとらえ方** **ア　我が国の歴史上の人物や出来事などについて調べたり考えたりするなどの活動　【新設※】** イ　身近な地域の歴史を調べる活動 **ウ　学習した内容を活用してその時代を大観し表現する活動　【新設※】**	※歴史的分野全体の導入として，小学校での学習を踏まえ，歴史上の人物や出来事などを取り扱って，時代の区分やその移り変わりに気付かせる学習として設けた。 ・受け継がれてきた様々な伝統や文化について具体的・実感的に学習するようにした。 ※「我が国の歴史の大きな流れ」を各時代の特色を踏まえて理解させるという歴史的分野の学習の基本的なねらいを踏まえ，新たに項目として設定した。
(2)　古代までの日本 (3)　中世の日本 (4)　近世の日本 (5)　近代の日本と世界	・歴史について考察する力や説明する力の育成を重視したことから，大項目(3)から(6)にそれぞれ１か所ずつ，政治面などその時代における変革の特色，即ちそれ以前の時代からの転換の様子を考える学習を設定した。
(6)　現代の日本と世界	・これまで「近現代」として１つだった大項目を「近代」と「現代」の２つの項目に分けた。また，中項目の数を見ても，全体に占める近現代の比率を，これまでより高くした。近現代の学習の重視とは，必ずしもその内容の増大や詳細化を意味しない。複雑でとらえにくい面のある近現代の学習では，むしろ内容の一層の焦点化を図り，具体的な事例を通じてその大きな展開をつかませるなどの学習指導上の工夫が求められる。
〔公民的分野〕 (1)　私たちと現代社会 ア　私たちが生きる現代社会と文化 イ　国民の生活と政府の役割	・現代社会をとらえるための見方や考え方の基礎を一層養う学習として「対立と合意，効率と公正など」を理解させる学習を取り入れた。
(2)　私たちと経済 ア　市場の働きと経済 イ　国民の生活と政府の役割 (3)　私たちと政治 ア　人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 イ　民主政治と政治参加 (4)　私たちと国際社会の課題 ア　世界平和と人類の福祉の増大	・主体性をもって社会に参画し課題を解決していくことができる力を身に付けさせるため，法や金融に関する教育の充実を図った。その際，制度や仕組みの意義，働きについて理解を深めさせるようにした。
イ　よりよい社会を目指して持続可能な社会を形成するという観点から私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ，自分の考えをまとめさせる。【新設※】	※政治や経済の学習に加え，地理的分野や歴史的分野の学習などによって習得した知識や概念を基に，課題を探究する学習として行うことが求められる。多面的・多角的に探究し，私たちの社会が今後も発展していくためにどうすべきか，よりよい社会を形成していくことを主体的に考えていくことは，２１世紀を生きる生徒には必要なことである。

Ⅳ　指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画作成上の配慮事項

指導計画作成上の配慮事項	改訂のポイント
(1)　小学校社会科の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに，地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するこの教科の基本的な構造に留意して，全体として教科の目標が達成できるようにする必要があること。	・小学校社会科の内容との関連については，単に学習内容だけでなく，学習方法にも着目し，また，生徒の興味・関心や能力，態度にも配慮して，中学校社会科の各分野の学習が効果的に行われるようにしなければならない。 ・各分野の相互補完の関係を踏まえ，各分野の特質に応じた学習指導を展開するとともに，他分野の位置付けや役割に留意し，全体として調和が取れるようにすること。
(2)　各分野の履修については，第１，第２学年を通じて地理的分野と歴史的分野を並行して学習させることを原則とし，第３学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。各分野に配当する授業時数は，地理的分野120単位時間，歴史的分野130単位時間，公民的分野100単位時間とすること，これらの点に留意し，各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。	・地理的分野は第１，第２学年あわせて120単位時間履修させ，歴史的分野については第１，第２学年あわせて90単位時間，第３学年の最初に40単位時間履修させ，その上で公民的分野を100単位時間履修させること。
(3)　知識に偏り過ぎた指導にならないようにするため，基本的な事項・事柄を厳選して指導内容を構成するものとし，**基本的な内容が確実に身に付くよう指導する**※こと。また，生徒の主体的な学習を促し，課題を解決する能力を一層培うため，各分野において，第２の内容の範囲や程度に十分配慮しつつ事項を再構成するなどの工夫をして，適切な課題を設けて行う学習の充実を図るようにすること。	※ 基本的な内容が確実に身に付くように指導するとは，各項目において指導内容を検討するに当たって，例えば諸地域や各時代の細かな構成要素を網羅的に扱ったり，諸要素の成因を細かく追究したり，用語や概念を細かく列挙してその解説のみの指導に陥ったりするような扱いは避け，各項目のねらいや生徒の特性等に十分配慮して，基本的な事項・事柄を精選して扱う必要があるということを意味している。
(4)　第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第３章道徳の第２に示す内容について，社会科の特質に応じて適切な指導をすること。【新設※】	※ 社会科で扱った内容や教材の中で適切なものを，道徳の時間に活用することが効果的な場合もある。また，道徳の時間で取り上げたことに関係のある内容や教材を社会科で扱う場合には，道徳の時間における指導の成果を生かすように工夫することも考えられる。そのためにも，社会科の年間指導計画の作成などに際して，道徳教育の全体計画との関連，指導の内容及び時期等に配慮し，両者が相互に効果を高めことが大切である。

2　内容の取扱いについての配慮事項

内容の取扱いについての配慮事項	改訂のポイント
2 指導の全般にわたって，資料を選択し活用する学習活動を重視するとともに作業的，体験的な学習の充実を図るようにする。その際，地図や年表を読みかつ作成すること，新聞，読み物，統計その他の資料に平素から親しみ適切に活用すること，観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ，発表することなどの活動を取り入れるようにする。また，資料の収集，処理や発表などに当たっては，**コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用し，指導に生かすことで，生徒が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに，生徒が主体的に情報手段を活用できるよう配慮するものとする。その際，情報モラルの指導にも配慮するものとする※。**	※ 生徒による主体的なコンピュータや情報通信ネットワークの活用は，知識や概念の習得や，資料の収集，処理，情報の共有や交流，発表などを通して社会科学習をより豊かなものにする可能性をもっている。そこで，指導に際しては，コンピュータや情報通信ネットワークの積極的な活用が期待される。また，生徒にコンピュータや情報通信ネットワークを活用させる際には，情報モラルの指導にも配慮することが大切である。
3　内容の指導に当たっては，教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき，適切に行うよう特に慎重に配慮して，政治及び宗教に関する教育を行うものとする。【新設※】	※ 政治に関する教育については，良識ある公民として必要な政治的教養を尊重して行う必要があるとともに，いわゆる党派的政治教育を行うことのないようにする必要がある。 ※ 宗教に関する教育については，宗教に関する寛容の態度，宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位を尊重して行う必要がある。このうち，宗教に関する一般的な教養については，今回の教育基本法改正により，追加されたものである。なお，国・公立学校においては特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動を行うことのないようにする必要がある。

V　移行措置期間中の取扱い

移行期間中の特例及び留意点

(1)　全部又は一部について，新中学校学習指導要領によることができる。ただし，平成22年度の第１学年並びに平成23年度の第１学年及び第２学年の社会の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第２章第２節第３の１(2)の規定にかかわらず，新中学校学習指導要領第２章第２節第３の１(2)の規定により，各学年において授業時数を各分野に適切に配当するものとする。

(2)　現行中学校学習指導要領による場合には，平成23年度の第１学年の社会の地理的分野の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔地理的分野〕のうち，２(1)，２(2)ア及びウ並びに２(3)ア(ｱ)から(ｳ)まで及び(ｵ)の事項を指導するものとする。

Ⅵ　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　地理的分野の学習内容が増えたことで，配当時間に納まらないのではないか。

小学校で，大陸と海洋や４７都道府県，主な国，また系統的な日本の地理学習をするので，これを前提にすれば，中学校の地理学習はスリム化できる。世界と比べた日本の地域的特色では，生活・文化が削除され４項目となっている。新設した世界各地の人々の生活と環境は，生徒の興味や関心をひきつけるためのもので，それほど詳しい内容は求めていない。深く立ち入るのではなく，小学校の学習内容を生かした豊かで楽しい授業を展開することが大切である。世界の諸地域の学習は，主題を設けて，焦点化して，特化して行うことが必要である。動態的地誌は，静態的地誌に比べて，網羅的ではなく扱わないこともあるが，世界各地の人々の生活と環境を大観する学習で基本的な事柄は担保しているので，隙間があるとしても補える。調べ学習をする世界の様々な地域の調査は複数の国を扱うことが難しく，１つの国を扱うことになるとしても，調べ方の習得を丁寧に指導することが大切である。場合によっては，身近な地域の学習と日本の諸地域学習を結びつけて扱うことにより，時間は縮減できる。

Ｑ２　移行措置に関わり，平成 22 年度入学生は，本格実施の第３学年になった時点において 40 単位時間が余剰する。この 40 単位時間を見越した上で，40 単位時間の歴史を残しつつ，第１・２学年で，歴史を詳しく指導する指導計画を立てよということなのか。

40単位時間増は，時代のまとめや導入をしっかりと行い，言語活動の充実を図るためのものである。歴史的分野については，入学時より，３年間を見通した130単位時間分の指導計画を作成して指導することが大切である。

Ｑ３　歴史的分野においては我が国の歴史の大きな流れを理解するための学習が重視されている。個別の事象は軽く扱えばよいか。

今回の改訂においては，我が国の歴史の大きな流れを理解するための学習を重視し，学習指導要領上も学習内容を構造的に，また焦点を明確にして示すことにした。このことは，これまでの歴史学習がややもすると個別の事象の並列的な提示と記憶に傾き，ひとまとまりの学習内容の焦点がつかみにくくなっていたことを改善することをねらいとしている。この改善の趣旨を踏まえ，各事象の学習の仕方を十分に工夫する必要がある。例えば，焦点化された内容に関わりが低い事象は必ずしも取り上げるべきではないことになり，反対に，それに深くかかわる事象は十分な時間をかけて学習方法を工夫し，しっかりと理解させることが必要になる。

Ｑ４　公民的分野においては，社会科全体のまとめとして，よりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させることとなっている。指導に当たって，地理的分野，歴史的分野の学習の成果を活用するとはどのようなことか。

この項目において探究させる課題そのものについては，持続可能な社会を形成するという観点から様々なものが想定される。したがって，例えば，地理的分野における自然環境，人口，資源・エネルギー，産業などの観点からの日本についての学習の成果や，歴史的分野における各時代の日本人の生活や社会の様子についての学習や身近な地域の学習の成果を生かしながら，課題を探究させることが考えられるが，具体的には，課題の内容に応じて，活用される学習成果は異なるものとなると考えられる。

数　学

Ⅰ　改訂の趣旨

1　改善の基本方針

(1)　数学科については，発達の段階に応じ，数学的活動を一層充実させ，基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け，数学的な思考力・表現力を育て，学ぶ意欲を高める。

(2)　数学の内容の系統性を重視しつつ，学年間や学校段階間で内容の一部を重複させて，発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による教育課程を編成し，基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。

(3)　根拠を明らかにし筋道を立てて体系的に考えることや，言語や数，式，図，表，グラフなどの相互の関連を理解し，それらを適切に用いて問題を解決したり，自分の考えを分かりやすく説明したり，互いに自分の考えを表現し伝え合ったりする学習活動を充実させ，数学的な思考力・表現力等の育成を図る。

(4)　数量や図形の意味を理解する上で基盤となる素地的な学習を取り入れたり，反復（スパイラル）による教育課程により，学習の進歩が感じられるようにしたり，学習して身に付けたものを日常生活や他教科等の学習，より進んだ数学の学習へ活用したりすることで，学ぶことの意義や有用性を実感できるようにする。

(5)　各学年の内容において数学的活動を具体的に示し,数学的活動を生かした指導や,言語活動及び体験活動を重視した指導の一層の充実を図る。

2　改善の具体的事項

(1)　領域構成は，確率・統計に関する領域「資料の活用」を新設し，「数量関係」を「関数」と改め，「数と式」，「図形」，「関数」，「資料の活用」の４領域とする。

(2)　新たな内容を学習する際には，一度学習した内容を再度学習できるようにするなど，学び直しの機会を設定することを重視する。

(3)　数学的活動を重視するため，各学年の内容において，数学的活動についての記述を位置付ける。その際，小学校と中学校との接続に配慮する。

(4)　「数と式」の領域では，不等式を用いて数量の大小関係を表すことや比例式，有理数・無理数の用語と概念，二次方程式の解の公式などを指導する。

(5)　「図形」の領域では，図形の移動，投影図，球の表面積や体積，図形の面積比・体積比などを指導する。

(6)　「関数」の領域では，関数という概念のもとで比例，反比例などを理解できるよう，第１学年から「関数」の用語と概念を指導する。また，いろいろな事象と関数を指導する。

(7)　「資料の活用」の領域では，ヒストグラムや代表値を用いて全体の傾向を捉えたり，標本を取り出して調べることで母集団の傾向を捉えたりすることを指導する。

Ⅱ　改訂の要点

1　目標について

○　教科の目標

①数学的活動を通して，数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則についての理解を深め，数学的な表現や処理の仕方を習得し，事象を数理的に考察し②表現する能力を高めるとともに，数学的活動の楽しさや③数学のよさを実感し，それらを④活用して考え

たり判断したりしようとする態度を育てる。

① 目標の冒頭に「数学的活動を通して」という文言を付加し，目標の全体にかけている。生徒が目的意識をもって主体的に数学的活動に取り組み，教師が適切に指導を行うことによって目標を実現するという，学習指導の進め方の基本的な考え方を示している。

② 「表現する能力」という文言を付加し，考える能力と表現する能力とは互いに補完し合う関係であり，自分で考えたことを数学的に表現し，それを伝えたり学び合ったりすることを重視するということを示している。

③ 「数学のよさを実感し」という文言を付加し，数学的な見方や考え方などのよさを実感して数学の学習に意欲的に取り組むことの大切さを示している。

④ 「考えたり判断したり」という文言を付加し，生徒が数学を活用して考えたり判断する機会を設け，その必要性や有用性を実感を伴って理解できることの重要性を示している。

2 内容について

① 小学校において学習したことを素地として中学校において活用することや，義務教育としての国際的な通用性などを踏まえ，一部の内容の指導時期を改めた。

学　年	〔中学校数学科における内容の移行について〕
第１学年	●数の集合と四則計算の可能性←高「数学Ⅰ」 ●大小関係を不等式を用いて表すこと←高「数学Ⅰ」（一部） ◎簡単な比例式を解くこと ◎平行移動，対称移動及び回転移動 ◎投影図 ●球の表面積と体積←高「数学Ⅰ」 ○関数関係の意味←中第２学年 ●資料の散らばりと代表値←高「数学基礎」「数学Ｂ」 ◆図形の対称性（線対称，点対称）→小第６学年 ◆角柱や円柱の体積→小第６学年
第２学年	○円周角と中心角の関係→中第３学年 ◆起こり得る場合を順序よく整理すること→小第６学年
第３学年	●有理数と無理数←高「数学Ⅰ」 ●二次方程式の解の公式←高「数学Ⅰ」 ●相似な図形の面積比と体積比←高「数学Ⅰ」 ○円周角と中心角の関係←中第２学年（一部，高「数学Ａ」から） ●いろいろな事象と関数←高「数学Ⅰ」 ●標本調査←高「数学基礎」「数学Ｃ」

注意：●…高校から中学校に移行する内容，○…中学校学年間で移行する内容
◎…中学校で新規に指導する内容，◆…中学校から小学校へ移行する内容

② 指導する内容に大きな変更がない場合も，授業における指導の目標を明らかにし，基礎的・基本的な知識及び技能の習得と思考力，判断力，表現力等の育成のための指導がバランスよく実現されるよう改善を図る。

③ 生徒が身に付けるべき能力を次第に高めていけるよう，**「培う→養う→伸ばす」**という表現を用いた。習得すべき内容は，**「～を知ること」**と**「～を理解すること」**という表現を用いた。

④ 考えたり判断したりする際に生徒が習得した知識・技能を活用できることを重視している。「活用」という表現は該当する全ての場面で用いているが，特に日常生活や社会事象を対象とする場面には「利用」と表現し，指導の趣旨を明らかにした。また，どのように活用するのかを明確にする必要がある場合は，「用いて～する」

と表現してその意図を示した。

3　「指導計画の作成と内容の取扱い」に関する改善

①　学び直しの機会の設定

新たな内容を指導する際に，既に指導した内容を再度取り上げることが生徒の理解を深めたり拡げたりするために有効な場合は,積極的に学び直しの機会を設ける。

②　数学的活動の一層の充実

数学的活動の指導に当たっての配慮事項として次の機会を設ける。

・数学的活動を楽しみ，数学を学習する意義や必要性を実感すること
・見通しをもって数学的活動に取り組み，振り返ること
・数学的活動の成果を共有すること

③　課題学習の位置付け

課題学習を重視し，各領域の内容を総合して見いだした課題を解決する学習と位置付ける。また，数学的活動への取組を促すことに配慮して，各学年で指導計画に適切に位置付ける。

Ⅲ　具体的な改善事項

※ 新設事項　　重点　（ 補足点

1　目標について

目　標	改訂のポイント
1　教科の目標（５分割して解説） **①数学的活動を通して**	・数学的活動を通した指導は，各領域において行われる必要がある。 ・既習の数学を基に数や図形の性質を見いだし発展させる活動，日常生活や社会で数学を利用する活動，数学的な表現を用いて根拠を明らかにし筋道立てて説明し伝え合う活動を重視する。
②数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則についての理解を深め，数学的な表現や処理の仕方を習得し	・数学科では，基礎的・基本的な内容の背景にある原理・法則の理解に裏付けられた確かな知識及び技能を習得する必要がある。 ・問題解決の過程では，数学的な概念や原理・法則及び数学的な表現や処理の仕方を活用できるようにする。 ・経験を通して学ぶことを重視し，数学的活動を通して学習できるよう配慮する。
③事象を数理的に考察し表現する能力を高める	【事象を数理的に考察する場面】 ・日常生活や社会における事象を数学的に定式化し，数学の手法で処理し，その結果を現実に照らして解釈する場合 ・数学の世界における事象を簡潔な処理しやすい形に表現し適切な方法を選んで能率的に処理したり，その結果を発展的に考える場合 【表現する能力を高めること】 ・数や図形の性質などを的確に表したり，根拠を明らかにして筋道立てて説明したり，自分の思いや考えを伝え合い，それらを共有したり質的に高めたりすることが重要であることを明確に示した。
④数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し	【数学的活動の楽しさ】 ・単に楽しく活動するという側面だけでなく，生徒にどのように知的成長がもたらされるかという質的側面に目を向ける必要があるということを示している。

	【数学のよさ】 ・数学的な表現や処理のよさ，基礎的な概念や原理・法則のよさ，数学的な見方や考え方のよさなどを示している。
⑤それらを活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てる	・体験を通して主体的に学習に取り組むことを重視し，数学を活用して考えたり判断することに主体的に取り組む意欲を高めることに配慮する。
２　学年の目標 ○学年目標についての考え方	・「数学科の目標」を具体化したものが「学年の目標」であり，学年の目標を達成するために「内容」がある。 ・学年の目標は，その学年だけでなく中学校３年間で漸次達成する目標としてその系統性に注意を払う。 ・各学年の目標に明記していなくても，「数学科の目標」にある内容は，いずれの学年においても大切にする必要がある。 ・「内容」の指導においては，常に「数学科の目標」と「学年の目標」との関連，領域相互の関連を合わせて考える必要がある。 ・〔数学的活動〕については学年目標を明示していないが，活動に取り組む機会を設けることが，各領域の目標を達成することと関わっている。

２　内容について

内　容	改訂のポイント
(1)領域構成の改善	・現行「Ｃ数量関係」を「Ｃ関数」と「Ｄ資料の活用」に分ける。 ・「Ｃ関数」…関数にかかわる内容を独立させる ・「Ｄ資料の活用」…確率に関する内容，資料の特徴や傾向を数学的に考察し把握すること，母集団の特徴を標本調査により推測すること，日常生活や社会で起こる事象を取り上げ考えたり判断する活動を中心に構成する
(2)数学的活動について	・ア「数や図形の性質などを見いだす活動」 イ「数学を利用する活動」 ウ「数学的に説明し伝え合う活動」 の三つの数学的活動を示す。 ・生徒の発達段階や学習内容に配慮し，第１学年と第２，３学年の二つに分けて示す。
【第１学年】 ア　既習の数学を基にして，数や図形の性質などを見いだす活動 イ　日常生活で数学を利用する活動 ウ　数学的な表現を用いて，自分なりに説明し伝え合う活動	・ア…第１学年では「見いだす」ことに重点を置き，第２，３学年ではさらに「発展させる」ことまで視野に入れ，質的な高まりを期待する。 ・イ…第１学年で範囲を「日常生活」とし，第２，３学年では「社会」にまで広げている。 ・ウ…第１学年の「自分なりに」から第２，３学年では「根拠を明らかにし筋道立てて」説明し伝え合うところまで質的な高まりを期待している。
【第２，３学年】 ア　既習の数学を基にして，数や図形の性質などを見いだし，発展させる活動 イ　日常生活や社会で，数学を利用する活動 ウ　数学的な表現を用いて，根	・ア，イの活動はウの活動と相互に関連し一連の活動として行われることが多いので，どの活動に焦点を当てて指導するのかを明らかにする必要がある。 ・第２，３学年で同じ活動が提示されているのは，当該学年で指導する内容に即し，２年間継続して

拠を明らかにし筋道立てて説明し伝え合う活動	指導することが必要であることを示している。
(3)各学年の目標や内容の改善 「Ａ数と式」 ［第１学年］	・数量の関係や法則などを，文字を用いて一般的かつ簡潔に表現したり，式の意味を読み取ったりする能力を培うことを明示。 ・目的に応じて，式の計算や変形ができ，形式的に処理できるようにする。
内容（内容の取扱いを含む） ・(1)エ　具体的場面における表現や処理※[1]	※[1] 具体的な場面で正・負の数を用いて表したり処理することを通して，事象についての考察を深め，正・負の数の必要性が分かるようにする。
・内取(1)　数の集合と四則計算の可能性※[2]	※[2] 負の整数を加え，数学の概念としての整数を定義し，とらえ直した数の集合とその集合における四則計算の可能性を取り上げ，数の概念の理解を深める。
・(2)エ　文字を用いた式による表現や読み取り※[3]	※[3] 数量の関係を表す式では，相当関係または大小関係を等式または不等式に表すことを取り扱う。
・内取(2)　大小関係を不等式を用いて表す※[4]	※[4] 不等号を用いることで，数量の大小関係も式に表したり，その意味を読み取ったりすることができるようにする。
・内取(3)　簡単な比例式を解くこと※[5]	※[5] 日常生活において，比を用いて考えることがあり，一元一次方程式を活用する場面として，簡単な比例式を解くことを扱う。
［第２学年］ 内容（内容の取扱いを含む） ・(1)ア　簡単な整式の加法・減法，単項式の乗法・除法	・複雑で無目的な計算練習にならないよう，特に整式の加法・減法は連立二元一次方程式を解くのに必要な　２（３ｘ－２ｙ）－３（２ｘ＋５ｙ）程度の簡単な式の計算を扱う。 ・（４ｘ＋５ｙ）－（２ｘ＋３ｙ）＝２ｘ＋２ｙのように「ｘとｙは１つにまとめられない」という内容を学習した際，第１学年の（４ｘ＋５）－（２ｘ＋３）＝４ｘといった誤答を再度取り上げ，改めるきっかけとなるような学び直しの機会を設けることに配慮する。
・(1)イ　文字を用いた式でとらえ説明できること※[6]	※[6] 文字を用いた式を使って，ある命題が成り立つことを説明する場面で，文字を用いて表現したり，文字を用いた式の意味を読み取ったり，計算する学習が総合的に行われることが重要。第３学年での学習も見通し，漸次理解を深める。
・(2)ウ　連立二元一次方程式を解くことと活用	・加減法や代入法による解き方を理解できるようにする際，「方程式を解く」とはどういうことかを，第１学年で学習した一元一次方程式と関連付け，学び直しの機会を設ける。 ・具体的な問題の解決に必要な程度の連立方程式が解けるようにし，それを活用できるようにする。 ・活用に当たっては立式の段階を重視し，例えば長さの関係，時間の関係，重さの関係など，特定の量に着目して式を作るようにしたり，とらえた数量を表や線分図で表してその関係を明らかにした

	りすることも有効である。
［第３学年］ 内容（内容の取扱いを含む）	
・(1)ウ　具体的な場面での平方根を用いた処理※7	※7 平方根は計算の対象だけでなく，具体的な場面で数を用いて表したり処理する範囲を拡張する。（例…Ａ版の紙の２辺の長さの比，面積が２つの円の和になる円の半径などは，平方根を用いて処理することで可能になるなど，事象についての考察を深められるようにする）
・(2)ウ　文字を用いた式による数量関係の説明※8	※8 第２学年の指導を踏まえ，文字を用いた式で数量及び数量の関係をとらえ説明できるようにし，文字を用いることのよさや必要性についての理解を深める。説明とは単に書けることを意味するのではなく，その内容を相手に分かりやすく伝えることも意味する。
・(3)ウ　解の公式を用いた二次方程式の解法※9	※9 解の公式がなぜ生み出されたのかを知ることは，解の公式を知ることの第一歩である。解の公式を導入する際は，奇数の場合など，係数が数字で表された具体的な二次方程式を平方の形に変形することから，公式が導かれる過程を知ることを重視する。
・(3)エ　二次方程式の活用※10	※10 具体的な問題解決の際，公式を用いて解を導いた場合，量感が失われ，実際にはあり得ない答えを出して気付かないことがあるので，一元一次方程式，連立二元一次方程式よりも一層，答えが適切かどうか調べることを重視する。
・内取(3)　因数分解や平方変形による二次方程式の解法	・平方の形に変形して解く指導では，ｘの係数が偶数であるものを中心に取り扱う。奇数の場合は，解の公式を知ることと関連付けて取り扱う。
「Ｂ図形」 ［第１学年］	
	・全ての学年目標に「観察，操作や実験などの活動を通して」という文言が入っている。 （不思議に思うこと，疑問に思うこと，当面解決しなければならない課題などをよく観察し，見通しをもって結果を予想したり，解決するための方法を工夫したり，予想した結果を確かめたりするために観察，操作や実験などの活動を通して，図形の学習を行うことをねらいとしている。 （観察，操作，実験などがここで重視する活動の例示であることを明確に表す。
内容（内容の取扱いを含む） ・(1)ア　基本的な作図とその活用	・作図の手順を一方的に与えるのではなく，自分で作図の手順を考え，順序よく説明する活動を大切にする。
・(1)イ　平行移動，対称移動，回転移動の理解と２つの図形の関係を調べる※1	※1 図形の移動を通して，移動前後の２つの図形の関係（直線の位置関係・対応する辺や角の相当関係・図形の合同など）に着目することで，図形の性質を見いだしたり，図形の見方を豊かにすることが大切である。 （作図の意味理解に，基本的な作図の方法や結果の正しいことを，図形の移動の見方から確かめることも大切である。移動に関する内容を，作図に関する内容と相互に関連させ，平面図形の理解と第

	2学年の合同の学習につなげる。
・(2)イ　空間図形の平面上への表現と読み取り※2	※2 具体的な空間図形の性質を理解するために，その図形の必要な部分を平面上に表現して捉えたり，平面上の表現からその図形の性質を読み取ったりする。平面上に表現された空間図形を読み取る際，見取図，展開図や投影図を相互に関連付けて扱い，空間図形を実感を伴って理解できるようにする。
・内取(5)投影図	・投影図は，空間図形を平面図や立面図に表現して，空間図形を１つの方向からだけでなく，自分で視点を決めて観察し，分析的に考察するという見方や考え方を身に付けることができる。
・(2)ウ　扇形の弧の長さと面積，基本的な柱体，錐体，球の表面積と体積※3	※3 錐体や球の体積は，柱体の体積との関係を予想させ，模型を用いたり実験による測定を行って確かめるなど，実感を伴って理解できるようにする。柱体や錐体の表面積は，実際にその立体を平面に展開して求めるなどの活動を通して指導する。球の表面積も，模型を用いたり実験による測定を行うなど，実感を伴って理解できるようにする。 （三角形や円などその面積を求めることができる図形を底面にもつ柱体や錐体を扱う。
［第２学年］ 内容（内容の取扱いを含む） ・(2)ウ　図形の性質の証明を読んで新たな性質を見いだす	・証明を読むことは，図形の性質の証明を見直したり，評価する際に必要である。証明を読んで新たな性質を見いだすことは，「Ａ数と式」の領域において，文字を用いた式で数量の関係をとらえ説明することを指導する際にも大切である。
・数学的な推論	・推論の過程を正確に，しかも分かりやすく表現する能力を養うことが指導の大切なねらいである。 ・はじめは根拠を明らかにして説明し伝え合う活動を通して，自分の言葉で他者に分かりやすく表現することを大切にする。 ・証明を書くことの指導は，まず証明の構想や方針をたて，要点を言葉や用語，記号を適切に用いて自分の言葉で書くことから始め，よりよいものに改めることを大切にする。その際，証明を評価する活動を適宜取り入れるなど工夫する。
［第３学年］ 内容（内容の取扱いを含む） ・(1)エ　相似な図形の相似比と面積比及び体積比※4	※4 ある図形の面積や体積が分かっているとき，その図形と相似な図形の面積や体積を，元の図形との相似比を知ることにより，求めることができるようにする。
・(2)ア　円周角と中心角の関係の意味と証明	・円周角と中心角の位置関係の場合分けによる証明の必要を理解することが目的ではなく，証明のよさを理解できるようにすることをねらいとする。
・内取(4)円周角の定理の逆	・円周角の定理の逆は，それを活用することが大切である。
・(3)ア　三平方の定理の意味と証明	・定理の証明は生徒にとって技巧的なものもあるため，生徒の興味・関心に応じて取り扱い，その結果として証明できることを知る程度とする。
・(3)イ　三平方の定理の活用	・三平方の定理を空間で利用することや，解決したい現実の場面を数学の対象とする際に，理想化し

	たり単純化し，それを基に解決に必要な図を自分で書くことが大切である。 （求めた答えの適用できる範囲に限界が生じることについて理解できるようにする。）
「Ｃ関数」 ［第１学年］	
	・具体的な事象の中から２つの数量を取り出し，それらの変化や対応を調べることを通して，関数関係を見いだし表現し，考察する能力を３年間を通して徐々に高めていくことが大切である。 ・表，式，グラフを単独で用いるのではなく，相互に関連付けながら関数の特徴を調べる能力を３年間を通して徐々に高めていく。 ・第３学年でいろいろな事象と関数を扱うことにより，事象の中には既習の関数関係ではとらえられない関数があることを取り扱い，一意対応としての関数の意味を明確にするとともに，高等学校の学習の素地となるようにしている。
・(1)ア　関数関係の意味を理解すること※1	※1 小学校で学習した比例・反比例を関数としてとらえ直し，関数関係についての内容を一層豊かにする。具体的な事象の中から伴って変わる２つの数量を取り出し，その変化や対応の仕方に着目して，関数関係の意味を理解する。 （比例・反比例は関数の例であり，比例・反比例だけが関数であるような誤解に陥らないよう，関数の概念の広がりを実感できるようにし，関数関係を見いだし表現し考察する能力を養う。）
・(1)オ　比例・反比例を用いて具体的な事象をとらえ説明すること※2	※2 比例・反比例の学習を通して，具体的な事象をとらえ説明することができるようにする。２つの数量の関係を表・式・グラフに表し，その関係が比例・反比例であると理解できれば，２つの数量の変化や対応について様々な特徴をとらえることができる。 （具体的な事象においては，変域を意識しながら事象をとらえ，説明できるようにする。）
［第２学年］ 内容（内容の取扱いを含む） ・(1)エ　一次関数を用いて具体的な事象をとらえ説明すること	・事象をとらえ説明する際は，何を明らかにするのかという目的意識をもち，事象をどのように解釈して数学の対象とするのかを明確にして，目的に応じて表・式・グラフを適切に選択して説明することが大切である。
［第３学年］ 内容（内容の取扱いを含む） ・(1)ウ　関数ｙ＝ａｘ^{2}を用いて具体的な事象をとらえ説明すること	・具体的な事象を関数ｙ＝ａｘ^{2}を用いてとらえ説明することを通して，関数関係を見いだし表現し考察する能力を伸ばす。 ・数学的な表現を用いながら他者に説明する場面を意図的に設け，表・式・グラフを適切に選択したり，自分の表現を他者の表現と比較することにより，事象の考察を深めることができることを体験できるようにする。
・(1)エ　いろいろな事象と関数※3	※3 第３学年では，これまでの学習とは異なる関数関係について指導する。こうした経験を通して，伴って変わる２つの数量の関数関係についての理

	解を一層深め，事象の考察に生かそうとする態度を育み，後の学習の素地とする。
「D資料の活用」※	※ この領域の名称を「資料の活用」としたのは，これまでの確率や統計の内容の指導が，資料の「整理」に重きを置く傾向があったことを見直し，整理した結果を用いて考えたり判断したりすることの指導を重視することを明示するためである。 ・情報化社会においては確定的な答えを導くことが困難な事柄についても，目的に応じて資料を収集して処理し，その傾向を読み取って判断することが求められる。そのために必要な基本的な方法を理解し，これを用いて資料の傾向をとらえ説明することを通して，統計的な見方や考え方及び確率的な見方や考え方を培うことが目標である
［第１学年］ ・(1)イ　資料の傾向をとらえ説明すること※1	※1 ヒストグラムや代表値を用いて，資料の傾向を捉え説明できるようにする。ヒストグラムを作ったり代表値を求めることだけが学習の目標にならないようにする。
・内取(6)誤差や近似値，$a \times 10^n$の形の表現	・近似値と誤差の意味について実感を伴って理解できるようにする。$a \times 10^n$の数の表し方は，どの数字までが有効数字であるかを明らかにし，近似値について誤差の見積もりもできることをねらいとする。
［第２学年］ 内容（内容の取扱いを含む） ・(1)イ　確率を用いた不確定な事象の説明※2	※2 確率を求めることだけを目的とするのではなく，不確定な事象に関する問題解決を重視し，生徒が確率を根拠として説明することを大切にする。「必ず～になる」とは言い切れない事柄も，数を用いて考えたり判断できることを理解し，数学と実生活や社会との関係を実感できるようにし，確率の必要性と意味の理解を大切に指導する。
［第３学年］ 内容（内容の取扱いを含む） ・(1)ア　標本調査の必要性と意味※3	※3 日常生活や社会では，収集できる資料が全体の一部分に過ぎない場合が少なくない。一部の資料を基に，全体についてどのようなことがどの程度まで分かるのかを考えることが必要で，全数調査と比較するなどして，標本調査の必要性と意味の理解を深める。
・(1)イ　標本調査による母集団の傾向の説明※4	※4 標本調査により母集団の傾向をとらえ説明することを通して，標本調査についての理解を深める。日常生活や社会における事象に関する問題解決を重視し，生徒の活動を中心に展開する。生徒が導いた予測や判断は，生徒が何を根拠にしてそのことを説明したのかを重視し，調査の方法や結論が適切であるかどうかについて，伝え合う活動を通して共通理解を図る。

Ⅳ　指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画作成上の配慮事項

指導計画作成上の配慮事項	改訂のポイント
(1)　各学年で指導する内容につ	・各学年の目標の達成に支障のない範囲内で，学年

いて	にまたがって指導順序を変更したり，前の学年の復習を取り入れたり，後の学年の内容を一部加えるなど，弾力的な指導が行える。
(2)　学び直しの機会を設定することについて	・生徒の学習を確実なものにするため，既に指導した関連する内容を意図的に取り上げ，学び直しの機会を設定する。 （学び直しの機会を設定することは，単に復習の機会を増やすことだけを意味するものではなく，適切に位置付ける必要がある。）
(3)　道徳の時間などとの関連について	・数学科の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら，適切な指導を行う。 （生徒が事象を数理的に考察し筋道立てて考え，表現する能力を高めることは，道徳的判断力の育成に資するものである。また，数学を活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てることは，工夫して生活や学習をしようとする態度の育成に資するものである。） ・道徳教育の要としての道徳の時間の指導との関連を考慮する必要がある。 （数学科で扱った内容や教材の中で適切なものを，道徳の時間に活用することが効果的な場合もある。また，道徳の時間に取り上げたことに関係のある内容や教材を数学科で扱う場合は，道徳の時間の指導の成果を生かすよう工夫する。）

2　内容の取扱いについての配慮事項

内容の取扱いについての配慮事項	改訂のポイント
(1)　用語・記号	・用語・記号が具体的な内容から離れ，形式的な指導に陥ることのないようにする。 ・各学年段階で示した用語・記号は，その学年で指導が完結して「用いることができるようにする」というのではなく，その学年から使用が始まることを示す。継続して指導し，用いる能力を次第に伸ばすよう配慮して取り扱う。
(2)　コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用	・「Ｄ資料の活用」だけでなく，他の領域においてもどのような指導に用いることができるか検討して，積極的な活用を図る。 （「適切に活用し」とは，インターネットなどの活用において，生徒が的確に判断し対処できるよう，メディア・リテラシーの育成に配慮する必要があることを意図する。）

3　数学的活動の指導に当たっての配慮事項

配慮事項	改訂のポイント
(1)　数学的活動を楽しみ，数学を学習することの意義や必要性を実感すること	・数学的活動の楽しさは，単に楽しく活動するという側面だけでなく，知的成長による楽しさという側面も意味する。 ・生徒が数学を学習する意義や必要性について自らに問いかけ，答えを見いだすことができるよう配慮する。
(2)　見通しをもって数学的活動に取り組み，振り返ること	・生徒が取り組む問題は，生徒が既習の数学を基にするなど，自ら課題を見いだす機会も設ける。

	・解決の過程では，場当たり的な取組ではなく，問題を解決するための構想をまとめられるようにすることが重要である。 ｛導いた結果が期待と異なっても，自らの活動を振り返り評価することで，改めるきっかけや新しい課題を得る機会が生まれ，そのことを実体験することは生徒の自立的な取組に大切である。
(3)　**数学的活動の成果を共有すること**	・共有するものは活動の成果だけでなく，途中まででも自分で考えたことや，結果は間違っていても課題を追究して感じた成就感などがある。 ・(1)や(2)にかかわる思いや取組を，生徒間で共有し，今後の数学的活動に生かすことが重要である。

４　課題学習とその位置付け

課題学習とその位置付け	改訂のポイント
(1)　**課題学習のねらい**	・課題学習のねらいは，各領域の内容を総合したり，日常の事象や他教科等での学習から見いだした課題を主体的に解決することを通して，数学的な見方や考え方をさらに深めることである。 ｛通常の授業では，各領域の内容を関連性のないものととらえる傾向があるが，課題学習では，各領域の内容を総合して課題の解決に取り組む学習を行う。
(2)　**課題の満たすべき要件**	ア　一人一人の生徒が様々な思考や創意工夫を行うことができ，意欲的な追究を継続することができる課題 イ　一人一人の生徒がそれぞれの方法で結果を見通すことのできる課題 ウ　解決のために多様な数学的な見方や考え方が発揮される課題 エ　課題の解決だけにとどまらず，その解決を振り返り発展的に考えることができる課題
(3)　**通常の授業と課題学習**	・問題解決的な学習と課題学習は互いに独立した学習ではない。通常の授業で問題解決的な学習を継続し，各領域の内容を総合したり，日常の事象や他教科等での学習から見いだした課題を解決する学習として課題学習を位置付ける。 ｛課題学習を通して「主体的な学習」「数学的な見方や考え方の育成」を一層促進する。 ｛課題学習の指導は，教師にとっても教材研究や指導法の改善のよい機会となり，教師自身が課題学習に主体的に取り組むことが求められる。

Ⅴ　移行措置期間中の取扱い

１　移行期間中の特例及び留意点

新学習指導要領 pp.131 ～ 133「中学校数学の移行措置について」の「現行課程」の**ゴシック体（太字）**の内容に「新課程」の**ゴシック体（太字）**の内容を追加して指導する。

※平成21年度は，第１学年のみ内容を加えて指導。第２学年は，円周角と中心角の関係を削除する。

※平成22,23年度は全学年で新課程の内容を追加して指導する。

２　移行期間中の補助教材について

追加される内容は，教科書に補助教材を加えて指導する。

※国が作成する補助教材を用いて，新たに加わる内容を適切に指導する。
※加える内容は「中学校学習指導要領解説数学編」を参考にして適切に指導する。
※補助教材は平成２０年度末に配布予定である。

３　移行期間中の〔数学的活動〕について

新学習指導要領の〔数学的活動〕に規定する事項を加えることができる。

※各学年に例示された三つの〔数学的活動〕を移行期間から実施することが可能であるが，できれば行う方向でありたい。

Ⅵ　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　数学的活動について，示された内容は必ずやらなければならないのか。時間的にも苦しくなるのではないか。

「これをやらなければならない。」「これだけをやればよい。」というのではなく，あくまでも事例である。生徒が目的意識をもって取り組むためには，その前提となる指導があるはずであり，単に数学的活動をすればよいということでもない。また，この内容は特別な内容をもってきたり，新しい内容をもってきたわけではなく，従来の内容の質を高めたものであり，時間的にも多くの時間は必要ないと考える。

Ｑ２　探究的な学習について，数学の授業の中で指導するという意味が強いのか。これまでは総合的な学習の時間の中で指導するととらえていたのだが。

数学の中で必ずできるというものではない。できないこともないとは思うが，「数学的活動」の中では，まず，「活用」をねらいとして指導していただきたい。探究的な学習は総合的な学習の時間が基本である。習得・活用・探究は相互に関連し合って展開していくものであり，相互作用的に伸ばすべきものである。

Ｑ３　思考力・判断力・表現力等は，どの観点で評価するのがよいのか。

数学的な見方・考え方の観点で評価をする。知識及び技能は，知識・理解や表現・処理で評価するのが適切である。

Ｑ４　今回の改訂を簡単にまとめるとどうなるのか。

２つの特徴にまとめられる。
(1) バランスを取ること・・・①基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力をバランスよく育成する。（意味の理解と計算技能のバランスを取る）
②新しい内容を取り入れることとこれまでの内容をよりよい方法で教えることのバランスを取ることが大切である。
(2) 質を高めること・・・今までであるものの質を高めることが必要である。（数学的活動や学び直しなど）
※プロの力量が問われることになる。

理　科

Ⅰ　改訂の趣旨

1　改善の基本方針

(1)　理科については，その課題を踏まえ，小・中・高等学校を通じ，発達の段階に応じて，子どもたちが知的好奇心や探究心をもって，自然に親しみ，目的意識をもった観察・実験を行うことにより，科学的に調べる能力や態度を育てるとともに，科学的な認識の定着を図り，科学的な見方や考え方を養うことができるよう改善を図る。

(2)　理科の学習において基礎的・基本的な知識・技能は，実生活における活用や論理的な思考力の基盤として重要な意味をもっている。また，科学技術の進展などの中で，理数教育の国際的な通用性が一層問われている。このため，科学的な概念の理解など基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る観点から，「エネルギー」，「粒子」，「生命」，「地球」などの科学の基本的な見方や概念を柱として，子どもたちの発達の段階を踏まえ，小・中・高等学校を通じた理科の内容の構造化を図る方向で改善する。

(3)　科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から，学年や発達の段階，指導内容に応じて，例えば，観察・実験の結果を整理し考察する学習活動，科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動，探究的な学習活動を充実する方向で改善する。

(4)　科学的な知識や概念の定着を図り，科学的な見方や考え方を育成するため，観察・実験や自然体験，科学的な体験を一層充実する方向で改善する。

(5)　理科を学ぶことの意義や有用性を実感する機会をもたせ，科学への関心を高める観点から,実社会・実生活との関連を重視する内容を充実する方向で改善を図る。また，持続可能な社会の構築が求められている状況に鑑み，理科についても，環境教育の充実を図る方向で改善する。

2　改善の具体的事項

身近な自然の事物・現象について生徒が自ら問題を見いだし解決する観察・実験などを一層重視し，自然を探究する能力や態度を育成するとともに，科学的な知識や概念を活用したり実社会や実生活と関連付けたりしながら定着を図り，科学的な見方や考え方，自然に対する総合的なものの見方を育てることを重視して，次のような改善を図る。

(1)　科学に関する基本的概念の一層の定着を図り，科学的な見方や考え方，総合的なものの見方を育成すること

・「エネルギー」「粒子」「生命」「地球」などの科学の基本的な見方や概念を柱として理科の内容を構成し，科学に関する基本的概念の一層の定着が図れるよう改善する。

・科学的な見方や考え方を育成し，科学技術と人間，エネルギーと環境など総合的な見方を育てる構成とする。

・小学校との接続にも十分に配慮するとともに，国際的な通用性，内容の系統性の確保などの観点から改善を図る。

a　１分野

学習内容の特徴や指導の重点	「エネルギー」「粒子」などの科学の基本的な見方や概念を柱として内容を構成し，科学に関する基本的概念の一層の定着を図る。さらに科学技術と人間，エネルギーと環境など総合的な見方を育てる学習になるよう内容を構成する。
新しい学習内容	電力量，力の合成と分解，仕事と仕事率，水溶液の電導性，原子の成り立ち，イオンなど。

b　２分野

学習内容の特徴や指導の重点	「生命」「地球」などの科学の基本的な見方や概念を柱として，内容を構成し，科学に関する基本的概念の一層の定着を図る。さらに，生命，環境，自然災害など総合的なものの見方を育てる学習になるよう内容を構成する。
新しい学習内容	生物の多様性と進化，遺伝の規則性，ＤＮＡの存在，日本の天気，月の動きと見え方，地球の変動と災害など。

(2)　科学的な思考力・表現力の育成を図ること

・生徒が目的意識をもって観察・実験を主体的に行うとともに，観察・実験の結果を考察し表現するなどの学習活動を一層重視する。

・小学校で身に付けた問題解決の力を更に高めるとともに，観察・実験の結果を分析して解釈する能力や，導き出した自らの考えを表現する能力を育成する。

(3)　科学的な体験，自然体験の充実を図ること

・原理や法則の理解等を目的としたものづくり，野外での発見や気付きを学習に生かす自然観察，継続的な観察や季節を変えての定点観測など，科学的な体験や自然体験の充実を図る。

(4)　理科を学ぶことの意義や有用性を実感すること

・実社会・実生活との関連を重視する内容を充実する。

・持続可能な社会の構築が求められている状況に鑑み，環境教育の充実を図る方向で内容を見直す。

(5)　学習の内容の順序に関する規定について

・内容の系統性に配慮しつつ地域の特性等を生かした学習ができるよう，各学年ごとに標準的な内容を示すこととする。

Ⅱ　改訂の要点

１　目標の改善

(1)　教科の目標

目標の示し方については，中学校理科全体のねらいを述べた教科の目標と，これを受けて第１分野，第２分野の目標がそれぞれ４項目に分けて具体的に記述しているのは現行と同様である。教科の目標は，中央教育審議会の答申や小

学校から高等学校までの理科の目標の一貫性を考慮して示している。中学校では，「自然の事物・現象に進んでかかわる」とあるように，生徒が主体的に疑問を見付け，自らの課題意識をもって観察，実験を行うなど，従前の「関心を高め」に比べ，自ら学ぶ意欲を重視した表現としている。また，「調べる能力」を「探究する能力の基礎」とし，科学的に探究する活動をより一層重視し，高等学校理科との接続を明確にしている。

(2)　分野の目標

両分野とも(1)から(4)までの４項目から成り立っている。教科の目標を受けて示しているもので，両分野の特徴に関してねらいをより具体的に述べている。

Ⅲ　具体的な改善事項

１　目標について

目　標	改訂のポイント
１　教科の目標 自然の事物・現象に進んでかかわり，目的意識をもって観察，実験などを行い，科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め，科学的な見方や考え方を養う。	「自然の事物・現象に進んでかかわり」を目標の冒頭に掲げ，現行の「関心を高め」に比べ，積極性を重視した表現になっている。 「目的意識をもって観察，実験などを行うこと」は，生徒自身が観察や実験を何のために行うか，観察や実験ではどのような結果が予想されるかを考えさせるなど，観察や実験を探究的に進める上で大切である。 「探究する能力の基礎」は，現行の「調べる能力」よりも科学的に探究する活動をより一層重視し，高等学校理科との接続を明確にしている。 「自然の事物・現象についての理解を深めること」は，自然の事物・現象についての知識を体系化するとともに科学的に探究する学習を支えるために重要である。 「科学的な見方や考え方を養うこと」とは，自然を科学的に探究する能力や態度が育成され，自然についての理解を深めて知識を体系化し，いろいろな事象に対してそれらを総合的に活用できるようになることである。
２　１分野の目標 (1)　物質やエネルギーに関する事物・現象に進んでかかわり，その中に問題を見いだし意欲的に探究する活動を通して，規則性を発見したり課題を解決したりする方法を習得させる。	(1)は，物質やエネルギーに関する事物・現象に対して関心をもち，進んでかかわっていこうとする意欲を育てること，小学校から培っている比較したり，条件に目を向けて考えたりするなどの能力を更に伸ばし，観察，実験の結果を分析して解釈することにより，科学的な思考力を育成するというねらいを示している。
(2)　物理的な事物・現象についての観察，実験を行い…。 (3)　化学的な事物・現象についての観察，実験を行い…。	(2)及び(3)は，物理的領域及び化学的領域に関する内容を理解させるとともに，観察，実験などの技能を身に付けさせ，観察，実験の結果を分析して解釈する能力を育て，科学的な見方や考え方を養うというねらいを示している。
(4)　物質やエネルギーに関する事物・現象を調べる活動を行い，	(4)は，物質やエネルギーに関する事物・現象に進んでかかわり，自然を科学的に探究する

これらの活動を通して科学技術の発展と人間生活とのかかわりについて認識を深め，科学的に考える態度を養うとともに，自然を総合的に見ることができるようにする。	活動を行うとともに，これらの活動を通して，科学技術の発展と人間生活とのかかわりについて認識を深め，自然を総合的に見ながら意思決定することの重要性を述べている。
3　２分野の目標	
(1)　生物とそれを取り巻く自然の事物・現象に進んでかかわり，その中に問題を見いだし意欲的に探究する活動を通して，多様性や規則性を発見したり課題を解決したりする方法を習得させる。	(1)は，生物とそれを取り巻く環境に関心をもち，進んでかかわっていく中で，課題を解決していく方法の習得をねらいとしていることを示している。第２分野では，「多様性や共通性を発見したり課題を解決したりする方法を習得させる」として，今回の改訂では「多様性」についての認識を重視している。
(2)　生物や生物現象についての観察，実験を行い…。 (3)　地学的な事物・現象についての観察，実験を行い…。	(2)及び(3)では，生物的領域及び地学的領域の内容を理解させるとともに，観察，実験などの技能を身に付けさせ，観察，実験の結果を分析して解釈し表現する能力を育て，科学的な見方や考え方を養うというねらいを示している。
(4)　生物とそれを取り巻く自然の事物・現象を調べる活動を行い，これらの活動を通して生命を尊重し，自然環境の保全に寄与する態度を育て，自然を総合的に見ることができるようにする。	(4)は，教育基本法や学校教育法の改正を受けて，現行の「自然環境を保全し，生命を尊重する態度」を「生命を尊重し，自然環境の保全に寄与する態度を育て」として，生命尊重や自然環境の保全に積極的に寄与する態度を育成することについて示している。

2　内容について

「～について扱う」は，丁寧に学習する。

「～について触れる」は，教師が提示したり演示したりして軽く触れる。

内　容	改訂のポイント
【第１分野】	
(1)　身近な物理現象	身近な物理現象に対する生徒の興味・関心を高め，日常生活や社会で見られる身近な現象やこれらの活用と関連付けて，科学的にみる見方や考え方を養う。 レポートの作成や発表を適宜行わせ，思考力，表現力などを育成する。 身近な物理現象の学習に当たっては，例えば，簡単なカメラや楽器などのものづくりを取り入れ，原理や仕組みの理解を深めさせる。
ア　音と光	現行とほぼ同じ
イ　力と圧力	「力と圧力」については，力のつり合いを(5)「運動とエネルギー」に移し，力とばねの伸びを扱うこととするなどの充実を図っている。
(ｱ)力の働き （内容の取扱い） エばねに加える力の大きさとばねの伸びの関係も扱うこと。 また，重さと質量の違いにも触れること。力の単位としては「ニュートン」を	力とばねの伸びについては，実験の結果から力の大きさとばねの伸びの関係を見いださせ，測定値の処理の仕方を習得させることが大切である。 目盛りをふってグラフを作成できるようにする。 重さと質量の違いに触れることとしている。ここでは，新たに学習する質量と小学校で学んだ重さとの違いを明確にさせることが重要である。

用いること。	
(ｲ)圧力 （内容の取扱い） オ水中にある物体にはあらゆる向きから圧力が働くことにも触れること。また，水中では物体に浮力が働くことにも触れること。	水圧や大気圧の実験を行い，その結果を水や空気の重さと関連付けてとらえさせることとしている。水圧は生徒が実感としてとらえやすく，水圧と関連付けることで大気圧の学習が分かりやすくなると考えている。 水中にある物体の学習と関連させて，水中では物体に浮力が働くことにも触れることとしている。 力のつりあいは３年生に移行する。
(2)　身の回りの物質	ここで扱う物質としては，できるだけ身近なものを取り上げ，物質に対する興味・関心を高める。 物質の水への溶解や状態変化では，粒子のモデルを用いた微視的な見方や考え方への導入を図る。 観察，実験に当たっては，保護眼鏡の着用などによる安全性の確保や，適切な実験器具の使用と操作による事故防止に留意する。 試薬は適切に取り扱い，廃棄物は適切に処理するなど，環境への影響などにも十分配慮する。
ア　物質のすがた	身の回りの物質とその性質，気体の発生と性質は現行とほぼ同じ。
(ｱ) 身の回りの物質とその性質 （内容の取扱い） ア代表的なプラスチックの性質にも触れること。	日常生活や社会との関連を重視することから，身の回りで利用されているポリエチレンやPETなどの代表的なプラスチックの特徴に触れるようにしている。 「密度」については，計算については扱わないというはどめ規定がなくなった。
イ　水溶液 (ｱ) 物質の溶解 （内容の取扱い） ウ粒子のモデルと関連付けて扱うこと。また，質量パーセント濃度にも触れること。	「粒子」を科学の基本的な見方や概念の柱の一つとすることから，物質の溶解を粒子のモデルと関連付けて扱う。 物質の溶解に関連させて，水溶液の濃さの表し方に質量パーセント濃度があることに触れることとしている。
(ｲ) 溶解度と再結晶 （内容の取扱い） ウ溶解度曲線にも触れること。	水溶液の温度を下げたりして，溶質を取り出すことができることを見いださせ，溶解度と関連付けて理解させ，その際，溶解度曲線にも触れる。
ウ　状態変化	現行の「物質のすがた」から状態変化を独立させ，これまでより丁寧に扱うようになっている。
(ｱ) 状態変化と熱 （内容の取扱い） ウ粒子のモデルと関連付けて扱うこと。その際，粒子の運動にも触れること。	加熱や冷却によって粒子の運動の様子が変化していることに触れる。
(3)　電流とその利用	エネルギーに対する理解を段階的に高めていくため，現行の学習内容に加えて，電力量を扱い，熱量について触れる。また，電流が電子の流れであることを学習する。
ア　電流 (ｳ) 電気とそのエネルギー （内容の取扱い）	エネルギーに対する理解を段階的に高めていくため，電力量を扱い，熱量に触れる。 単位としては，(W)，(J) を扱い，日常使われ

ウ電力量も扱うこと。その際，熱量にも触れること。	ている（kWh）や（cal）についても触れる。
(ｴ) 静電気と電流 （内容の取扱い） エ電流が電子の流れであることを扱うこと。	電流は目に見えないが，その本体である電子を用いると静電気や電流に関する現象を説明できることを実感させる。
イ　電流と磁界 (ｳ) 電磁誘導と発電 直流と交流の違いを理解すること。	交流が得られる仕組みを学び，直流との違いを理解させることで，電流や磁界の学習と日常生活や社会との関連を明確にさせる。
(4)　化学変化と原子・分子	現行とほぼ同じだが，「化学変化と物質の質量」については，これまで扱っている化合の内容を独立させ，これに物質と「化学反応の利用」で扱っていた酸化と還元，化学変化とエネルギーの熱に関する内容を統合し，新たに「化学変化」を設けた。
ア　物質の成り立ち (ｲ) 原子・分子 （内容の取扱い） ア周期表を用いて…。	原子を学習する際，原子には金属や非金属など多くの種類が存在することを理解するため，周期表に触れることとしている。
イ　化学変化（新設）	「酸化と還元」，「化学変化と熱」が３年生より移行
ウ　化学変化と物質の質量	金属の質量を変えて酸化させる実験を行い，結果をグラフ化し，金属の質量と反応する酸素の質量との比を見いださせるようにする。
(5)　運動とエネルギー	実験の結果を分析して解釈させる中で力の基本的な性質を理解させる。その際，レポートの作成や発表を適宜行わせ，思考力，表現力などを育成する。 測定値には誤差が必ず含まれていることや誤差を踏まえた上で規則性を見いださせるよう表やグラフを活用しながら指導をすることが大切である。
ア　運動の規則性 (ｱ) 力のつり合い 力の合成と分解についての実験を行い，合力や分力の規則性を理解すること。	「運動の規則性」の内容から「力学的エネルギー」の内容を独立させている。「運動の規則性」については，これまで１年で扱っていた力のつり合いを移行し，力の合成・分解と相互に関連させて学習する。
（内容の取扱い） ア斜面の角度が90度になったときに自由落下になることにも触れること。	落下運動では，斜面の角度が90度になったときに自由落下になることにも触れることとしている。
イ　力学的エネルギー (ｱ) 仕事とエネルギー 仕事に関する実験を行い，仕事と仕事率について理解すること。また，衝突の実験を行い…。 （内容の取扱い） ウ仕事の原理にも触れること。	「力学的エネルギー」については，理科教育の国際的な通用性の観点から，仕事と仕事率を扱い，仕事の原理にも触れることとしている。 これまで小学校第５学年で扱っていた衝突を移行統合して学習することで，「エネルギー」を科学的にどのようにとらえるか認識させることができると考えている。
(6)　化学変化とイオン	「粒子」を科学の基本的な見方や概念の柱とすることから，物質を構成する基本粒子の１つであ

	るイオンを扱うこととしている。イオンを学習することで，水溶液の電気伝導性や電池などの事象を合理的に説明することができ，これらの事象の理解を深めることができると考えている。
ア　水溶液とイオン (ｱ) 水溶液の電気伝導性 (ｲ) 原子の成り立ちとイオン （内容の取扱い） ア原子が電子と原子核からできていることを扱うこと。その際，原子核が陽子と中性子でできていることにも触れること。	理科教育の国際的な通用性の観点から，イオンの生成と関連して原子が電子と原子核からできていることを扱い，原子核は陽子と中性子からできていることにも触れることとしている。 イオンを表す記号としてイオン式に触れる。
イ　酸・アルカリとイオン (ｱ) 酸・アルカリ （内容の取扱い） ウpHにも触れること。	イオンを扱うことから，これまで１年生で扱っていた「酸・アルカリ・中和」を移行し，酸とアルカリの特性や中和反応について，イオンと関連付けて学習することとしている。
(ｲ) 中和と塩 （内容の取扱い） エ水に溶ける塩と水に溶けない塩があることにも触れること。	日常生活や社会における物質に対する興味・関心を高めるため，pHや，塩には水に溶けるものと溶けないものがあることについても，触れることとしている。
(7)　科学技術と人間	現行の(7)「ア　エネルギー資源」の内容に，新たに様々なエネルギーとその変換の内容を追加している。 現行の(7)「イ　科学技術と人間」を，「科学技術の発展」と「自然環境の保全と科学技術の利用」に分けて充実を図っている。
ア　エネルギー	日常生活や社会では様々なエネルギーの変換を利用していることを理解させることをねらいとしている。
(ｱ) 様々なエネルギーとその変換	エネルギー・環境問題を考える基礎知識として必要な熱の伝わり方や，エネルギーを利用する際の効率についても扱うこととしている。
(ｲ) エネルギー資源 （内容の取扱い） イ放射線の性質と利用にも触れること。	エネルギー資源では，原子力発電に関連して，放射線の性質と利用にも触れることとしている。
イ　科学技術の発展	「科学技術の発展」については，科学技術が人間の生活を豊かで便利にしてきたことを認識させることをねらいとしている。
ウ　自然環境の保全と科学技術の利用 (ｱ) 自然環境の保全と科学技術の利用 （内容の取扱い） ウこれまでの第1分野と第2分野の学習を生かし，第2分野（7）のウの(ｱ)と関連付けて総合的に扱うこと。	「自然環境の保全と科学技術の利用」については，中学校理科の最終項目として扱い，第１分野と第２分野の学習の成果を生かして，自然環境の保全と科学技術の利用について科学的に考察させ，持続可能な社会をつくることの重要性を認識させることをねらいとしている。 自然を総合的に見ながら生徒に意思決定させる場面を設けることが必要であると考えている。

【第２分野】	
(1)　植物の生活と種類	観察，実験を行う際の器具の扱い方を身に付けさせる。 観察，実験では，得られた情報を処理させ，結果を分析して解釈させたり，レポートの作成や発表を行わせたりすることにより，思考力，表現力などを育成する。
ア　生物の観察	目的意識をもった観察，実験を行う観点から，植物体のつくりを観察する場合には漠然とつくりをながめるのではなく，例えば，花のつくりを見いだすことを意識して観察を行うなどする。
ウ　植物の仲間 (ｲ) 種子をつくらない植物の仲間 シダ植物やコケ植物の観察を行い，これらと種子植物の違いを知ること。	「種子をつくらない植物の仲間」として，シダ植物やコケ植物などの観察を行い，植物の多様性に気付かせるとともに，比較することでよりよく種子植物を理解することを重視している。 シダ植物やコケ植物では，種子ではなく胞子で増えることを学習する。
(2)　大地の成り立ちと変化	現行では，直接体験を重視し身近にある地層の観察をきっかけに学習を行うこととしていたが，今回の改訂では，火山活動や地震，火成岩などでの学習を生かして，地層を観察することを想定している。地層を観察する際に，火成岩などの知識を活用して観察できるような授業展開も意識して項目の配列を変えている。
ア　火山と地震 (ｱ) 火山活動と火成岩 （内容の取扱い） ア「火山岩」及び「深成岩」については，代表的な岩石を扱うこと。	火成岩については，火山岩１種類，深成岩１種類を扱うことに限定していたが，多様な岩石が存在することを意識させる観点から，代表的な岩石を扱うことができるようにしている。
イ　地層の重なりと過去の様子 （内容の取扱い） ウ「地層」については，断層，褶曲にも触れること。	大地がダイナミックに変化することを示す観点から，断層と褶曲について触れることとしている。
(3)　動物の生活と生物の変遷	現行の第３年で学習している細胞の学習については，第２学年で扱うようにしている。
ア　生物と細胞	生物の組織などの観察を行う中で，細胞，組織についての概要を把握して，動物の体のつくりと働きの学習に円滑に移行できるように配慮している。
ウ　動物の仲間 (ｲ) 無脊椎動物の仲間	脊推動物だけでなく，無脊推動物についても扱えるようにすることで，動物の多様性についての認識が深まるようにしている。 解剖を実施する場合は，イカを扱うことがよい。
エ　生物の変遷と進化	動物の多様性が長い時間で生じたことを現存の生物や化石の比較などを通して学習できるようにしている。

(4)　気象とその変化	日本の天気の特徴を新設し，環境学習を充実させる観点から大気の動きと海洋の影響を新設している。
ア　気象観測 イ　天気の変化	継続的な観察や季節を変えての定点観測を重視している。気象については，継続観測を実施する上で重要な学習内容と考えられる。 自記温度計，自記湿度計，自記気圧計の活用。
ウ　日本の気象 (ｱ) 日本の天気の特徴 (ｲ) 大気の動きと海洋の影響	気象とその変化の学習を通して，地球の大きさや大気の厚さなどについての認識が深まるようにしている。
(5)　生命の連続性	「生物と細胞」は２年生で学習することにし，「遺伝の規則性と遺伝子」を新設している。
ア　生物の成長と殖え方	体細胞分裂については，染色体が複製されて二つの細胞に等しく分配され，元の細胞と同質の二つの細胞ができることを現行より強調している。
イ　遺伝の規則性と遺伝子 (内容の取扱い) ウ分離の法則を扱うこと。また，遺伝子の本体がＤＮＡであることにも触れること。	遺伝の規則性については，モデル実験や動植物の交配実験の結果に基づいて分離の法則を扱うこととしている。 遺伝子やＤＮＡに関する研究が進められており，様々な分野でその研究成果が利用されるようになってきていることを理解させる。
(6)　地球と宇宙 ア　天体の動きと地球の自転・公転	地球の自転・公転については現行とほぼ同じで，「月の運動と見え方」を新設している。
イ　太陽系と恒星 (ｲ) 月の運動と見え方 (内容の取扱い) ウ日食や月食にも触れること。	月の満ち欠けの起こる理由をモデルなどを用いて理解させる。また，月については身近な天体現象である日食や月食についても触れることとしている。
(ｳ) 惑星と恒星 (内容の取扱い) エ「惑星」については…。恒星の集団として…。金星を取り上げ…。	月の満ち欠けの知識や技能を活用して，金星の満ち欠けの学習に関連付けることが重要である。 「惑星」については大きさ，大気組成，表面温度，衛星の存在などを取り上げるとして扱い方を明確にしている。 地球と宇宙で扱う内容は太陽系が中心であるが，銀河系の存在について触れることとしている。
(7)　自然と人間	現行の(7)「イ　自然と人間」を，「自然の恵みと災害」と「自然環境の保全と科学技術の利用」に分けて充実を図っている。
ア　生物の環境 (ｱ) 自然界のつり合い	生物がつり合いを保って生活していることを見いだす学習を行うが，その中で生態系という考え方の基礎を培うことが大切である。
(ｲ) 自然環境の調査と環境保全 (内容の取扱い) イ地球温暖化や外来種にも触れること。	様々な要因が自然界のつり合いに影響していることの理解を踏まえ，自然環境を保全することの重要性を認識することとしている。その際，自然環境の保全の観点から，地球温暖化や外来種にも触れることとしている。

イ　自然の恵みと災害 （内容の取扱い） イ地球規模でのプレートの動き も扱うこと。…地域の災害について触れること。	地域の災害についても触れるとともに，地球規模でのプレートの動きなど地球規模での大きな視点でも恵みや災害をとらえることとしている。
ウ　自然環境の保全と科学技術の利用	「自然環境の保全と科学技術の利用」については，これまでの第１分野と第２分野との学習を生かし，第２分野(7)のウの(ｱ)と関連付けて総合的に扱う。

Ⅳ　指導計画の作成と内容の取扱い

指導計画の作成と内容の取扱い	改訂のポイント
１　指導計画の作成上の配慮事項	
(1) 指導計画の作成	内容の取扱いの順序については，内容の系統性に配慮しつつ地域の特性等を生かした学習ができるように，各学年ごとに取り扱う標準的な項目を示している。１，２分野の学習内容は，再結晶と霧や雲の発生などのように関連しあっているため補いながら指導する。１，２分野の(7)は，義務教育の理科の総まとめ的な意味合いをもつ。それまでの学習内容を組み合せながら総合的に指導する。
(2) 十分な観察，実験の時間や探究する時間の設定	学校や生徒の実態に応じて観察や実験に十分時間をかけたり，生徒自らの課題を探究する時間などを設けるようにすることを配慮事項として継承し，さらに，問題を見いだし観察，実験を計画する学習活動，観察，実験の結果を分析し解釈する学習活動，科学的な概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動を充実させる。
(3) ものづくりの推進	科学的な原理や法則について実感を伴った理解を促すものとして効果的であり，学習内容と日常生活や社会との関連を図る上でも有効である。
(4) 継続的な観察などの充実	継続的な観察や季節を変えての定点観測を行う際には，生徒の意欲を持続させるために，事前に興味・関心を十分喚起し，目的を明確にして取り組ませることが重要である。また，記録の際には，変化の様子が分かるように視聴覚機器を活用して記録させるなど，観察記録の取り方を工夫させることが大切である。
(5) 博物館や科学センターなどとの連携	生徒の実感を伴った理解を図るために，それぞれの地域にある博物館や科学学習センター，プラネタリウム，植物園，動物園，水族館などの施設を活用することが考えられる。その際，ねらいを明確にして実施計画を立て，事前，事後の指導を十分に行い，安全に留意する。
(6) 道徳の時間などとの関連	生物相互の関係や自然界のつり合いについて考えさせ，自然と人間とのかかわりを認識させることは，生命を尊重し，自然環境の保全に寄与する態度の育成につながるものである。また，目的意識をもって観察，実験を行うことや，科学的に探究する能力を育て，科学的な見方や考え方を養うことは，道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度の育成にも資するものである。
２　各分野の内容の指導	
(1) 科学的に探究する能力の基礎や態度の育成	目的意識をもって観察，実験を行い，得られたデータを分析して解釈し，適切な判断を行うような経験をさせるこ

	とが重要である。判断に当たっては，科学的な根拠を踏まえ，論理的な思考に基づいて行うように指導すること。
(2) 生命の尊重と自然環境の保全	生命を尊重し，自然環境の保全に寄与する態度が育成されるようにすること。
(3) 日常生活や社会との関連	科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや安全性の向上に役立っていることに触れること。
3　事故防止，薬品などの管理及び廃棄物の処理	
(1) 事故の防止について	ア指導計画などの検討　イ生徒の実態の把握，連絡網の整備　ウ予備実験と危険要素の検討　エ点検と安全指導　オ理科室内の環境整備　カ観察や実験のときの服装と保護眼鏡の着用　キ応急処置と対応　ク野外観察における留意点
(2) 薬品などの管理について	在庫簿には，薬品の性質，特に爆発性，引火性，毒性などの危険の有無も一緒に記載しておくこと。
(3) 廃棄物の処理について	危険防止の観点から，反応が完全に終わっていない混合物については，完全に反応させてから，十分に冷まして安全を確認してから処理すること。
4　コンピュータなどの活用	観察，実験の過程での情報の検索，実験，データの処理，実験の計測などにおいて，コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用する。

Ⅴ　移行期間中の取扱い

1　移行期間中の学習内容について

新学習指導要領 pp.134～138「中学校理科の移行措置について」の「現行課程」の**ゴシック体（太字）**の内容に「新課程」の**ゴシック体（太字）**の内容を追加して指導する。

※平成21年度から追加する内容には，平成元年告示の学習指導要領の内容に類似したものがあるが，扱う内容の範囲と程度が異なるとともに，言語活動の充実や内容の系統性という新たな視点が背景としてあるため，指導の工夫と改善が必要となる。

※平成21年度の第２学年については、追加内容等がなく、現行課程と変わらない。しかし，分析や解釈の過程を重視したり，言語活動を取り入れたりするなどの新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた指導を，全学年で心がける。

※第３学年のみ，平成21・22年度と平成23年度以降の学習内容が違うので注意する。

2　移行期間中の補助教材について

追加される内容は，教科書に補助教材を加えて指導する。

※文部科学省は，すべての生徒・担当の先生方等に対し，補助教材を作成し，配布するとしている。

※補助教材は，先生方の指導のしやすさ，生徒の使いやすさの観点から，各学校で使用されている教科書のスタイルに準拠したものとなるように，教科書会社が作成する。

※移行期間中に追加して指導すべき内容は年度ごとに異なるため，それぞれの年度ごとに補助教材を作成，配布される予定である。
※平成21年度に使用する補助教材については，平成21年３月末までに各学校に配布される。

3　指導計画について

新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導計画を作成する。

※観察，実験の技能を習得させ，観察，実験の結果を分析して解釈し表現することを一層重視する指導計画。
※原理や法則の理解を深めるためのものづくり，継続的な観察や季節を変えての定点観測などの科学体験や自然体験の充実を踏まえた指導計画。
※科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることなど，日常生活との関連を図るように配慮した指導計画。

4　授業時数について

各学年とも以下のとおりとする。

	第１学年	第２学年	第３学年
平成20年度（現行）	１０５	１０５	８０
平成21年度	１０５	１０５	１０５
平成22年度	１０５	１４０	１０５
平成23年度	１０５	１４０	１４０
平成24年度（完全実施）	１０５	１４０	１４０

Ⅵ　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　補助教材が年度末に配付されるということだが，補助教材を見ていない段階で，来年度の年間計画をどのようにして立てたらよいのか。

補助教材が配布されるのは平成21年３月末である。なお，文部科学省の審査を経た全内容は，平成21年２月末に各教科書会社から，各市町村教育委員会にＣＤとして配布され，委員会がそれを複製して管内の中学校に配布する。来年度の年間計画を立てる際には，それを参考にしていただくことになる。

Ｑ２　移行期の教師用の指導書はあるのか。

教科書会社によると，追加された学習内容の部分の教師用指導書は，平成21年３月頃に出版される予定である。

Ｑ３　新しい学習内容に必要な実験道具や教材は，何を準備すればよいか。

「学習指導要領解説理科編」の「第２章各学年の目標及び内容」において，学習活動に必要な器具，材料等が具体的に示されている。また，日本理振協会に加盟している各教材会社が，新学習指導要領にそった実験道具や教材を準備している。

移行期間の学習内容を含めて，新学習指導要領が実施されるまでに計画的に整備していただきたい。

音　楽

Ⅰ　改訂の趣旨

1　改善の基本方針

(1)　音楽科，芸術科（音楽）については，その課題を踏まえ，音楽のよさや楽しさを感じるとともに，思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成すること，音楽と生活とのかかわりに関心をもって，生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどを重視する。

(2)　このため，子どもの発達の段階に応じて，各学校段階の内容の連続性に配慮し，歌唱，器楽，創作，鑑賞ごとに指導内容を示すとともに，小・中学校においては，音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら理解することなど表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示し，音や音楽を知覚し，そのよさや特質を感じ取り，思考・判断する力の育成を一層重視する。

(3)　創作活動は，音楽をつくる楽しさを体験させる観点から，小学校では「音楽づくり」，中・高等学校では「創作」として示すようにする。また，鑑賞活動は，音楽の面白さやよさ，美しさを感じ取ることができるようにするとともに，根拠をもって自分なりに批評することのできるような力の育成を図るようにする。

(4)　国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中，我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として，我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から，学校や学年の段階に応じ，我が国や郷土の伝統音楽の指導が一層充実して行われるようにする。

2　改善の具体的事項

多様な音や音楽を感じ取り，創意工夫して表現したり味わって鑑賞したりする力の育成や，音楽文化についての理解を深め，豊かな情操を養うことを重視し，次のような改善を図る。

(1)　表現領域（「歌唱」，「器楽」，「創作」の三分野），鑑賞領域及び〔共通事項〕で内容を構成する。〔共通事項〕については，例えば，音楽を形づくっている様々な要素を知覚し，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受すること，音楽に関する用語や記号などを音楽活動と関連付けながら理解することなどを具体的に示す。

(2)　「創作」については，生徒が，音のつながり方を試しながら短い旋律をつくったり，音素材を選びまとまりを工夫して音楽をつくったりするなど，音を音楽へと構成していく体験を重視するようにする。

(3)　鑑賞領域においては，音楽に関する言葉などを用いながら，音楽に対して，生徒が,根拠をもって自分なりに批評することのできるような力を育成するようにする。

(4)　我が国の伝統文化に関する学習を充実する観点から，和楽器については，簡単な曲の表現を通して,伝統音楽のよさを一層味わうことができるようにするとともに，我が国の伝統的な歌唱の指導も重視するようにする。また，我が国の音楽文化に親しみ一層の愛着をもつ観点から，我が国の自然や四季，文化，日本語のもつ美しさなどを味わうことのできる歌曲を更に取り上げるようにする。

(5)　合唱や合奏など全員で一つの音楽をつくっていく体験を通して，表現したいイメージを伝え合ったり，協同する喜びを感じたりする指導を重視する。学習全体を通じて，音楽文化の多様性を理解する力の育成を図るとともに，音環境への関心を高めたり，音や音楽が生活に果たす役割を考えたりするなど，音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるように指導するようにする。

Ⅱ　改訂の要点

１　目標について

(1)　教科の目標

「音楽文化についての理解を深め」ることを新たに規定した。

(2)　学年の目標

○各学年とも三項目とし，(1) は音や音楽への興味・関心，生活とのかかわりなどの情意面に関する目標，(2) は表現に関する目標，(3) は鑑賞に関する目標。

２　内容について

(1)　内容の構成の改善

「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の二つの領域で構成しつつ，表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要となる〔共通事項〕を新たに設けた。また，「Ａ表現」については，歌唱，器楽，創作ごとに事項を示し，指導のねらいや手だてが明確になるようにした。

(2)　歌唱共通教材の提示

我が国のよき音楽文化を世代を超えて受け継がれるようにする観点から，７曲の歌唱共通教材を示し，各学年ごとに１曲以上を含めることとした。

(3)　我が国の伝統的な歌唱の充実

伝統や文化の教育を充実する観点から，「民謡，長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち，地域や学校，生徒の実態を考慮して，伝統的な声の特徴を感じ取れるもの」を歌唱教材選択の観点として新たに示した。

(4)　和楽器を取り扱う趣旨の明確化

従前の３年間を通じて１種類以上の楽器を用いることを踏襲しつつ，伝統や文化の教育を充実する観点から，「表現活動を通して，生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること」を新たに示した。

(5)　鑑賞領域の改善

「言葉で説明する」「根拠をもって批評する」などして音楽のよさや美しさを味わうこととし，音楽の構造などを根拠として述べつつ，感じ取ったことや考えたことなどを言葉を用いて表す主体的な活動を重視した。

(6)　創作の指導内容の焦点化・明確化

創作の指導内容の焦点を絞り，具体的かつ明確にした。創作の指導については，即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど，音を音楽へと構成していく体験を重視するよう配慮することを新たに示した。

(7)　〔共通事項〕の新設

音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受すること，音楽に関する用語や記号などについて音楽活動を通して理解することを〔共通事項〕として新たに示した。

(8)　その他

表現と鑑賞の各活動を通じて，「生徒が自己のイメージや思いを伝え合ったり，他者の意図に共感したりできるようにする」「音環境への関心を高めたり，音や音楽が生活に果たす役割を考えさせたりする」「音楽に関する知的財産権について，必要に応じて触れるようにする」などの配慮を行うこととした。また，音楽に関する用語や記号などについて，小学校学習指導要領に示す音符・休符・記号などに加えて取り扱うものを新たに示した。

Ⅲ　具体的な改善事項

※ 新設事項　　［枠囲み］ 重点

１　目標について

目　標	改訂のポイント
１　教科の目標 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して，音楽を愛好する心情を育てるとともに，音楽に対する感性を豊かにし，音楽活動の基礎的な能力を伸ばし，**音楽文化についての理解を深め**※，豊かな情操を養う。	・「音楽活動の基礎的な能力」 生涯にわたって楽しく豊かな音楽活動ができるための基になる能力 ↓ ・音楽を形づくっている要素を知覚し，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受することと結びついた知識技能 **※「音楽文化についての理解を深め」新たに規定** **背景：国際化が進展する今日，我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を深め，我が国の音楽文化に愛着をもつとともに諸外国の音楽文化を尊重する態度の育成を重視すること** **音楽文化の理解を深めることは，本来，音楽科の重要なねらいであり，今回の改訂では，目標の中にそれを規定することにより，音楽科としての性格を一層明確にした。** **したがって，楽曲や曲種についての知識の量を増やすといったことだけではなく，様々な音楽がもつ固有の価値を尊重し，その多様性を理解できるようにするとともに，音や音楽によって，人は自己の心情をどのように表現してきたか，人と人とがどのように感情を伝え合い，共有し合ってきたかなどについて，生徒が実感できるように指導することが大切である。**
２　学年の目標 【第１学年】 (1)　音楽活動の楽しさを体験することを通して，音や音楽への興味・関心を養い，音楽によって生活を明るく豊かなものにする態度を育てる。	・各学年とも三つの項目で示している。 (1)音や音楽への興味・関心，生活とのかかわりなどの情意面に関する目標 (2)表現に関する目標 (3)鑑賞に関する目標
(2)　**多様な**音楽表現の豊かさや美しさを感じ取り，基礎的な表現の技能を身に付け，**創意工夫して**表現する能力を育てる。	**※「多様な」を加えた。** **我が国及び諸外国の様々な音楽における表現が多様であることに気付き，表現活動を通じて共通性や固有性などを感じ取ることを重視した。** **※「創意工夫して」** **多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取ること，表現の技能を伸ばすことと一体的に高めていくことが大切である。**
(3)　多様な音楽の**よさや美しさを味わい**，幅広く**主体的に**鑑賞する能力を育てる。 【第２学年及び第３学年】 (1)　音楽活動の楽しさを体験することを通して，音や音楽への興味・関心を高め，音楽に	**※「主体的に」を加えた** **鑑賞した音楽について言葉で説明するなどの主体的・能動的な鑑賞活動を重視した。** **※「多様な音楽」** **我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽を示す。**

よって生活を明るく豊かなものにし，生涯にわたって音楽に親しんでいく態度を育てる。 (2)　**多様な音楽表現**の豊かさや美しさを感じ取り，表現の技能を伸ばし，**創意工夫して**表現する能力を高める。 (3)　**多様な**音楽に対する理解を深め，幅広く主体的に鑑賞する能力を高める。	※「多様な音楽に対する理解を深め」 第1学年の学習を更に深化させて，鑑賞の学習を通して様々な音楽の価値などについて理解することを目指したもの。 ※「主体的に」 第1学年の学習の上に立ち，鑑賞した音楽について根拠をもって批評するなどの主体的・能動的な鑑賞活動を行い，多様な音楽の特徴をとらえて音楽文化に対する理解を深め，音楽を尊重する態度を育てることが重要である。

2　内容について

内　容	改訂のポイント
(1)　内容の構成の改善 ＜平成１０年度告示＞ 「Ａ表現」 (1)ア，イ（＝歌唱に関する内容） ウ（＝器楽に関する内容） エ（＝歌唱と器楽に関する内容） オ，カ（＝創作に関する内容） キ，ク（＝要素に関する内容） (2)表現教材　ア，イ 「Ｂ鑑賞」 (1)ア，イ（＝要素に関する内容） ウ，エ（＝鑑賞に関する内容） (2)鑑賞教材 ＜平成２０年度告示＞ 「Ａ表現」 (1)歌唱に関する内容 ア，イ，ウ (2)器楽に関する内容 ア，イ，ウ (3)創作に関する内容 ア，イ， (4)表現教材 ア，イ 「Ｂ鑑賞」 (1)鑑賞に関する内容 ア，イ，ウ (2)鑑賞教材 **［共通事項］** **(1)要素に関する内容** **ア，イ**	・従前は左上の表（平成10年告示）のように構成していた。今回の改訂では，内容の構成を全面的に見直して，下の表（平成20年告示）のようにした。 ・「Ａ表現」については，歌唱，器楽，創作ごとに事項を示すとともに，従前の「Ａ表現」(1)のキ，ク及び「Ｂ鑑賞」(1)のア，イに相当する内容を一つにくくり，〔共通事項〕として新たに設けた。 ・表現領域の内容の観点 ①音楽の素材としての音 ②音楽の構造 ③音楽によって喚起されるイメージや感情 ④音楽の表現における技能 ⑤音楽の背景と風土や文化・歴史など ・鑑賞領域の内容の観点 ①音楽の素材としての音 ②音楽の構造 ③音楽によって喚起されるイメージや感情 ④音楽の鑑賞における批評 ⑤音楽の背景となる風土や文化・歴史など ・〔共通事項〕の内容の観点 ①音楽の構造の原理 ②音楽的な感受 ③音楽を共有する方法 **※〔共通事項〕については，歌唱，器楽，創作，鑑賞の各活動の支えとなるものであり，表現及び鑑賞の各活動と〔共通事項〕とを関連させて指導することとした。** **・歌唱，器楽，創作，鑑賞の各活動において〔共通事項〕の内容を十分に指導することが重要であり，〔共通事項〕のみを単独で指導するものではない。**
(2)　歌唱共通教材の提示※ 歌唱の指導については，次のとおり取り扱うこと。 ア　各学年の「Ａ表現」の(4)のイの(ｱ)の歌唱教材については，以下の共通教材の中から各学年ごとに１曲以上を含めること。 「赤とんぼ」　三木露風作詞　山田耕筰作曲	**※我が国のよき音楽文化を世代を超えて受け継がれるようにする観点から，その趣旨にふさわしい楽曲を共通教材として具体的に示し，各学年ごとに，１曲以上を取り扱うことを示している。** **（平成２１年度より実施）**

「荒城の月」　土井晩翠作詞　滝廉太郎作曲
「早春賦」　吉丸一昌作詞　中田章作曲
「夏の思い出」　江間章子作詞　中田喜直作曲
「花」　武島羽衣作詞　滝廉太郎作曲
「花の街」　江間章子作詞　團伊玖磨作曲
「浜辺の歌」　林古渓作詞　成田為三作曲

(3)　我が国の伝統的な歌唱の充実

Ａ表現(4)

イ　歌唱教材には，次の観点から取り上げたものを含めること。

(ｲ)民謡，長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち，地域や学校，生徒の実態を考慮して，伝統的な声の特徴を感じ取れるもの

・「我が国の伝統的な歌唱」とは，我が国の各地域で歌い継がれている仕事歌や盆踊り歌などの民謡，歌舞伎における長唄，能楽における謡曲，文楽における義太夫節，三味線や箏などの楽器を伴う地歌・箏曲など我が国や郷土の伝統音楽における歌唱を意味している。
・伝統的な歌唱の学習活動を展開することにより，生徒は，自分たちの生活に根ざした民謡のよさに気付いたり，長唄などの我が国の伝統的な声のよさを感じとったりすることができるとともに，我が国の音楽文化に対する理解を深めることにつながる。

(4)　和楽器を取り扱う趣旨の明確化

第４章　２　(2)

器楽の指導については，指導上の必要に応じて和楽器，弦楽器，管楽器，打楽器，鍵盤楽器，電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお，和楽器の指導については，３学年間を通じて１種類以上の楽器の表現活動を通して，生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること。

・箏，三味線，尺八，篠笛，太鼓，雅楽で用いられる楽器などの和楽器については，その指導を更に充実するため，中学校第１学年から第３学年までの間に１種類以上の和楽器を扱い，表現活動を通して，生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫する。
・生徒が実際に演奏する活動を通して，音色や響き，奏法の特徴，表現力の豊かさや繊細さなどを感じ取ることは，我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことにつながっていく。
・和楽器を用いるに当たっては，常に学校や生徒の実態に応じるとともに，可能な限り，郷土の伝統音楽を取り入れることが肝要である。
・生徒が我が国や伝統音楽のよさなどを味わい，我が国の音楽文化を尊重する態度を養うことが，和楽器を用いる本来の意義であり，そのために一層の指導の工夫が求められる。

(5) 創作の指導内容の焦点化・明確化

【第１学年】Ａ表現(3)

ア　言葉や音階などの特徴を感じ取り，表現を工夫して簡単な旋律をつくること。
イ　表現したいイメージをもち，音素材の特徴を感じ取り，反復，変化，対照などの構成を工夫しながら音楽をつくること。

【第２学年及び第３学年】

Ａ表現(3)

ア　言葉や音階などの特徴を生かし，表現を工夫して旋律をつくること。
イ　表現したいイメージをもち，音素材の特徴を生かし，反復，変化，対照などの構成や全体のまとまりを工夫しながら音楽をつくること。

・各学年の「Ａ表現」(3)のア・イのいずれの事項においても配慮すること

第４章２（５）

創作指導については，即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど，音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際，理論に偏らないようにするとともに，必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。

・第１学年のイの事項については，生徒が，音素材の特徴と音楽の構成に直接向き合うこととなるので，実際に形として表れる音楽表現の完成度を追求するだけでなく，活動の過程ではぐくまれる能力に目を向けた指導を行うことが重要である。
・「反復，変化，対照などの構成や全体のまとまり」については，反復，変化，対照などの構成することと，音楽としての全体的な統一感などを工夫することの両者を大切にすることを示している。

(6)　鑑賞領域の改善

B鑑賞(1)

【第1学年】

ア　音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを感じ取って聴き，言葉で説明するなどして，音楽のよさや美しさを味わうこと。

イ　音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて，鑑賞すること。

ウ　我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴から音楽の多様性を感じ取り，鑑賞すること。

【第2学年及び第3学年】

ア　音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを理解して聴き，根拠をもって批評するなどして，音楽のよさや美しさを味わうこと。

イ　音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて理解して，鑑賞すること。

ウ　我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴から音楽の多様性を理解して，鑑賞すること。

・「構造」とは，音楽を形づくっている要素そのものや要素同士のかかわり方及び全体がどのように成り立っているかなど，音や要素の表れ方や関係性，音楽の構成や展開の有り様などである。

・「曲想」とは，音楽を形づくっている要素や構造の働きから生み出される，その音楽固有の表情や味わいなどのことである。

・「言葉で説明する」とは，音楽を形づくっている要素や構造などを理由としてあげながら音楽のよさや美しさなどについて述べることである。

・「根拠をもって批評する」とは，音楽のよさや美しさなどについて，音楽を形づくっている要素や構造などの客観的な理由をあげながら言葉で表現することである。自分なりの感じ方，客観的な根拠，自分にとっての価値について述べること。

・「音楽のよさや美しさを味わう」とは，その音楽の内容を価値あるものとして自らの感性によって認識する主体的な行為のこと。

・根拠をもって批評することは創造的な行為であり，漠然と感想を述べたり単なる感想を書いたりすることとは異なる活動である。

(7)　〔共通事項〕の新設※

第2の各学年の内容の〔共通事項〕は，表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要とされるものであり，表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。

【第1学年】

【第2学年及び第3学年】

(1)　「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して，次の事項を指導する。

ア　音色，リズム，速度，旋律，テクスチュア，強弱，形式，構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受すること。

イ　音楽を形づくっている要素とそれらの働きを表す用語や記号などについて，音楽活動を通して理解すること。

※〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の各活動の支えとなるものとして，共通に指導する内容である。

・〔共通事項〕の内容を表現や鑑賞の活動と切り離して単独に指導するのではなく，歌唱，器楽，創作，鑑賞の各内容と関連させて適切に指導する必要がある。

・「知覚」は，聴覚を中心とした感覚器官を通して音や音楽を判別し，意識すること。

・「感受」は，音や音楽の特質や雰囲気などを感じ，受け入れることである。

・「特質」は，音や音楽がもつ特徴的な性質であり共通に感受されやすく，「雰囲気」は，その時々の状況などによって一人一人の中に自然と生まれる気分やイメージなどを包含していると考えられる。

・指導に当たっては，「音楽を形づくっている要素のうちどのような要素を知覚したか」「その要素の働きによってどのような特質や雰囲気を感受したのか」ということを確認しながら結び付けていくことが重要である。

・〔共通事項〕の示し方は第1学年と同じであるが，第2学年及び第3学年においては，学習の深化を図るように配慮することが大切である。

Ⅳ　指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画作成上の配慮事項

指導計画作成上の配慮事項	改訂のポイント
1(1)　第２の各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要となるものであり，表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるように工夫すること。	・歌唱，器楽，創作，鑑賞の各活動を行うための支えとなるものであることから，〔共通事項〕の内容を表現及び鑑賞の各活動と切り離して単独に指導するのもではないことに留意する。
(2)　第２の各学年の内容の「Ａ表現」の(1)，(2)，(3)及び「Ｂ鑑賞」の(1)の指導については，それぞれ特定の活動のみに偏らないようにすること。	・中学校における指導は，生徒の多様な実態を踏まえ，表現及び鑑賞の幅広い活動を通して，生徒の興味・関心を引き出し，学習への意欲を喚起することが大切である。歌唱や鑑賞のみに偏ったり，歌唱の指導について合唱活動に偏ったり鑑賞の指導について特定の曲種に偏ったりすることのないように留意して，年間指導計画を作成しなければならない。
(4)　第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第３章道徳の第２に示す内容について，音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。	・音楽科における道徳教育の指導においては，学習活動や学習態度への配慮，教師の態度や行動による感化とともに，音楽科の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら，適切な指導を行う必要がある。

2　内容の取扱いについての配慮事項

内容の取扱いについての配慮事項	改訂のポイント
2(1)　歌唱の指導については，次のとおり取り扱うこと。 ウ　**相対的な音程感覚などを育てるために，適宜**，移動ド唱法を用いること。	・従前と同じ趣旨であり，今回の改訂ではねらいを明確にした。移動ド唱法については，適切な教材において効果的に用いることが重要である。
(3)　**我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については，言葉と音楽との関係，姿勢や身体の使い方についても配慮すること。**	※ 言葉と音楽との関係に注目し，姿勢や身体の使い方に配慮することは，我が国の伝統や文化を理解するために大切な基盤にもなっていく。
(6)　各学年の「Ａ表現」の指導に当たっては，指揮などの身体的表現活動も取り上げるようにすること。	・指揮をするための基本的な技能は必要となるが，指揮法の専門的な技術を習得するような活動にならないよう留意しなければならない。
(7)　各学年の「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導に当たっては，次のとおり取り扱うこと。	
ア　生徒が自己のイメージや思いを伝え合ったり，他者の意図に共感したりできるようにするなどコミュニケーションを図る指導を工夫すること。	・生徒が音楽に関する言葉を用いて，音楽に対するイメージ，思い，意図などを相互に伝え合う活動を取り入れることによって，結果として，音によるコミュニケーションを一層充実することに結び付いていくように配慮することが大切である。
イ　（略）また，コンピュータや教育機器の活用も工夫すること。	・指導に当たっては，操作することが活動の目的にならないようにし，指導のねらいを明確にして，コンピュータや教育機器を効果的に活用する。

ウ　音楽に関する知的財産権について，必要に応じて触れるようにすること。	・授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの楽曲について，それを創作した著作者がいることや，著作物であることを生徒が意識できるようにし，必要に応じて音楽に関する知的財産権に触れることが大切である。
(8)　各学年の〔共通事項〕のイの用語や記号などは，小学校学習指導要領第２章第６節音楽の第３の２の(6)に示すものに加え，生徒の学習状況を考慮して次に示すものを取り扱うこと。 用語・記号（略）	・各学年の〔共通事項〕に示す用語や記号などについて，中学校３年間で取り扱うものを示している。 ・指導に当たっては，単にそれぞれの名称を知るだけでなく，音楽活動を通してそれらの働きを実感し，表現や鑑賞の学習に生かすことができるように配慮することが大切である。

Ⅴ　移行措置期間中の取扱い

移行期間中の特例及び留意点

平成２１年度から平成２３年度までの第１学年から第３学年までの音楽の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第２章第５節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新中学校学習指導要領第２章第５節の規定によることができる。ただし，現行中学校学習指導要領第２章第５節第２の〔第１学年〕及び〔第２学年及び第３学年〕のそれぞれの２Ａ(2)イの規定にかかわらず，新中学校学習指導要領第２章第５節第２の〔第１学年〕及び〔第２学年及び第３学年〕のそれぞれの２Ａ(4)イ(ｱ)及び第３の２(1)アの規定によるものとする。

【解説】　学校の判断により，平成２１年度より新学習指導要領によることも可能である。ただし，歌唱共通教材の扱いは，平成２１年度より新学習指導要領によるものとする。

【留意事項】　各学年の「Ａ表現」の(4)のイの(ｱ)の歌唱教材については，以下の共通教材の中から各学年ごとに１曲以上を含めること。

「赤とんぼ」「荒城の月」「早春賦」「夏の思い出」「花」「花の街」「浜辺の歌」

Ⅵ　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　鑑賞の指導において，根拠をもって批評するなどの言語活動が位置付けられた趣旨と指導上の留意点について教えてください。

中学校音楽科における音楽教育には，音楽の構造や曲想，味わったことや自分なりに評価したことなどについて，生徒が言葉で表すなどして，幅広く主体的に鑑賞する能力を育てていくことが求められている。

鑑賞した音楽について「感じたこと」や「その音楽的な理由」を述べるだけではなく，その音楽が「自分にとってどのような価値があるのか」などを考えて言葉で表す活動が，鑑賞の能力をはぐくむことにつながる。こうした能力を育成することは，多様な音楽の特徴をとらえ，理解を深め，音楽文化を尊重する態度を育てることになり，生徒個人にとっても，また，次の時代の音楽文化を一層豊かにしていくことにとっても意味あることと言える。

指導に当たっては，「この曲を作曲した人に手紙を書こう」，「家族の方に紹介するとしたら，どのように伝えるか」というような親しみやすい課題を設定して，対象となる音楽に対して生徒が自分なりに価値判断したことを，その理由を含めて表すことができるようにすることが大切である。

美　術

Ⅰ　改訂の趣旨

１　改善の基本方針

【解説書 pp.3 ～ 5 参照】

平成２０年1月の中央教育審議会答申に示された基本方針を踏まえたものである。

(1)　図画工作科，美術科，芸術科（美術・工芸）については，その課題を踏まえ，創造することの楽しさを感じるとともに，思考・判断し，表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること，生活の中の造形や美術の働き，美術文化に関心をもって，生涯にわたり主体的にかかわっていく態度をはぐくむことなどを重視する。

(2)　このため，子どものの発達の段階に応じて，各学校段階の内容の連続性に配慮し，育成する資質や能力と学習内容との関係を明確にするとともに，小学校図画工作科，中学校美術科において領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を整理し，[共通事項]として示す。

(3)　創造性をはぐくむ造形体験の充実を図りながら，形や色などによるコミュニケーションを通して，生活や社会と豊かにかかわる態度をはぐくみ，生活を美しく豊かにする造形や美術の働きを実感させるような指導を重視する。

(4)　よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに，感じ取る力や思考する力を一層豊かに育てるために，自分の思いを語り合ったり，自分の価値意識をもって批評し合ったりするなど，鑑賞の指導を重視する。

(5)　美術文化の継承と創造への関心を高めるために，作品などのよさや美しさを主体的に味わう活動や，我が国の美術や文化に関する指導を一層充実する。

２　改善の具体的事項

(1)　表現や鑑賞の幅広い活動を通して，美術の創造活動の喜びを味わわせ美術を愛好する心情を育てるとともに，感性を豊かに働かせて美術の基礎的な能力を伸ばし，生活の中の美術の働きや美術文化について理解を深め，豊かな情操を養うことを重視して，次のような改善を図る。

・教育基本法第２条（教育の目的）の一（豊かな情操），二（個人の価値の尊重，創造性を培い），四（命を尊び，自然を大切にする），五（伝統と文化の尊重）の目標にかかわっている。

(ｱ) 育成する資質や能力を整理し，「A表現」を発想や構想に関する項目と，表現の技能に関する項目に分けて示し，柔軟な発想力や形・色・材料で表す技能などが関連して働くように内容の改善を図る。また，形や色，材料などから性質や感情，イメージなどを豊かに感じ取る力を育成するため，領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を〔共通事項〕として示す。 【解説書 p.25，48，70 参照】

・「A表現」は三つの項目を設け，⑴及び⑵は発想や構想の能力に関する項目，⑶は創造的な技能に関する項目としたので，表現の学習においては，原則として⑴又は⑵の一方と，⑶を組み合わせて題材を構成している。また，発想や構想の能力と創造的な技能が学習のねらいとして明確に位置付けられるようにしている。「B鑑賞」は⑴の１項目で鑑賞の能力に関する指導内容を示している。

・〔共通事項〕は，形や色彩，材料などの性質や，それらがもたらす感情を理解したり，対象のイメージをとらえたりするなどの資質や能力を育成するための指導事項として整理している。また，〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の学習の基盤となるものであり，すべての学習活動において共通に指導する事項である。

(ｲ) 生活や環境の中の造形のよさや美しさなどを感じ取る学習や，自分の気持ちや伝

えたい内容などを形や色，材料などを生かして他者や社会に表現する学習を一層重視する。その際，身近な環境について，安らぎや自然との共生などの視点から心豊かなデザインをする学習については，鑑賞の視点からの充実を図る。

【解説書 p.45，57 参照】

・H17年国立教育研究所『音楽等質問紙調査』において，「美術が普段の生活や社会に出て役立つ，生活が楽しくなったり豊かになる」とアンケートに答えた中学２年生は37%であった。また,『義務教育に関する意識調査』で保護者は「中学校教育で必要な学習は何か」について，音楽・美術が必要と22%，教科の基礎力が必要は77%，コンピュータ活用力が必要は33%と回答しており，美術の大切さは十分理解されていない現状がある。

(ｳ) 鑑賞においては，よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに，感じ取ったことや考えたことなどを自分の価値意識をもって批評し合うなどして，自分なりの意味や価値をつくりだしていくことができるように指導の充実を図る。また，鑑賞に充てる授業時数を十分確保するようにする。

【解説書 p.22，44，63 参照】

・鑑賞も表現と同じようにつくりだす創造活動である。つくりだすために，自分一人で見て分かっているというのではなく，知識を学んだり，友だちの意見を聞いたりすることによって自分の中に作品に対する新しい価値をつくりだしていくことであり，そのための言語活動の充実なのである。

(ｴ) 我が国の美術についての学習を重視し,美術文化の継承と創造への関心を高める。また，諸外国も含めた美術文化や表現の特質などについての関心や理解，作品の見方を深める鑑賞の指導が一層充実して行われるようにする。

【解説書 p.46，68，69 参照】

・美術科は文化に関する学習の中核をなす教科の一つである。その国や時代に生きた人々の美意識や創造的な精神を感じながら現代の美術や文化をとらえることは，文化の継承や創造の需要性を理解するとともに，国際理解にもつながることになる。

Ⅱ　改訂の要点

１　目標の改善

表現及び鑑賞の活動を通して，美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに，感性を豊かにし，美術の基礎的な能力を伸ばし，美術文化についての理解を深め，豊かな情操を養う。

○新学習指導要領は従前のものと教科の理念は変わっていない。具体的な手だてが変わった。

○「美術文化についての理解を深め」を加え，美術を愛好する心情と感性を育て，美術の基礎的能力を伸ばすとともに，生活の中の美術の働きや美術文化についての理解を深め，豊かな情操を養うことを一層重視する。

２　内容の改善

(1) 表現領域の改善

「Ａ表現」の内容を「(1) 感じ取ったことや考えたことなどを基に，絵や彫刻などに表現する活動を通して，発想や構想に関する次の事項を指導する。」，「(2)伝える，使うなどの目的や機能を考え，デザインや工芸などに表現する活動を通して，発想や構想に関する次の事項を指導する。」，「(3)発想や構想をしたことなどを基に表現する活動を通して，技能に関する次の事項を指導する。」とし，内容を発想や構想の能力と創造的な技能の観点から整理する。

(2) 鑑賞領域の改善

我が国の美術についての学習を重視し，第１学年に「美術文化に対する関心を高める」学習を新たに示し，３年間で系統的に美術文化に関する学習の充実が図られるようにする。

・平成１７年国立教育研究所の質問紙調査によると，「日本文化の理解の学習は好きですか」については，中学２年生で４４％が「そう思う，ややそう思う」と答え，中学３年生では５４％と肯定的な回答が伸びていた。「日本文化について理解できたと思うか」は，中学２年生４２％，中学３年生５０％が「そう思う，ややそう思う」と答えていた。文化は一つの作品鑑賞だけでは分からない。その時代の複数作品を見て共通する美意識や傾向を読み取る。表面的なことから本質的なことを読み取らないと，おそらく文化というものが何なのかなかなか理解されないのではないか。中学校後半にならないとわからない，身に付かないのだから，中学校３年生までしないといけない。中学３年生で肯定派が半数なので，１年，２年と学年ごとに好きだと言えるようにしたいので１年生から入ったと言うわけである。

自分なりの意味や価値をつくりだしていく学習を重視し，第１学年に「作品などに対する思いや考えを説明し合う」学習を取り入れ，３年間で説明し合ったり批評し合ったりするなどの言語活動の充実が図られるようにする。

(3)〔共通事項〕の新設

表現及び鑑賞の各活動において，共通に必要となる資質や能力を〔共通事項〕として示す。〔共通事項〕は，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の学習を通して指導し，形や色彩，材料などの性質や，それらがもたらす感情を理解したり，対象のイメージをとらえたりするなどの資質や能力が十分育成されるようにする。

(4) 表現形式などの取扱い

スケッチや映像メディア，漫画，イラストレーションなどは，生徒が学習経験や能力，発達特性等の実態を踏まえ，自分の表現意図に合う表現形式や表現方法などを選択し創意工夫して表現できるように配慮事項に示す。

・スケッチや映像メディア，漫画，イラストレーションなどは配慮事項に示したが，配慮事項に示したからと言って扱いが弱くなったということではない。配慮事項というのは，「配慮するものとする」と書いており，例えば，「スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること」と，取り入れなければならないことを言っている。示された内容を「全くしない」と配慮したことにならない。配慮事項の中には細かい文末表現で，重要度が多少書き分けられている。

Ⅲ　具体的な改善事項

１　目標について

※ 新設事項　　（　　）重点　　【解説書 p.　参照】

教科の目標は，小学校図画工作科における学習経験と，そこで培われた豊かな感性や表現及び鑑賞の基礎的な能力などを基に，中学校美術科に関する資質や能力の向上と，それらを通した人間形成の一層の深化を図ることをねらいとし，高等学校芸術科美術，工芸への発展を視野に入れつつ，目指すべきところを総括的に示した。

目　標	改訂のポイント
１ 教科の目標 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して，美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに，感性を豊かにし，美術	・①美的，造形的表現・創造，②文化・人間理解，③心の教育，三つの視点でとらえている。 【解説書 pp. 6 ～ 10 参照】 ・現行では義務教科の必須教科として，三つの教科性を明確にしたが，今回は教科性と言わず，三つの視点とした。

の基礎的な能力を伸ばし，※1**美術文化についての理解を深め**，豊かな情操を養う。

2　学年の目標

第１学年

(1) 楽しく美術の活動に取り組み美術を愛好する心情を培い，心豊かな生活を創造していく意欲と態度を育てる。

(2) 対象を見つめ感じ取る力や想像力を高め，豊かに発想し構想する能力や形や色彩などによる表現の技能を身に付け，意図に応じて創意工夫し美しく表現する能力を育てる。

(3) 自然の造形や美術作品などについての基礎的な理解や見方を広げ，美術文化に対する関心を高め，よさや美しさなどを味わう鑑賞の能力を育てる。

第２学年及び第３学年

(1) 主体的に美術の活動に取り組み美術を愛好する心情を深め，心豊かな生活を創造していく意欲と態度を高める。

(2) 対象を深く見つめ感じ取る力や想像力を一層高め，独創的・総合的な見方や考え方を培い，豊かに発想し構想する能力や自分の表現方法を創意工夫し，創造的に表現する能力を伸ばす。

(3) 自然の造形，美術作品や文化遺産などについての理解や見方を深め，心豊かに生きることと美術とのかかわりに関心をもち，よさや美しさなどを味わう鑑賞の能力を高める。

・**「幅広い」とは，**
絵，彫刻，デザイン，工芸といった枠組みだけではなく，自然や身の回りの環境，事物も含め，幅広く鑑賞の対象をとらえる必要があるということ。

・**「美術の創造活動の喜びを味わい」とは，**
ただ，自由にして楽しいでなく，実現のための能力が備わっていくこと。豊かに味わえるように，幼児から小学生，中学生となるにつれて喜びの質も変わってくる。意欲だけで終わったのではいけない。目標が高く具体的になり，満足の質も違う。中学校美術教育の質的喜びを実現させることが重要になってくる。

・**「感性を豊かにし」とは，**
中学校美術科で育成する感性とは，様々な対象・事象からよさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力であり，知性と一体化して人間性や創造性の根幹をなすものである。

・**「美術の基礎的な能力」とは，**
学校教育法30条２項に示すものと別のものではない。小学校も同じように書いている。

※1**「美術文化についての理解」とは，**
文化は守り伝えてきたものに，新しい時代を生きる者が創造性を加えて引き継いでいくのものだ。文化というのはずっとつながってきている。

・**「豊かな情操を養う」とは，**
美術では，美しいものやよりよいものにあこがれ，それを求め続けようとする能動的姿勢を重視している。

【解説書 pp.10 ～ 12 参照】

・各学年とも，(1)は美術の学習への関心や意欲，態度に関する目標，(2)は表現に関する目標，(3)は鑑賞に関する目標について示している。

・(2)は「Ａ表現」に，(3)は「Ｂ鑑賞」に対応し，(1)は，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」を指導する中で，一体的，総合的に育てていくべきものである。

・各学年段階で必要な経験などを配慮しながら，それぞれの学年にふさわしい学習内容を選択して指導計画を作成し，目標の実現を目指す必要がある。

・従前の第２学年及び第３学年「Ａ表現」(2)エの「安らぎや自然との共生などの視点」は，改訂により，(2)アで行う。必ずしも表現で扱わなくてもよい，鑑賞の視点から充実を図る。 【新旧対照表を参照】

・(3)について，鑑賞の学習においては，自分一人で見ていたのでは気付くことができない視点やとらえ方，価値などに気付くことが大切である。形や色彩，材料などを様々な視点でとらえたり，作品などがつくられた背景，文化についての基礎的な知識などを学んだりすることも重要である。目指すところは，知識なども活用しながら自分の見方や感じ方を大切にして身の回りの造形や作品のよさや美しさなどを豊かにとらえ，生活の中の美術の働きや文化についての理解を深め，幅広く味わうことのできる鑑賞の能力を育成することである。

2　内容について

【解説書 pp.13 ～ 30 参照】

内　容	改訂のポイント
「Ａ表現」の内容 (1) 感じ取ったことや考えたことなどを基に，絵や彫刻などに表現する活動を通して，発想や構想に関する次の事項を指導する。 (2) 伝える，使うなどの目的や機能を考え，デザインや工芸などに表現する活動を通して，発想や構想に関する次の事項を指導する。 (3) 発想や構想をしたことなどを基に表現する活動を通して，技能に関する次の事項を指導する。 (1)は「ア主題の創出，イ主題などを基にした表現の構想」の２項目，(2)は「ア構成や装飾を考えた発想や構想，イ伝達を考えた発想や構想，ウ用途や機能などを考えた発想や構想」の３項目，(3)は「ア創意工夫して表現する技能，イ見通しをもって表現する技能」の２項目で示している。 【解説書 p.30 参照】	・今回の改訂では，二つの活動を，発想や構想の能力と，創造的な技能の視点から整理をした。 ・(1)に示した絵や彫刻のように感じ取ったことや考えたことなどを基に自己の表したいことを重視して発想や構想をする能力，(2)に示したデザインや工芸のように自己の表したいことを生かしながらも目的や機能を踏まえて発想や構想をする能力があり，そこで働く発想や構想にはそれぞれ違いがある。 　それに対して，発想や構想を基に描いたりつくったりする創造的な技能については，(1)と(2)で大きな違いが見られないので，(3)に併せて整理した。 原則として(1)又は(2)の一方と，(3)を組み合わせて指導することとし，それぞれを独立した別々の題材で指導するものではない。 【解説書 p.18 参照】 ・教師がただ「校舎を描きましょう」という働きかけだけでこの題材を与えた場合，生徒は暗黙の了解の中で，「本物のように描こう」という意識が働き，制作が終わって鑑賞会をしたとき，どんなに教師が「一生懸命描いたことがいいんだよ，うまくなくてもいいんだよ」等と言っても生徒は本物のように描こうとして描けなかったのだから納得しない。例えば，主題「○○のように描こう」と迫る活動をした場合は，そういう感じを追求したのだから，他の人も認められる，一人一人のよさを本人も含めて互いに心の中から認め合える活動になる，そういった指導の変換が大事である。
「Ｂ鑑賞」の内容 (1) 美術作品などのよさや美しさを感じ取り味わう活動を通して，鑑賞に関する次の事項を指導する。 ①造形的なよさや美しさなどに関する鑑賞 ②生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞 ③美術文化に関する鑑賞 ※第１学年ではアが①，イが③，第２学年及び第３学年ではアが①，イが②，ウが③である。	・第１学年では，「作品などに対する思いや考えを説明し合うなど」，第２学年及び第３学年では，「作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなど」とし，段階的に指導の充実が図られることを目指している。 ・生徒に作品を見せて「感じたことを言ってください」と言っただけでは，なかなか広い視点でとらえることができない場合がある。色の性質や感情を示して広げていくと，ただ漠然と見ていた時とは異なった意見が出てくる。例えば，色の効果であれば，作品を見せて感じ取らせてそれを表現の題材に活かさせる。それをまたどのように活かせたか，相互鑑賞させる。このようにして効果的に育成を図る。 ・表現，鑑賞のそれぞれが独立した題材で直接，内容の関連が図れない場合においても，鑑賞の学習が表面的に作品の定まった評価を学ぶだけの学習にならないためには，鑑賞の学習の中に表現において発想や構想の場面でイメージを膨らませるような視点や，制作手順をたどりながら表現方法に着目させるような視点を位置付けることが大切である。

［共通事項］ (1)「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導を通して，次の事項を指導する。【新設※】 〔共通事項〕は，第１学年，第２学年及び第３学年とも次のとおりである。 ア 形や色彩，材料，光などの性質や，それらがもたらす感情を理解すること。 イ 形や色彩の特徴などを基に，対象のイメージをとらえること。 【解説書 pp.25 ～ 29 参照】 「〔共通事項〕は，学習を通して指導する」は，大きなポイントであり，〔共通事項〕だけを取り出して題材はつくれない。	・※２〔共通事項〕の「共通」とは，「Ａ表現」と「Ｂ鑑賞」の２領域及びその項目や事項の全てに共通するという意味である。 ・〔共通事項〕は，料理で例えるならビタミンやタンパク質等の栄養素，それに対して「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の内容は，食材である。その食材を組み合わせて料理をつくる。学校で行われている題材は，栄養素が豊かでないと，料理を食べても健康にならない。だから，ビタミンとかタンパク質とか豊かに含まれていているいい食材で，おいしくてしかも栄養のある題材でないといけない。美術の授業も楽しいことと能力が身に付くということと両方が大事である。 ・〔共通事項〕に示される形や色彩などを，繰り返し授業で学ぶことによって，生活の中の形や色彩が様々なイメージとなって豊かに感じ取れるようになる。また，感じ取るための基礎になる。こういったことは自然に育つかもしれないが，授業で意識させることによってより豊かに感じ取れると相乗効果をねらっている。実感的にとらえさせる指導が大事である。 ・性質とは，感覚で感じ取れるものである。色が明るいか暗いか，材料が堅いか柔らかいかは見れば，触れば分かる。しかし，感情は心のフィルターを通して感じるものであり，光に堅さ柔らかさはないがそれを感じる，それが感情である。性質的な面と感情的な面と両方で理解することが大事である。(1)は個人的視点で，(2)は客観的視点である。 ・鑑賞活動においても，〔共通事項〕の視点で形や色彩に着目させ，印象などを感じ取らせたり，全体のイメージをとらえさせたりする。アイについて，順序性及び優位性はない。

Ⅳ 指導計画の作成と内容の取扱い

１ 指導計画作成上の配慮事項

【解説書 pp.72 ～ 76 参照】

指導計画作成上の配慮事項	改訂のポイント
１ 次の事項に配慮するものとする。 ① 第２の各学年の内容「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。	① 作品を鑑賞し，作者の心情や意図を考えることが，表現する際の主題を生み出す力を高める。また，主題を生み出した経験が，鑑賞での作者の心情や意図を感じ取る力を高める。
② 第２の各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要となるものであり，表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるように工夫すること。	②[共通事項]の視点で指導を見直し学習過程を工夫することや，生徒自らが必要性を感じて[共通事項]の視点を意識できるような題材を工夫するなど，形や色などに対する豊かな感覚を働かせることができるようにする。
③ 第２の各学年の内容の「Ａ表現」については，(1)及び(2)と，(3)は原則として関連付けて行い，(1)及び(2)それぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際，第	③ 第１学年は４５単位時間の中ですべてを扱う。第２学年及び第３学年は２年間ですべての事項を指導する。つまり，第２学年で(1)において描く活動を計画した場合，(2)ではつくる活動を計画し，第３学年では(1)でつくる活動，(2)で描く活動を計画することになる。

２学年及び第３学年の各学年においては，(1)及び(2)それぞれにおいて，描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし，２学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。	**「A表現の指導計画の作成例」を参照すること。** 【解説書 p.75 参照】
④　第２の内容の「Ｂ鑑賞」の指導については，各学年とも適切かつ十分な授業時数を確保すること。	④現行の学習指導要領の説明会で示した１／５程度という時間配分は，今回の改訂でも同程度として引き継ぐ。ただし，この時数は単独鑑賞の時数ではない。
⑤　**第Ⅰ章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき，・・(略)・。**	⑤美術科の指導においては，その特質に応じて，道徳について適切に指導する必要があることを示すものである。

２　内容の取扱いについての配慮事項

【解説書 pp.76 ～ 83 参照】

内容の取扱いについての配慮事項	改訂のポイント
２　次の事項に配慮するものとする。	
(1)　各学年の「Ａ表現」の指導に当たっては，生徒の学習経験や能力，発達特性等の実態を踏まえ，生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法，材料などを選択し創意工夫して表現できるように，次の事項に配慮すること。 (2)　各学年の「Ｂ鑑賞」の題材については，日本及び諸外国の児童生徒の作品，アジアの文化遺産についても取り上げるとともに，美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようにすること。 (3)　主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至る全過程を通して，生徒が夢と目標をもち，自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにすること。	(1)について ・教師の価値観のみによる一方的な指導や，特定の表現形式や表現方法，技法，材料の画一的な教え込みにならないように留意することが大切である。 ア　効果的なスケッチの学習【解説書 pp.77 ～ 78 参照】 イ　写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること ウ　日本及び諸外国の作品の独特な表現形式，漫画やイラストレーション，図など 日本美術では扇や短冊，屏風の絵や絵巻物など様々な大きさや形の紙に描いた絵，余白の活かし方，上下遠近，吹き抜け屋台などを，漫画では伝統的な表現，単純化や象徴化，誇張を学ばせる。 【解説書 pp.78 ～ 79 参照】 エ　地域の身近なものや伝統的なものも取り上げる。保存や修復の重要性，国際理解の側面も学ばせる。
(4)　互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わわせるため，適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。また，各表現の完成段階で作品を発表し合い，互いの表現のよさや個性などを認め尊重し合う活動をするようにすること。	(4)について ・発想，構想，計画，制作から完成に至る過程で話合いを重視し，学級全体または小グループの活動などの中で互いの個性を生かした分担して活動するなどが考えられる。決められた部分を担当するだけで活動が終わらないようにすること。 【解説書 p.82 参照】
※３ (5)　**美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮**し，自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。	※３　知的財産権や肖像権 生徒一人一人が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり，それらを尊重し合う態度を育成することが重要。その指導の中で，著作権などの知的財産権に触れ，作者の権利を尊重し，侵害しないことについての指導も併せて必要である。 ・絵画，漫画，イラストレーション，雑誌の写真などを用いて模写をしたりコラージュをしたりすること，テレビ番組や市販されているビデオやコンピュータソフトの一部ないし全部を使用してビデオ作品

	を制作することなどについては，原則として著作権をもつ者の了解が必要である。著作者没後50年を経ない作品には著作権がある。 ・授業で利用する場合は例外とされ，一定の条件を満たす場合には著作者の了解を得る必要がない。 ・他人の著作物を活用した生徒作品をホームページなどへ掲載したり，コンクールへ出品したり，看板やポスターなどを地域に貼ったりすることは，例外となる条件を満たさないため無断で行うことはできない。 ・肖像権については，プライバシーの権利の一つ，写真やビデオを用いて人物などを撮影して作品化する場合，相手の了解を得て行う。

３　安全指導

４　平素の学校生活における鑑賞の環境づくり　【解説書 p.83 参照】

Ⅴ　移行期間中の取扱い

移行期間中の特例及び留意点

平成２１年度から平成２３年度までの第１学年から第３学年までの美術の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第２章第６節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新中学校学習指導要領第２章第６節の規定によることができる。

「Ａ表現」だけでもできるということ。新しいものと現行のものとが混在している場合，漏れのないようにしていく必要がある。基本的には，現行のものは新しいものに引き継がれているが，第２・３学年「Ａ表現」(2)「環境のデザイン」については異なっている。表現を新しい学習指導要領で，「Ｂ鑑賞」を現行の学習指導要領で行うと「環境のデザイン」の学習内容が扱われなくなるので，配慮が必要である。その際には，鑑賞か表現かどちらかで環境のデザインを扱うよう場面設定をする必要がある。

Ⅵ　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　模写の授業はどこに位置づけることができるのか。

「Ａ表現」(1)(2)の視点がなく，(3)のみで構成されている題材の場合は，単独で指導しない。作家の制作を追体験してその思いに迫ったり，表現方法の特徴を理解し，技法の習得に役立てたりする等，指導の効果を高めるねらいを明確にもち，短時間で，部分を模写する学習は，他の題材との関連を十分に検討して計画的に指導する。

【解説書 p.74 参照】

Ｑ２　(1)「自分の感じ方を大事にして見る発想・構想」と(2)「目的や機能を考えた発想・構想」の違いは何か？

「自分の感じ方を大事にして見る発想・構想」の場合，自己の感覚で形や色彩，材料などを豊かにとらえ，それを意図に応じて効果的に生かす能力が求められる。したがって，形や色彩，材料などを，固定的な概念でとらえるのではなく，目や心で実感をもって豊かにとらえ理解していくような指導が必要になる。「目的や機能を考えた発想や構想」について書いてあるところとを比較すると違いが分かる。自分の感覚を大切にするというのは同じなのだけれど，「目的や機能を考えた発想・構想」は客観的に他者に共感を得られるような感覚が必要である。

【解説書 pp.37 ～ 40 参照】

保健体育

Ⅰ　改訂の趣旨

１　改善の基本方針

(1)　小学校，中学校及び高等学校を通じて，生涯にわたって健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図る。その際，心と体をより一体としてとらえ，健全な成長を促すことが重要であることから，引き続き保健と体育を関連させて指導することとする。また，学校段階の接続及び発達の段階に応じて指導内容を整理し，明確に示すことで体系化を図る。

(2)　体育については，それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて，基礎的な身体能力や知識を身に付け，生涯にわたって運動に親しむことができるように，発達の段階のまとまりを考慮し，指導内容を整理し体系化を図る。また，武道については，我が国固有の伝統と文化に，より一層触れることができるよう指導の在り方を改善する。

(3)　保健については，生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するため，一層の内容の改善を図る。その際，小・中・高等学校を通じて系統性のある指導ができるように，子どもたちの発達の段階を踏まえて保健の内容の体系化を図る。

２　改善の具体的事項

(1)　体育分野については，小学校高学年からの接続及び発達の段階のまとまりを踏まえ，体育分野として示していた目標及び内容を，「第１学年及び第２学年」と「第３学年」に分けて示すこととする。また，多くの領域の学習を十分させた上で，その学習体験をもとに自らが更に探求したい運動を選択できるようにするため，第１学年及び第２学年で，すべての領域を履修させるとともに，選択の開始時期を第３学年とする。

(2)　各領域における身に付けさせたい具体的な内容を明確に示すとともに，指導内容の確実な定着を図ることができるよう「体つくり運動」，知識に関する領域以外のすべての領域は，第１学年及び第２学年のいずれかの学年で取り上げ指導することもできるようにする。

(3)　「体つくり運動」については，体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるとともに，健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識させ，学校の教育活動全体や実生活で生かすことができるよう指導内容を改善し，取り扱う時間数の目安を示すこととする。また，他の領域においても，学習した結果としてより一層の体力の向上を図ることができるよう指導の在り方を改善する。

(4)　知識に関する領域については，基礎的な知識を確実に定着させることが求められることから，発達の段階を踏まえて指導内容を明確に示し，取り扱う時間数の目安を示すこととする。

(5)　保健分野については，個人生活における健康・安全に関する内容を重視する観点から，指導内容を改善する。また，自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力を育成する観点から，系統性のある指導ができるよう健康の概念や課題に関する内容を明確にし，知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする。

Ⅱ　改訂の要点

1　目標について

(1)　教科の目標

・教育基本法，学校教育法の改正を踏まえつつ，引き続き，体育と保健を関連させていく考え方を強調した。また，義務教育段階における教科の目標として小学校体育科の目標と一層の関連性を示した。その上で，心と体をより一体としてとらえることを引き続き重視するとともに，生涯にわたって健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを実現することを目指し，「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成」，「健康の保持増進のための実践力の育成」及び「体力の向上」の三つの具体的な目標が相互に密接に関連していることを示すとともに，保健体育科の重要なねらいであることを示した。

・体育分野の目標については，学校段階の接続及び発達の段階のまとまりに応じた指導内容の体系化の観点から，第１学年及び第２学年と第３学年に分けて示すこととした。

・保健分野の目標については，学校段階の接続及び発達の段階に応じた指導内容の体系化の観点から，引き続き主として個人生活における健康・安全に関する理解を通して，自らの健康を適切に管理し，改善していくための資質や能力の基礎を培い，実践力の育成を図ることとした。

(2)　各分野の目標

・体育分野　「第１学年及び第２学年」の目標

(1)　運動の合理的な実践を通して，運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに，知識や技能を身に付け，運動を豊かに実践することができるようにする。

(2)　運動を適切に行うことによって，体力を高め，心身の調和的発達を図る。

(3)　運動における競争や協同の経験を通して，公正に取り組む，互いに協力する，自己の役割を果たすなどの意欲を育てるとともに，健康・安全に留意し，自己の最善を尽くして運動をする態度を育てる。

・体育分野　「第３学年」の目標

(1)　運動の合理的な実践を通して，運動の楽しさや喜びを味わうとともに，知識や技能を高め，生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにする。

(2)　運動を適切に行うことによって，自己の状況に応じて体力の向上を図る能力を育て，心身の調和的発達を図る。

(3)　運動における競争や協同の経験を通して，公正に取り組む，互いに協力する，自己の責任を果たす，参画するなどの意欲を育てるとともに，健康・安全を確保して，生涯にわたって運動に親しむ態度を育てる。

・保健分野の目標

　個人生活における健康・安全に関する理解を通して，生涯を通じて自らの健康を適切に管理し，改善していく資質や能力を育てる。

2　内容について

［体育分野］

(1)　目標と同様に，「第１学年及び第２学年」と「第３学年」に分けて示した。具体的には，多くの領域の学習を十分させた上で，その学習体験をもとに自ら探求したい運動を選択できるようにするため，第１学年及び第２学年で，すべての領域を履

修させるとともに，選択の時期を第３学年とすることにした。
(2)　「体育理論」を除く運動に関する領域を，(1)技能（「体つくり運動」は運動），(2)態度及び(3)知識，思考・判断に整理・統合して示し，指導内容を明確に示した。
(3)　指導内容の確実な定着を図ることができるよう，第１学年及び第２学年においては，「体つくり運動」及び「体育理論」を除く領域は，いずれかの学年で取り上げ指導することもできることとした。
(4)　「体つくり運動」，「体育理論」については，指導内容の定着がより一層図られるよう，配当する授業時数を示した。
(5)　「球技」については，「ゴール型」，「ネット型」，「ベースボール型」に分類して示した。

［保健分野］

中学校における基礎的事項を明確にするとともに，生活習慣の乱れやストレスなどが健康に影響することを学ぶことができるよう，健康の概念や課題などの内容を明確に示すとともに，新たに，二次災害によって生じる傷害に関する内容，医薬品に関する内容を取り扱うこととした。

Ⅲ　具体的な改善事項

※ 新設事項　 重点

１　目標について

目　標	改訂のポイント
１　教科の目標 心と体を一体としてとらえ，運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して，**生涯にわたって**※1運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り，明るく豊かな生活を営む態度を育てる。	※1　生涯にわたって運動に親しむ資質や能力 学校教育法第45条において，「中学校は，小学校における教育の基礎の上に，心身の発達に応じて，義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする」。学校教育法第30条第２項において，「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう，基礎的な知識及び技能を習得させるとともに・・・」と規定されていること等を踏まえた。
２　体育分野の目標 (1)　第１学年及び第２学年 ①　**運動の合理的な実践を通して，運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに，知識や技能を身に付け，運動を豊かに実践することができるようにする。【新設※】**	※ 生徒が運動の合理的な実践を通して，運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに，知識や技能を身に付け，それらをもとに運動を豊かに実践することを目指したものである。
②　**運動を適切に行うことによって，体力を高め，心身の調和的発達を図る。【新設※】**	※ 適切な運動が体力を高め，心身のバランスのとれた発達を助長するという側面からとらえたものであり，運動を適切に行うことによって，体ほぐしをしたり，体力の向上を図ったりすることの必要性を示すとともに，心身の調和的発達を目指したものである。
③　**運動における競争や協同の経験を通して，公正に取り組む，互いに協力する，自己の役割を果たすなどの意欲を育てるとともに，健康・安全に留意し，自己の最善を尽くして運動をする**	※ 生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎をはぐくむ視点から，第１学年及び第２学年の段階では，競争や協同の経験を通してはぐくむ情意面から見た運動への愛好的な態度として，「自己の最善を尽くして運動をする態度」を育成することを目指

態度を育てる。　【新設※】	したものである。
(2)　第３学年 ①　**運動の合理的な実践を通して，運動の楽しさや喜びを味わうとともに，知識や技能を高め，生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにする。【新設※】**	※ 生徒が運動の合理的な実践を通して，運動の楽しさや喜びを味わうとともに，これまで学習した知識や技能を高め，義務教育の修了段階において，生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにすることを目指したものである。
②　**運動を適切に行うことによって，自己の状況に応じて体力の向上を図る能力を育て，心身の調和的発達を図る。【新設※】**	※ 適切な運動が体力を高め，心身のバランスのとれた発達を助長するという側面からとらえたものであり，運動を適切に行うことによって，自己の状況に応じた体力の向上を図る能力を育てることの必要性を示すとともに，心身の調和的発達を目指したものである。
③　**運動における競争や協同の経験を通して，公正に取り組む，互いに協力する，自己の責任を果たす，参画するなどの意欲を育てるとともに，健康・安全を確保して，生涯にわたって運動に親しむ態度を育てる。【新設※】**	※ 生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎をはぐくむ視点から，第３学年の段階では，競争や協同の経験を通してはぐくむ情意面から見た運動に対する愛好的な態度として，「生涯にわたって運動に親しむ態度」を育成することを目指したものである。
３　保健分野の目標 個人生活における健康・安全に関する理解を通して，生涯を通じて自らの健康を適切に管理し，改善していく資質や能力を育てる。	・学校段階の接続及び発達の段階に応じた指導内容の体系化の観点から，引き続き主として個人生活における健康・安全に関する理解を通して，自らの健康を適切に管理し，改善していくための資質や能力の基礎を培い，実践力の育成を図ることとした。

２　内容について

内　容	改訂のポイント
(1)　体育分野の内容は，運動に関する領域及び知識に関する領域で構成されている。運動に関する領域は，「体つくり運動」，「器械運動」，「陸上競技」，「水泳」，「球技」，「武道」及び「ダンス」であり，知識に関する領域は，「体育理論」※1である。 運動に関する領域では，(1)技能（「体つくり運動」は運動），(2)態度，(3)知識，思考・判断※2を内容として示した。	※1 高等学校への接続を考慮しつつ，指導すべき知識の明確化を図り，体つくり運動をはじめ，各領域の「(3)知識，思考・判断」との内容の整理及び精選を図り単元を構成した。これらを踏まえて，現行の「体育に関する知識」を「体育理論」と改めた。 ・(1)　技能（「体つくり運動」は運動）について 運動を通して，各領域の特性や魅力に応じた楽しさや喜びを味わうことを示すとともに，各領域における技能や攻防の様相，動きの様相などを示している。 ・(2)　態度について 第１学年及び第２学年，第３学年の目標で示したことを，体育学習にかかわる態度の指導内容として具体化したものである。共通事項として，第１学年及び第２学年は，各領域に「積極的に取り組む」ことを，第３学年は，各領域に「自主的に取り組む」ことを示している。また，「公正や協力に関する事項」，「責任や参画に関する事項」，「健康・安全に関する事項」を示し

	た。 ・(3)　知識，思考・判断について ※2　現行の「学び方」を「知識，思考・判断」とした。「学び方」の内容も含まれている。 　知識に関する指導内容として，第1学年及び第2学年においては，各領域における「運動の特性や成り立ち」，「技術（技）の名称や行い方」，「関連して高まる体力」，「伝統的な考え方」，「表現の仕方」などを，第3学年においては，各領域における「技術（技）の名称や行い方」，「体力の高め方」，「運動観察の方法」，「伝統的な考え方」，「交流や発表の仕方」などを示している。 　思考・判断に関する指導内容として，第1学年及び第2学年では，各領域に共通して，「課題に応じた運動の取り組み方を工夫」することを示している。第3学年では，各領域に共通して，「自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫」することを示している。
A　体つくり運動	・「体力を高める運動」において，運動を「組み合わせて運動の計画に取り組むこと」を内容として新たに示した。 ・「内容の取扱い」に，第3学年においては，日常的に取り組める運動例を取り上げるなど指導方法の工夫を図ることを示した。 ・引き続き，すべての学年で履修させることを示すとともに，指導内容の定着がより一層図られよう「指導計画の作成と内容の取扱い」に，授業時数を各学年で7単位時間以上を配当することを示した。
B　器械運動	・従前どおり，「マット運動」，「鉄棒運動」，「平均台運動」，「跳び箱運動」の4種目で構成しているが，「内容の取扱い」に，第1学年及び第2学年においては，新たに「マット運動」を含む二を選択して履修できるようにすることを示した。
C　陸上競技	・従前どおり，投てき種目を除く競走種目及び跳躍種目で構成するとともに，「内容の取扱い」に，競走種目及び跳躍種目の中からそれぞれ選択して履修できるようにすることを示した。
D　水泳	・従前示していた「クロール」，「平泳ぎ」，「背泳ぎ」に加え「バタフライ」を新たに示した。 ・「内容の取扱い」に，第1学年及び第2学年において，「クロール」又は「平泳ぎ」を含む二を選択して履修できるようにすることを示した。 ・「内容の取扱い」に，スタートの指導については安全への配慮から，すべての泳法について水中からのスタートを扱うようにすることを示した。 ・水泳の指導に当たっては，保健分野の「応急手当」との関連を図ることを示した。
E　球技	・従前，「バスケットボール又はハンドボール」，「サッカー」，「バレーボール」，「テニス，卓球又はバドミントン」，「ソフトボール」で示していた内容を，生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成する観点から，「ゴール型」，「ネット型」，「ベースボール型」に分類して示した。

	・「内容の取扱い」に，第１学年及び第２学年においては，これらの型のすべてを履修させることを示した。 ・取り扱う種目については，従前の種目を取り上げること，「ベースボール型」の実施に当たり十分な広さの運動場の確保が難しい場合は，指導方法を工夫して行うことを示した。
F　武道	・従前どおり，「柔道」，「剣道」，「相撲」の中から選択して履修できるようにすることとした。 ・「内容の取扱い」に，武道場などの確保が難しい場合は，指導方法を工夫して行うとともに，学習段階や個人差を踏まえ，段階的な指導を行うなど安全の確保に十分留意することを示した。
G　ダンス	・従前どおり，「創作ダンス」，「フォークダンス」，「現代的なリズムのダンス」の中から選択して履修できるようにすることとした。
H　体育理論	・基礎的な知識は，意欲，思考力，運動の技能などの源となるものであり，確実な定着を図ることが重要であることから，各領域に共通する内容や，まとまりで学習することが効果的な内容に精選するとともに，高等学校への接続を考慮して単元を構成した。 ・内容については，(1)運動やスポーツの多様性，(2)運動やスポーツが心身の発達に与える効果と安全及び(3)文化としてのスポーツの意義で構成することとした。 ・引き続き，すべての学年で履修させることを示すとともに，指導内容の定着がより一層図られるよう「指導計画の作成と内容の取扱い」に，授業時数を各学年で３単位時間以上配当することを示した。
保健	・内容の構成に変更はない。 ・新たに，(3)傷害の防止に，「二次災害によって生じる傷害に関する内容」，(4)健康な生活と疾病の予防に，「医薬品に関する内容」を取り扱うこととした。

Ⅳ　指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画の作成

指導計画作成上の配慮事項	改訂のポイント
１　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。 (1)　授業時数の配当については，次のとおり取り扱うこと。 ア　保健分野の授業時数は，３学年間で，48単位時間程度を配当すること。 イ　体育分野の授業時数は，各学年にわたって適切に配当すること。その際，体育	・従前は，各学年とも90単位時間を標準としていたが，今回の改訂において，105単位時間と改められ，３学年間では315単位時間となっている。

分野の内容の**「Ａ体つくり運動」については，各学年で７単位時間以上を，「Ｈ体育理論」については，各学年で３単位時間以上を**[※1]配当すること。 ウ　体育分野の内容の「Ｂ器械運動」から「Ｇダンス」までの領域の授業時数は，その内容の習熟を図ることができるよう考慮して配当すること。 エ　保健分野の授業時数は，３学年間を通して適切に配当し，各学年において効果的な学習が行われるよう適切な時期にある程度まとまった時間を配当すること。	※１　指導内容のより一層の定着を図るため，新たに授業時数として，「Ａ体つくり運動」については，各学年７単位時間以上を，「Ｈ体育理論」については，各学年で３単位時間以上を配当することとした。 ・特に，今回の改訂によって，保健体育の授業時数が増加したこと，「Ａ体つくり運動」と「Ｈ体育理論」で各学年に配当する授業時数を示したこと，それ以外の領域では第１学年及び第２学年における領域の取上げ方の弾力化を図ったことなどを踏まえ，各領域に配当する授業時数については，１単位時間の在り方も含めて，各学校等の実態を踏まえた適切な取り組みが求められる。
(3)　**第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第３章道徳の第２に示す内容について，保健体育科の特質に応じて適切な指導をすること。**（**新設**[※]）	※ 集団でのゲームなど運動することを通して，粘り強くやり遂げる，ルールを守る，集団に参加し，協力する，といった態度が養われる。また，健康・安全についての理解は，生活習慣の大切さを知り，自分の生活を見直すことにつながるものである。

２　体育・健康に関する指導

年間計画作成についての配慮事項	改訂のポイント
総則第１の３ 学校における体育・健康に関する指導は，**生徒の発達の段階を考慮して**[※1]，学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に，学校における**食育の推進**[※2]並びに体力の向上に関する指導，**安全に関する指導**[※3]及び心身の健康の保持増進に関する指導については，保健体育科の時間はもとより，**技術・家庭科**[※4]，特別活動などにおいても，それぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。	※１　性に関する部分も含めて，体育・健康に関する指導すべてに関わっている。 ※２　生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより，生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎が培われるよう，栄養のバランスや規則正しい食生活，食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。 ※３　身の回りの生活の安全，交通安全，防災に関する指導を重視し，安全に関する情報を正しく判断し，安全のための行動に結び付けるようにすることが重要である。 ※４　食育が入ったことで，関連する教科として技術・家庭科が入った。

Ⅴ　移行期間中の取扱い

全部又は一部について，新中学校学習指導要領によることができる。

Ⅵ　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　第１学年・第２学年の多くの領域の学習を経験する時期には，多くの運動種目を行わせる教育課程の編成が良いのではないか。

学習指導要領に示された内容の実現に必要と想定される時間数との兼ね合いで検討する必要がある。種目レベルまですべて体験させることは現実的に難しい。領域レベルまでの経験を求めている。確実に習得させること，すべての領域を体験させることが必要条件である。

Ｑ２　第３学年の選択について，武道が選択されないのではないか。

すべての領域が第１学年及び第２学年で必修となっている。すべての領域において，次に学習をしたいと思わせる授業づくりが必要である。これまで体験していない選択から，必ず体験をさせた上での選択となる。

Ｑ３　男女共習の在り方について。

男女共習がスタンダードであるという前提である。コンタクトが伴う領域については，ある程度の配慮が必要である。ゴール型の球技では，教え合う場面や練習は共に行い，試合は男女で分けたり，制限をかけたりする必要がある。柔道では，組む相手を男女別にするなどの配慮が必要である。

Ｑ４　球技・武道では，内容の取扱いに「地域や学校の特別の事情がある場合には，替えて履修させることもできることとする」とあるが「替えて行う」場合の用件について。

①地域に根ざしたものであること（伝統的に地域で行われているものや，地域や保護者から強く要望されているものなど）。②学校として，継続的な指導が保障できるもの（担当教師が替わっても指導ができる）。③安全上の配慮が十分なされていること（施設・用具が整っている）。④ねらいや主旨から逸脱しない。⑤指導計画をしっかり立てること。

Ｑ５　「食育」について，どこまで踏み込めばいいのか。

保健分野においては，従来も食を重視し，「食事・運動・休養」ということで学習を組み立ててきているので，今回，新しく「食」に関して保健分野に取り入れたものではない。今までしてきたことを重視して学習を組み立てていただきたい。「食文化」などについては，技術・家庭科（家庭分野）や給食指導の中で取り扱われるので，総則に示されたものをすべて保健でするというわけではない。

技術・家庭

Ⅰ　改訂の趣旨

1　改善の基本方針

(1)　実践的・体験的な学習活動を通して，家族と家庭の役割，生活に必要な衣，食，住，情報，産業等についての基礎的な理解と技能を養うとともに，それらを活用して課題を解決するために工夫し創造できる能力と実践的な態度の育成を一層重視する。その際，他教科等との連携を図り，社会において子どもたちが自立的に生きる基礎を培うことを特に重視する。

①　家庭科，技術・家庭科家庭分野については，自己と家庭，家庭と社会とのつながりを重視し，生涯の見通しをもって，よりよい生活を送るための能力と実践的な態度を育成する視点から，子どもたちの発達の段階を踏まえ，学校段階に応じた体系的な目標や内容に改善を図る。

②　技術・家庭科技術分野については，ものづくりを支える能力などを一層高めるとともに，よりよい社会を築くために，技術を適切に評価し活用できる能力と実践的な態度の育成を重視し，目標や内容の改善を図る。

(2)　社会の変化に対応し，次のような改善を図る。

①　家族と家庭に関する教育と子育て理解のための体験や高齢者との交流を重視する。食事の役割や栄養・調理に関する内容を一層充実するとともに，消費の在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルの確立を目指す指導を充実する。

②　持続可能な社会の構築や勤労観・職業観の育成を目指し，技術と社会・環境とのかかわり，エネルギー，生物に関する内容の改善・充実を図る。また，安全かつ適切に技術を活用する能力の育成を目指す指導を充実する。

(3)　実践的・体験的な学習活動をより一層重視し，自ら課題を見いだし解決を図る問題解決的な学習をより一層充実する。

(4)　家庭・地域社会との連携という視点を踏まえつつ，学校における学習と家庭や社会における実践との結び付きに留意して内容の改善を図る。

2　改善の具体的事項

〔技術分野〕

(1)　現代社会で活用されている多様な技術を，４つの内容に整理し，すべての生徒に履修させる。各内容は，それぞれの技術についての「基礎的な知識，重要な概念等」，「技術を活用した製作・制作・育成」，「社会・環境とのかかわり」に関する項目で構成する。

(2)　ものづくりを支える能力などの育成を重視する視点から，創造・工夫する力や緻密さへのこだわり，他者とかかわる力及び知的財産を尊重する態度，勤労観・職業観などの育成を目指した学習活動を一層充実する。また，技術を評価・活用できる能力などの育成を重視する。

(3)　小学校での学習を踏まえた中学校での学習のガイダンス的な内容を設定するとともに，他教科等との関連を明確にし，連携を図る。

〔家庭分野〕

(1)　小学校の内容との体系化を図り，中学生としての自己の生活の自立を図る視点から，４つの内容で構成し，すべての生徒に履修させる。学習した知識と技術などを活用し，これからの生活を展望する能力と実践的な態度をはぐくむ視点から，「生活の課題と実践」に関する指導事項を設定し，選択して履修させるようにする。

（2） 社会の変化に対応し，次のような改善を図る。
・家庭の機能を理解し，幼児への理解を深め，子どもが育つ環境としての家族と家庭の役割に気付く幼児触れ合い体験などの学習活動を更に充実する。
・食生活の自立を目指した学習活動を一層充実する。また，家庭生活と消費・環境に関する学習については，他の内容との関連を明確にし，中学生の消費生活の変化を踏まえた実践的な学習活動を更に充実する。
（3） 小学校での学習を踏まえた中学校での学習のガイダンス的な内容を設定するとともに，他教科等との関連を明確にし，連携を図る。

Ⅱ 改訂の要点

1 目標について

○技術・家庭科の教科の目標は従前と同様であり，基本的な考え方は変わっていないが，これからの生活を見通し，よりよい生活を創造するとともに，社会の変化に主体的に対応する能力をはぐくむ観点から，改善を図っている。
ア 技術分野においては，ものづくりを支える能力などを一層高めるとともに，よりよい社会を築くために，技術を適切に評価し活用できる能力と実践的な態度の育成を重視する。
イ 家庭分野においては，自己と家庭，家庭と社会とのつながりを重視し，これからの生活を展望して，よりよい生活を送るための能力と実践的な態度の育成を重視する。

2 内容について

（1） 技術分野と家庭分野の内容構成を４つに整理

	新	旧
技術分野	A 材料と加工に関する技術 B エネルギー変換に関する技術 C 生物育成に関する技術 D 情報に関する技術	A 技術とものづくり B 情報とコンピュータ
家庭分野	A 家族・家庭と子どもの成長 B 食生活と自立 C 衣生活・住生活と自立 D 身近な消費生活と環境	A 生活の自立と衣食住 B 家族と家庭生活

・各分野ともに**Ａ～Ｄの４つの内容をすべての生徒**に履修させる。
※ただし，家庭分野においては，「生活の課題と実践」に関する指導事項を設定し，A (3)エ, B (3)ウ, C (3)イの中から１又は２事項を選択して履修させる。
・両分野ともに，**ガイダンス的な内容Ａ (1)を設定し，第１学年の各分野の最初**に履修させる。

（2） 言語を豊かにし，論理的思考や生活の課題を解決する能力をはぐくむ視点の充実
各分野の指導に当たっては，実習等の結果を整理し考察する学習活動や，自分の生活における課題を解決するために言葉や図表，概念などを使用して考えたり，説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮する。

Ⅲ 具体的な改善事項

※ 新設事項 重点 補足点 【解説 p. 参照】

1 目標について

目 標	改訂のポイント
1 **教科の目標** 生活に必要な基礎的・**基本的**	【解説 pp.11 ～ 13 参照】 ・生活は，日常の生活，例えば，家庭における生活，

な**知識及び技術**の習得を通して，**生活と技術とのかかわり**について理解を深め，進んで生活を**工夫し創造する能力**と**実践的な態度**を育てる。	学校における生活，地域社会における生活など，様々な場面を意味している。 ・実践的・体験的な学習活動を通して，基礎的・基本的な知識と技術を習得させることを重視しており，生徒の発達の段階を踏まえるなど学習の適時性を考慮するとともに，生徒の生活ともかかわらせて具体的な題材を工夫することが重要である。 ・技術には光と影があることを知り，技術を適切に評価し活用して生活を改善・発展させるためには，技術についての十分な思考とそれに基づく技術の開発が大切であることを理解する。 ・今まで学んだ知識と技術を応用した解決方法を探究したり，組み合わせて活用したりすること，それらを基に自分なりの新しい方法を創造することなど，実際の生活の中で生かすことができる能力と態度を育てることが重要である。
2　分野の目標 〔技術分野〕 　**ものづくり**などの実践的・体験的な学習活動を通して，**材料と加工**，**エネルギー変換**，**生物育成**及び**情報**に関する基礎的・**基本的な**知識及び技術を習得するとともに，**技術と社会や環境とのかかわりについて理解**を深め，**技術を適切に評価し活用する能力と態度**を育てる。	【解説 pp.14 ～ 15 参照】 ・ものづくりを支える能力などの育成を重視する。 ・基礎的・基本的な知識及び技術とは，発達途上にある中学校段階の生徒の学習体験や能力においても習得が可能であり，しかも，将来の生活における応用・発展へとつながることが期待される知識及び技術である。 ・様々な**制約条件**の中で解決策を検討したり，その結果を評価したりする活動の中で，技術と社会や環境とのかかわりについての理解を深め，技術を合理的にしかも適切に評価し活用する能力と実践的な態度を育成することも重要である。 ・技術と社会や環境とは相互に影響し合う関係にあり，このことへの理解を深めることが，技術を安全性や経済性だけでなく環境に対する負荷等の多様な視点から評価することの意義の理解や，技術を適切に活用しようとする意欲につながる。
〔家庭分野〕 　**衣食住などに関する**実践的・体験的な学習活動を通して，生活の自立に必要な基礎的・**基本的な**知識**及び**技術を習得するとともに，家庭の機能について理解を深め，**これからの生活を展望して**※，課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。	【解説 pp.38 ～ 40 参照】 ・実際の生活を営む上で必要な４つの内容について，理論や考え方のみの学習に終わることなく，実践的・体験的な学習活動を通して具体的に学習することを明確にした。学習した知識と技術が生活に生かされることを重視したもので，このようにして獲得した力が，将来にわたって生活を主体的に営む能力と態度につながる。 ※「これからの生活を展望して」を追加。将来にわたって自立した生活を営む見通しをもち，身近な生活の課題を主体的にとらえ，具体的な実践を通して，課題の解決を目指すことによって，よりよい生活を営む能力や実践的な態度を育成する。

2　内容について

内　容	改訂のポイント
〔技術分野〕 **A　材料と加工に関する技術** （1）生活や産業の中で利用されている技術　***《ガイダンス》*** ア　技術が生活の向上や産業の継承※1と発展に果たしている役割について考えること。	【解説 pp.16 ～ 22 参照】 ・技術が人間の生活を向上させ，我が国における産業の継承と発展に影響を与えていることに気付かせ，技術が果たしている役割について関心をもたせる。 ※１　伝統的な製品や建築物などに見られる緻密な

イ　技術の進展と環境との関係について考えること。	加工や仕上げの技術など，我が国の生活や産業にかかわるものづくりの技術を取り上げ，これらが我が国の文化や伝統を支えてきたことについても気付かせるよう指導する。 ・技術の進展が資源やエネルギーの有効利用，自然環境の保全に貢献していることについても気付かせるよう指導する。
(2)　材料と加工法 ア　材料の特徴と利用方法を知ること。 イ　材料に適した加工法を知り，工具や機器を安全※2に使用できること。 **ウ　材料と加工に関する技術の適切な評価・活用について考えること。※3**	・木材，金属及びプラスチックなどの生活で利用されている材料を取り上げ，測定や実験や観察からその特徴に気付かせるなど，**科学的な根拠**に基づいた指導となるよう配慮する。 ※2 社会で利用されている主な材料に適した加工法について知り，加工のための工具や機器を安全に使用できるようにする。 ※3 多くの産業を支えるとともに，社会生活や家庭生活を変化させてきたこと，また，技術が自然環境の保全にも貢献していることを踏まえる。 ・機器を使用させる際には，取扱説明書等に基づき適切な使用方法を守るよう指導する。
(3)　材料と加工に関する技術を利用した製作品の設計・製作 ア　使用目的や使用条件に即した機能と構造について考えること。 イ　構想の表示方法を知り，製作図をかくことができること。 ウ　部品加工，組立て及び仕上げができること。	・使用目的や使用条件に即して製作品の機能と構造を工夫する能力を育成することをねらいとしている。 ・算数科，数学科，図画工作科，美術科等の教科において学習している様々な立体物の表示・表現方法との関連に配慮する。 ・技術・家庭科の特質を踏まえ，生活における課題を解決するために，言葉だけでなく，設計図といった図表やものづくりに関する概念などを用いて考えたり，説明したりするなどの学習活動も充実する必要がある。 ・材料の種類や個数，工具や機器及び製作順序などをあらかじめ整理し，材料表や製作工程表を用いるなど，作業計画に基づいた能率的な作業ができるよう指導する。
B　エネルギー変換に関する技術 【必修化】 (1)　エネルギー変換機器の仕組みと保守点検 ア　エネルギーの変換方法や力の伝達の仕組みを知ること。 イ　機器の基本的な仕組みを知り，保守点検と事故防止ができること。 **ウ　エネルギー変換に関する技術の適切な評価・活用について考えること。※**	【解説 pp.23 ～ 27 参照】 ・小学校及び中学校の理科等におけるエネルギーに関する学習を踏まえ，関連する原理や法則が具体的にどのような機器やシステムに生かされているかを取り上げ，科学的な根拠に基づいた指導となるよう配慮する。 ・屋内配線も取り上げ，漏電，感電，過熱及び短絡による事故を防止できるよう指導する。 電気機器の保守点検は，回路計等による簡単な点検と電源コードやヒューズなどの交換可能な部品の取り替え等に限定し，感電事故や火災などの防止に十分配慮する。 ・歯車やカム機構，リンク機構など，力や運動を伝達する仕組みの特徴や共通部品について知ることができるようにする。 ※ エネルギー変換の技術が多くの産業を支えるとともに，社会生活や家庭生活を変化させてきたこと，また，これらの技術が自然環境の保全等にも貢献していることを踏まえる。
(2)　エネルギー変換に関する技術を利用した製作品の設計・製作 ア　製作品に必要な機能と構造を選択し，設計ができること。 イ　製作品の組立て・調整や電	・製作品の組立て・調整や，電気回路の配線・点検ができるようにするとともに，使用目的や使用条件に即して製作品の機能と構造を工夫する能力を育成することをねらいとしている。 ・製作品の構想を検討する際には，機能，構造，材料，加工，費用，時間などの設計要素を踏まえる

気回路の配線・点検ができること。

（内容の取扱い）(5)

技術にかかわる倫理観や新しい発想を生み出し活用しようとする態度の育成

とともに，**エネルギーの損失や効率**についても考慮するよう指導する。

・知的財産を創造・活用しようとする態度の育成にも配慮する。

C　生物育成※1に関する技術

【必修化】

(1)　生物の生育環境と育成技術

ア　生物の育成に適する条件と生物の育成環境を管理する方法を知ること。

イ　**生物育成に関する技術の適切な評価・活用について考えること。※2**

(2)　生物育成に関する技術を利用した栽培又は飼育

ア　目的とする生物の育成計画を立て，生物の栽培又は飼育ができること。

（内容の取扱い）(3)

Ｃの(2)については，地域固有の生態系に影響を及ぼすことのないよう留意する。

【解説 pp.28 ～ 31 参照】

※1　生物育成に関する技術が，食料，バイオエタノールなどの燃料，木材の生産，花壇や緑地等の生活環境の整備など，多くの役割をもつことについて理解させるよう配慮する。

・食料や燃料の生産，生活環境の整備など，生物育成の目的に応じた管理方法があることにも配慮する。

・例えば，作物の栽培では，気象的要素，土壌的要素，生物的要素，栽培する作物の特性と生育の規則性などについて考慮する必要があることや，種まき，定植や収穫などの作物の管理技術，整地，除草，施肥やかん水などの育成環境の管理技術があることを知ることができるようにすることが考えられる。

（作物の栽培，動物の飼育，水産生物の栽培の３つの例示があるが１つを取り上げればよい。

※2　長い年月をかけて改良・工夫された伝統的な技術と，バイオテクノロジーなどの先端技術があることを踏まえる。

・作物の栽培を選択した場合，普通栽培が困難なときには施設栽培を取り上げ，栽培用地が確保できないときには容器栽培や養液栽培などを取り上げることも考えられる。

・固有の動植物などの地域に既存の生態系に影響を及ぼす可能性のある外来の生物などを取り扱う場合には，実習中のみならず，学習後の取扱いについても十分配慮する。

D　情報に関する技術

(1)　情報通信ネットワークと情報モラル

ア　コンピュータの構成と基本的な情報処理の仕組みを知ること。

イ　情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを知ること。

ウ　著作権や発信した情報に対する責任を知り，情報モラルについて考えること。

エ　**情報に関する技術の適切な評価・活用について考えること。※1**

(2)　ディジタル作品※2の設計・制作　【必修化】

ア　メディアの特徴と利用方法を知り，制作品の設計ができること。

イ　多様なメディアを複合し，表現や発信ができること。

【解説 pp.32 ～ 37 参照】

・情報活用能力を育成する観点から，小学校におけるコンピュータの基本的な操作や発達の段階に応じた情報モラルの学習状況を踏まえるとともに，他教科や道徳等における情報教育及び高等学校における情報関係の科目との連携・接続に配慮する。

（コンピュータの基本的な操作は，小学校で指導することになる。

・情報の処理に関係する主な単位について，メガ（M）やギガ（G）などの接頭語も含めて必要に応じて取り上げるよう配慮する。

※1　情報に関する技術が多くの産業を支えるとともに，社会生活や家庭生活を変化させてきたこと，また，これらの技術が自然環境の保全にも貢献していることを踏まえる。

※2　将来的なことを考え，現行のマルチメディアの文言を変更している。ものづくりとしての学習活動である。

・文字や静止画，動画などを課題の解決のために，複合し一元的に活用するなど，技術を用いる目的を意識した実習となるよう指導する。

（画面が太陽光や室内光で照らされて反射やちらつき，まぶしさ等を感じないように機器の

(3)　**プログラムによる**※3**計測・制御**　【必修化】 ア　コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みを知ること。 イ　情報処理の手順を考え，簡単なプログラムが作成できること。 **（内容の取扱い）**(5) 技術にかかわる倫理観や新しい発想を生み出し活用しようとする態度の育成	配置に配慮する。 ※3「プログラム」,「計測・制御」単独の指導ではない。 ・計測・制御システムの各要素において異なる電気信号（アナログ信号とディジタル信号）を変換し，各要素間で情報の伝達が行えるようにするためにインタフェースが必要であることも知ることができるようにする。 ・プログラムの命令語の意味を覚えさせるよりも，課題の解決のために処理の手順を考えさせることに重点を置くなど，コンピュータを用いた計測・制御に関する技術の目的を意識した実習となるよう指導する。 ・ディジタル作品を利用する際の約束や個人情報の取扱い方針を明記させるなど利用者が安心して利用できる作品を設計・制作させたり，身の回りの機器を制御しているプログラムが動作しなかった場合の影響を検討させたりすることを通して，情報に関する技術にかかわる倫理観が育成されるよう配慮する。
〔家庭分野〕 **※「～について，次の事項を指導する。」** **A　家族・家庭と子どもの成長** (1)　自分の成長と家族 ア　自分の成長と家族や家庭生活とのかかわりについて考えること。※1　**《ガイダンス》** (2)　家庭と家族関係 ア　家庭や家族の基本的な機能と，**家庭生活と地域とのかかわりについて理解する**こと。 イ　**これからの自分と家族とのかかわりに関心をもち**※2，家族関係をよりよくする方法を考えること。 (3)　幼児の生活と家族 ア　幼児の発達と**生活**の特徴を知り，子どもが育つ環境としての家族の役割について**理解する**こと。 イ　幼児の観察や遊び道具の製作**などの活動**を通して，幼児の遊びの意義について**理解する**こと。 ウ　**幼児と触れ合うなどの活動を通して，幼児への関心を深め**，かかわり方を工夫できること。　【必修化】 エ　**家族又は幼児の生活に関心をもち，課題をもって家族関係又は幼児の生活について工夫し，計画を立てて実践できること。　【新設**※3**】**	・小学校家庭科との体系化（基礎・基本の定着） ・中学生としての自己の生活の自立を図る。 【解説 pp.42 ～ 48 参照】 ※1　A (1) アは，家庭分野の学習全体のガイダンスとしての扱いとA (2) やA (3) との関連を図り学習を進める扱いの２つがある。 ・ガイダンスとしては，家庭分野の学習の導入として第１学年の最初に履修させる。 ・A (2) やA (3) との関連を図り学習を進める扱いとしては，A (2) 又はA (3) の学習時に導入として，もう一度扱うなど，適切な時期を設定して，関連させて扱う。 ・家庭生活が地域と相互に関連して成り立っていることを理解できるようにする。 ※2　中学生の時間軸の視点。これからの自分の生活に関心を持ち，将来の家庭生活や家族とのかかわりに期待をもてるようにする。 ・幼児期における周囲の人との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性について考えることを通して，幼児にふさわしい生活を整える家族の役割について理解できるようにする。 ・遊び道具の製作は，幼児についての理解を深めることが最終的なねらいであり，幼児の心身の発達を踏まえるとともに，安全への配慮についても十分考えさせる。 ・幼児と触れ合う活動など直接的な体験を通して，幼児への関心を深めるとともに，幼児とのかかわり方を工夫できるようにする。 ・可能な限り直接的な体験ができるよう留意する。困難な場合は，視聴覚教材やロールプレイングなどを活用してかかわり方の工夫をする学習を取り入れる。 ※3【生活の課題と実践】自分の家族又は幼児の生活をさらに豊かにするための工夫を考えるなど，これからの生活を展望して，課題をもって家族又は幼児の生活をよりよくしようとする意欲と態度を育てる。

（内容の取扱い）(1)
ア　(1)，(2)及び(3)では，相互に関連を図り，実習や観察，ロールプレイングなどの学習活動を中心とするよう留意する。
イ　(2)のアでは，高齢者などの地域の人々とのかかわりについても触れるよう留意する。
ウ　(3)のアでは，幼児期における周囲との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性についても扱う。(3)のウでは，幼稚園や保育所等の幼児との触れ合いができるように留意する。

【生活の課題と実践の指導事項について】
①学習した知識と技術などを活用し
②これからの生活を展望する能力と
③実践的な態度をはぐくむことの必要性から，「生活の課題と実践」に関する指導事項を，Ａ(3)エ，Ｂ(3)ウ，Ｃ(3)イに設定し，これらの指導事項の中から１又は２事項を選択して履修させる。
①生徒が興味・関心等に応じて課題を設定し，主体的に実習や調査などの学習活動に取り組めるようにする。
②計画，実践，評価，改善という一連の学習活動を重視し，問題解決的な学習を進める。
③家庭や地域社会との連携を図り，効果的に行えるよう工夫する。
④計画及び実践後の評価，改善については，グループで検討したり，発表の機会を設けたりして実践の成果や課題が明確になるよう配慮する。

Ｂ　食生活と自立

(1)　中学生の**食生活と栄養**
ア　**自分の食生活に関心をもち，**生活の中で食事が果たす役割を理解し，**健康によい食習慣**※1**について考える**こと。
イ　栄養素の種類と働きを知り，中学生に**必要な**栄養の特徴について考えること。

(2)　日常食の**献立と食品の選び方**
ア　食品の栄養的特質や**中学生の１日に必要な食品の種類と概量について知る**こと。
イ　中学生の１日分の献立を考えること。
ウ　食品の品質を見分け，用途に応じて選択できること。

(3)　日常食の調理と**地域の食文化**
ア　**基礎的な**日常食の調理ができること。また，安全と衛生に留意し，食品や調理用具等の適切な管理ができること。
イ　**地域の食材を生かすなどの調理を通して，地域の食文化について理解すること。【新設**※2**】**
ウ　**食生活に関心をもち，課題をもって日常食又は地域の食材を生かした調理などの活動について工夫し，計画を立てて実践できること。【新設**※3**】**

（内容の取扱い）
ア　(1)のイでは，水の働きや**食物繊維**についても触れる。
イ　(2)のウでは，主として調理実習で用いる**生鮮食品と加工食品の良否や表示**を扱う。
ウ　(3)のアでは，魚，肉，野菜

【解説 pp.49 ～ 57 参照】

・「中学生の食事」を「中学生の食生活」に変更。
・食事の役割については，小学校での学習に加え，
　①食事を共にすることにより人間関係を深める。
　②文化を伝える役割もあることを理解する。
※1「健康によい食習慣」とは，
　①栄養のバランスがよい食事をとる。
　②１日３食を規則正しくとる。
　③自分の食習慣を見直すことができる。
　④日常生活で実践することの大切さに気付く。
・小学校における五大栄養素に関する基礎的な事項の学習を踏まえて指導する。食物繊維や水についても触れる。
・中学生の１日に必要な食品の種類と概量を把握できるようにする。概量については，食品群別摂取量の目安で示されている量を，実際に食べている食品の量で分かるようにする。
・小学校での１食分の献立の学習を踏まえ，中学生に必要な栄養量を満たす１日分の献立を考える。
・「地域の食文化」を追加。

※2 主として地域又は季節の食材を用いることの意義について扱う。地域との連携を図り，調理実習を中心として学習するよう配慮し，日常食の調理などを通して，地域の食文化に関心をもち，食事には文化を伝える役割もあることを理解できるようにする。

※3【生活の課題と実践】自分や家族の食生活をさらに豊かにするための工夫を考えるなど，課題をもって日常食の調理や地域の食材を生かした調理の計画を立て実習などを行い，食生活をよりよくしようとする意欲と態度を育てる。
・食物繊維は，消化されないが，腸の調子を整え，健康の保持に必要であること，水は，五大栄養素には含まれないが，人の体の約６０％は水分で構成されており，生命維持のために必要な成分であることに触れる。
・生鮮食品の表示，加工食品の良否も扱う。
・魚，肉，野菜を中心に日常よく用いられる食品を取り上げ，基礎的な日常食の調理ができるように

を中心として扱い，基礎的な題材を取り上げる。(3)のイでは，調理実習を中心とし，主として地域又は季節の食材を利用することの意義について扱う。また，地域の伝統的な行事食や郷土料理を扱うこともできる。

エ　食に関する指導については，技術・家庭科の特質に応じて，食育の充実に資するよう配慮する。

C　衣生活・住生活と自立

(1)　衣服の選択と手入れ

ア　衣服と社会生活とのかかわりを理解し，目的に応じた着用や個性を生かす着用を工夫できること。

イ　衣服の計画的な活用の必要性を理解し，適切な選択ができること。

ウ　衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れができること。

(2)　住居の機能と住まい方

ア　家族の住空間について考え，住居の基本的な機能について知ること。

イ　家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り，快適な住まい方を工夫できること。

(3)　衣生活，住生活などの生活の工夫について

ア　布を用いた物の製作を通して，生活を豊かにするための工夫ができること。【新設※1】

イ　衣服又は住まいに関心をもち，課題をもって衣生活又は住生活について工夫し，計画を立てて実践できること。【新設※2】

(内容の取扱い)

ア　(1)のアでは，和服の基本的な着装を扱うこともできる。(1)のイでは，既製服の表示と選択に当たっての留意事項を扱う。(1)のウでは，日常着の手入れは主として洗濯と補修を扱う。

イ　(2)のアでは，簡単な図などによる住空間の構想を扱う。【新設※3】

ウ　(3)のアでは，(1)のウとの関連を図り，主として補修の技術を生かしてできる製作品を扱う。【新設※4】

D　身近な消費生活と環境

する。

・地域又は季節の食材のよさを理解できるようにする。

【食育の推進】

・技術・家庭科における食に関する指導を中核として，学校の教育活動全体で一貫した取組を推進することが大切である。

・食事の重要性，心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方，食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力，望ましい食習慣の形成，地域の産物，食文化の理解，基礎的・基本的な調理の知識と技術などを総合的にはぐくむ。

【解説 pp.58 ～ 65 参照】

・人間を取り巻く環境として衣服と住まいを取り上げ，快適で豊かな衣生活・住生活を営むための基礎的・基本的な内容を指導する。

・衣服の社会生活上の機能を中心に理解し，時・場所・場合に応じた衣服の着用や個性を生かす着用の工夫ができるようにする。

・手持ちの衣服の活用を工夫したり，新たな衣服の入手について考えたりして，目的に応じて衣服を選択できるようにする。

・衣服の材料や汚れ方に応じた日常着の洗濯と，衣服の状態に応じた適切な補修ができる。補修の目的と布地に適した方法を選び，実践できるようにする。

・自分や家族の住空間と生活行為とのかかわりについて考え，住居のもつ基本的な役割が分かる。

・住まいの安全性の視点から，家族が安心して住まうための室内環境の整え方を知り，快適な住まい方の工夫ができるようにする。

※1　布を用いた簡単な衣服や小物を製作することを通して，衣生活や住生活を豊かにするための工夫ができるようにする。C (2)イやA (3)イ，D (2)の学習と関連を図り，題材を設定する。

・製作を通して，自分や家族の生活を豊かにすることの大切さを実感できるようにする。

・製作することがものを大切にする心や成就感などをはぐくむこと，製作品を活用することが製作や活用の喜びとなることにも配慮する。

※2　【生活の課題と実践】自分や家族の衣生活又は住生活をさらに豊かにするための工夫を考えるなど，課題をもって製作や調査などを行い，衣生活や住生活をよりよくしようとする意欲と態度を育てる。

・日本の代表的な衣服としての和服の扱い。

・和服と洋服の構成や着方の違いに気付かせたり，衣文化に関心を持たせたりすることなど，和服の基本的な着装を扱うことも考えられる。

※3　住空間と生活行為とのかかわりを考えさせるために，住宅に関する鳥瞰図などの簡単な図を活用して，住空間を想像しやすくする。

※4　まつり縫いなどの補修の技術を製作品に取り入れるようにするなど，C (1)ウと関連させて扱う。

【解説 pp.66 ～ 69 参照】

(1)　家庭生活と消費 ア　**自分や家族の消費生活に関心をもち，消費者の基本的な権利と責任について理解すること。**　　【新設※1】 イ　販売方法の特徴について知り，生活に必要な物資・サービスの適切な選択，購入及び活用ができること。 (2)　**家庭生活と環境** ア　自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え，環境に配慮した消費生活について工夫し，**実践できること。** （内容の取扱い） ア　**内容の「Ａ家族・家庭と子どもの成長」，「Ｂ食生活と自立」又は「Ｃ衣生活・住生活と自立」の学習との関連を図り，実践的に学習できるようにする。**　　【新設※2】 イ　(1)は，中学生の身近な消費行動と関連させて扱う。	※1　小学校における物や金銭の使い方と買物の学習を踏まえ，自覚ある消費行動の基礎として，自分の消費に使える金銭には限りがあることや優先順位を考えた計画的な支出が必要であることなどに気付くようにする。消費者の基本的な権利と責任については，実際の消費生活とかかわらせて具体的に考えさせるとともに，消費者基本法の趣旨を理解できるようにする。 ・各種相談機関やクーリング・オフ制度を取り上げ，消費者としての自覚を高める。 ・これからの生活を展望して，自分や家族の生活を見直し，環境に配慮した消費生活について工夫し，実践ができるようにする。 ・生活の仕方と環境とのかかわりについて気付くようにし，限りある資源を有効に利用するための実践ができるようにする。 ・自分の生活に結び付けた課題の解決に向けて，継続して実践することができるようにする。 ※2　食品や衣服，遊び道具の材料の選択，購入などの具体的な場面を取り上げるなど，実践的な学習となるよう配慮する。 ・情報社会における消費生活の変化に対応して，中学生の身近な消費行動とかかわりのある具体的な事例を扱うよう配慮する。

Ⅳ　指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画作成上の配慮事項

指導計画作成上の配慮事項	改訂のポイント
(1) 技術分野及び家庭分野の授業時数については，３学年間を見通した全体的な指導計画に基づき，いずれかの分野に偏ることなく配当して履修させること。その際，家庭分野の内容のＡ(3)のエ，Ｂ(3)のウ及びＣ(3)のイについては，これら**３事項のうち１又は２事項を選択**して履修させること。	【解説 pp.71 ～ 75 参照】 ・各分野の内容Ａ～Ｄは，すべての生徒に履修させることとする。 ・標準の授業時数は，これまでと同じ。第１学年70単位時間，第２学年70単位時間，第３学年35単位時間と定められている。 ・家庭分野の選択して履修する事項については，生徒が選択できるようにすることが望ましい。 ・各分野のＡの(1)については，技術・家庭科の意義を明確にするとともに，小学校での図画工作科や家庭科などの学習を踏まえ，３学年間の学習の見通しを立てさせるガイダンス的な内容として，第１学年の各分野の最初に履修させる。
(2) 各分野の内容のＡ～Ｄの各項目に配当する授業時数及び履修学年については，地域，学校及び生徒の実態等に応じて，各学校において適切に定めること。	・各項目や各項目に示す事項の関連性や系統性に留意し，適切な時期に分散して履修させる場合や特定の時期に集中して履修させる場合，３学年間を通して履修させる場合などを考えて計画的な履修ができるよう配慮する。
(3) 各項目及び各項目に示す事項については，相互に有機的な関連を図り，総合的に展開されるよう適切な題材を設定して計画を作成すること。	・技術・家庭科における題材とは，教科の目標及び各分野の目標の実現を目指して，各項目に示される指導内容を指導単位にまとめて組織したものである。 ・小学校の関連する教科や中学校の他教科との関連を図り，基礎的・基本的内容を含む。 ・生徒の発達段階に応じ，生徒の主体性・個性を生かす。 ・生徒の日常生活とのかかわりや社会とのつながりを重視する。
(4) 第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間な	・学習活動や学習態度への配慮，教師の態度や行動による感化を図る。 ・生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習

どとの関連を考慮しながら，第３章道徳の第２に示す内容について，技術・家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。	得することは，望ましい生活習慣を身に付けるとともに，勤労の尊さや意義を理解することにつながる。 ・進んで生活を工夫し創造しようとする態度を育てることは，家族への敬愛の念を深めるとともに，家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え，生活をよりよくしようとすることにつながる。

２　内容の取扱いについての配慮事項

内容の取扱いについての配慮事項	改訂のポイント
(1) 実践的・体験的な学習活動の充実	【解説 pp.76 ～ 79 参照】 ・直接体験することにより，具体的に考えよりよい行動の仕方を身に付けるとともに，知識及び技術の習得，基本的な概念の理解などを確かなものにする。
(2) 問題解決的な学習の充実	・生徒自らが課題を発見し，習得した知識及び技術を活用し意欲をもって追究し，解決のための方策を探るなどの学習を繰り返し行うことが大切である。
(3)家庭や地域社会との連携	・家庭や地域社会における身近な課題を取り上げて学習したり，学習した知識と技術を実際の生活で生かす場面を工夫したりするなど，生徒が習得した知識と技術を生活に活用できるような指導が求められる。
(4) 学習指導と評価	・指導計画の立案の段階から評価計画を組み込み，評価を学習指導に生かすことが重要である。また，自己評価や相互評価の具体的な実施時期や内容についても工夫する必要がある。

３　その他の配慮事項

実習の指導に当たっては，施設・設備の安全管理に配慮し，学習環境を整備するとともに，火気，用具，材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。

Ⅴ　移行期間中の取扱い

移行期間中の特例及び留意点

・全部又は一部について，新中学校学習指導要領によることができる。
・平成２４年度の完全移行をスムーズに行うためには，平成２２年度の入学生からガイダンスを行うことが望ましい。
・教育環境の整備(現有数の確認，新たに必要なものを予算化)を計画的に行う。

Ⅵ　Ｑ＆Ａ

Ｑ　今回の改訂で，内容Ａ～Ｄをすべての生徒に履修させる理由はなにか。

ここで配慮すべき事柄は，平成元年の学習指導要領で示されていた領域が復活したのではないということである。内容Ａ～Ｄは，現代社会で活用されている多様な技術を４つの内容に整理したり，小学校の内容との体系化を図り，中学生としての自己の生活の自立や基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る視点から内容を構成し直したりした結果である。どの内容も家庭生活や社会生活等において必要なことであるので，すべての生徒に履修させることになったということである。

外国語

Ⅰ　改訂の趣旨

1　改善の基本方針

(1)　自らの考えなどを相手に伝えるための「発信力」やコミュニケーションの中で基本的な語彙や文構造を活用する力，内容的にまとまりのある一貫した文章を書く力などの育成を重視する観点から，「聞くこと」や「読むこと」を通じて得た知識等について，自らの体験や考えなどと結び付けながら活用し，「話すこと」や「書くこと」を通じて発信することが可能となるよう，４技能を総合的に育成する指導を充実する。

(2)　指導に用いられる教材の題材や内容については，外国語学習に対する関心や意欲を高め，外国語で発信しうる内容の充実を図る等の観点を踏まえ，４技能を総合的に育成するための活動に資するものとなるよう改善を図る。

(3)　「聞くこと」，「話すこと」，「読むこと」及び「書くこと」の４技能の総合的な指導を通して，これらの４技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成するとともに，その基礎となる文法をコミュニケーションを支えるものとしてとらえ，文法指導を言語活動と一体的に行うよう改善を図る。また，コミュニケーションを内容的に充実したものとすることができるよう，指導すべき語数を充実する。

(4)　中学校における「聞くこと」，「話すこと」という音声面での指導については，小学校段階での外国語活動を通じて，音声面を中心としたコミュニケーションに対する積極的な態度等の一定の素地が育成されることを踏まえ，指導内容の改善を図る。併せて，「読むこと」，「書くこと」の指導の充実を図ることにより，「聞くこと」，「話すこと」，「読むこと」及び「書くこと」の四つの領域をバランスよく指導し，高等学校やその後の生涯にわたる外国語学習の基礎を培う。

2　改善の具体的事項

(1)　身近な事柄について一層幅広いコミュニケーションを図ることができるようにするため，授業時数の増加（各学年とも年間105間から140時間に増加）を実施するとともに，指導する語数を従来の「900語程度まで」から，「1200語程度」へと増加させている。

(2)　指導事項の更なる定着を図るため，文法事項等の指導内容は従来のままとしており，新たな指導事項の追加は行っていない。

Ⅱ　改訂の要点

1　目標について

(1)　教科の目標

外国語科の目標は，コミュニケーション能力の基礎を養うことであり，次の三つを念頭に置いている。

・外国語を通じて，言語や文化に対する理解を深める。
・外国語を通じて，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。
・聞くこと，話すこと，読むこと，書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。

また，今回の改訂では小学校に外国語活動が導入され，特に音声面を中心として外国語を用いたコミュニケーション能力の素地が育成されることになったことを踏まえ，中学校段階では，「聞くこと」，「話すこと」に加え，「読むこと」，「書くこと」

を明示することで，小学校における外国語活動ではぐくまれた素地の上に，これらの四つの技能を総合的に育成することとしている。

同じ趣旨から，英語の目標において，「聞くこと」，「話すこと」の領域にかかわる記述に盛り込まれていた「慣れ親しみ」という文言を削除している。

２　内容について

内容については，その構成は変わっていないが，領域ごとに示す言語活動の指導事項を次のとおりそれぞれ１項目ずつ追加または再編成し，各５項目としている。

(1)「聞くこと」においては，「まとまりのある英語を聞いて，概要や要点を適切に聞き取ること」を追加した。

(2)「話すこと」においては，「与えられたテーマについて簡単なスピーチをすること」を追加した。

(3)「読むこと」においては，「話の内容や書き手の意見などに対して感想を述べたり賛否やその理由を示したりなどすることができるよう，書かれた内容や考え方などをとらえること」を追加した。

(4)「書くこと」においては，これまでの(ｳ)と(ｴ)を再編成し，次の３項目とした。

(ｲ)　語と語のつながりなどに注意して正しく文を書くこと。

(ｴ)　身近な場面における出来事や体験したことなどについて，自分の考えや気持ちなどを書くこと。

(ｵ)　自分の考えや気持ちなどが読み手に正しく伝わるように，文と文のつながりなどに注意して文章を書くこと。

(5)　授業時数を各学年105時間から140時間に増加させたことで，言語活動の充実を通じて言語材料の定着を図るとともに，コミュニケーション能力の一層の育成を目指している。

Ⅲ　具体的な改善事項

※ 新設事項　 重点　（ 補足点

１　目標について

目　標	改訂のポイント
１　**外国語科の目標** 外国語を通じて，言語や文化に対する理解を深め，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り，聞くこと，話すこと，**読むこと，書くこと**※1などの**コミュニケーション能力**※2の基礎を養う。	※1　小学校に外国語活動が導入され，特に音声面を中心として外国語を用いたコミュニケーション能力の素地が育成されることになったことを受け，中学校段階では，小学校における外国語活動ではぐくまれた素地の上に，四つの技能をバランスよく育成することの必要性を強調している。 ・「聞く・話す」重視⇨4技能をバランスよく育成 ※2　コミュニケーション能力は実際のコミュニケーションを目的として外国語を運用することができる能力の基礎を養うことを意味し，実践性を当然に伴うものであることを踏まえ，今回の改訂では単に「コミュニケーション能力」としている。
２　**英語科の目標** (1)　初歩的な英語を聞いて話し手の意向などを理解できるようにする※1。 (2)　初歩的な英語を用いて自分の考えなどを話すことができるようにする※2。 (3)　英語を読むことに慣れ親しみ，初歩的な英語を読んで書	※1※2 「英語を聞くことに慣れ親しみ」「英語で話すことに慣れ親しみ」を削除 「聞くこと」及び「話すこと」について慣れ親しむことは，小学校における外国語活動において行われていることを踏まえている。 ・３学年間でコミュニケーション能力の基礎を育成

き手の意向などを理解できるようにする。 (4) 英語で書くことに慣れ親しみ，初歩的な英語を用いて自分の考えなどを書くことができるようにする。	できるよう，各学校が生徒の学習の実態に応じて学年ごとの目標を設定する

2　内容について

内　容	改訂のポイント
(1) 言語活動	・４技能の言語活動をバランスよく，計画的・系統的に行う。 ・既習の学習内容を繰り返して指導し定着を図る。 ・小学校における外国語活動と円滑な接続を図る。
ア 聞くことの言語活動 (ｱ) 強勢，イントネーション，区切りなど基本的な英語の音声の特徴をとらえ，正しく聞き取ること。	・「話すこと」の基礎となる技能を身に付ける言語活動。 ・小学校での状況に応じて，指導の重点の置き方について柔軟に対応。
(ｲ) 自然な口調で話されたり読まれたりする英語を聞いて，**情報を正確に聞き取ること**※1。 (ｳ) 質問や依頼などを聞いて適切に応じること。	※1 ・英語を聞き取るとき，音の変化やスピードに対応して事実や出来事などについての必要な情報を正しく理解する。 ・場面の設定に工夫をしながら幅広く言語活動を行う。
(ｴ) 話し手に聞き返すなどして**内容を確認しながら**※2理解すること。	※2 コミュニケーションを継続するために必要となる表現を指導するとともに，コミュニケーションを継続しようとする積極的な態度を育成する。
(ｵ) まとまりのある英語を聞いて，概要や要点を適切に聞き取ること。【新設※3】	※3 スピーチや機内アナウンス，天気予報などといった，内容的にまとまりのある複数の英文を聞き，その全体の概要や内容の要点をとらえる。
イ 話すことの言語活動 (ｱ) 強勢，イントネーション，区切りなど基本的な英語の音声の**特徴をとらえ**※1，正しく発音すること。	※1 改訂前に「英語の特徴に慣れ」としていたものを，「英語の音声の特徴をとらえ」としたのは，今回の改訂で小学校に外国語活動が導入され，音声面での一定の素地があることを受けたものである。
(ｲ) 自分の考えや気持ち，**事実などを**※2聞き手に正しく伝えること。	※2 ・自分の考えや気持ちを理解してもらうことは，コミュニケーションの円滑化や継続を図る上で重要なことであるが，事実を正しく伝えることもコミュニケーションの基本である。
(ｳ) 聞いたり読んだりしたことなどについて，問答したり意見を述べ合ったりなどすること。	・あらかじめ聞いたり読んだりした話題や題材などについて問答したり意見を述べ合ったりなどする活動。
(ｴ) つなぎ言葉を用いるなどのいろいろな工夫をして**話を続けること**。	・積極的に会話を継続し発展させていく態度や能力を育てる。紋切り型の応答や一往復だけの言葉のやりとりで終わってしまうのでなく，必要な表現や技法を用いて会話を継続・発展させる。
(ｵ) 与えられたテーマについて簡単なスピーチをすること。【新設※3】	※3 ・与えられたテーマについて，自分の意見や主張を聞き手に対して分かりやすく話すという活動。 ・学校や日常生活などで体験したことや自分の夢など，生徒の学習段階や興味・関心に合わせて，適切なテーマを与えたり，絵や実物を示して聞き手の理解を容易にするなどの工夫をさせたりするこ

ウ　読むことの言語活動
(ｱ) 文字や符号を識別し，正しく読むこと。
(ｲ) 書かれた内容を考えながら黙読したり，その内容が表現されるように音読すること。
(ｳ) 物語のあらすじや説明文の大切な部分などを正確に※1読み取ること。
(ｴ) 伝言や手紙などの文章から書き手の意向を理解し，適切に応じること。
(ｵ) 話の内容や書き手の意見などに対して感想を述べたり賛否やその理由を示したりなどすることができるよう，書かれた内容や考え方などをとらえること。【新設※2】

エ　書くことの言語活動
(ｱ) 文字や符号を識別し，語と語の区切りなどに注意して正しく書くこと。
(ｲ) 語と語のつながりなどに注意して正しく文を書くこと。【新設※1】
(ｳ) 聞いたり読んだりしたことについてメモをとったり，感想，**賛否やその理由**※2を書いたりなどすること。
(ｴ) 身近な場面における出来事や体験したことなどについて，自分の考えや気持ちなどを書くこと。【新設※3】
(ｵ) 自分の考えや気持ちなどが読み手に正しく伝わるように，文と文のつながりなどに注意して文章を書くこと。【新設※4】

(2) 言語活動の取扱い
ア　３学年間を通じ指導に当たっては，次のような点に配慮するものとする。
(ｱ) 実際に言語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うな

とも考えられる。

・「読むこと」の領域の学習は中学校から導入されることを考慮し，小学校からの円滑な接続を図るよう留意する。
・黙読と音読の二つの読み方の指導について示している。

※1　一語一語の意味や一文一文の解釈など，内容の特定部分にのみとらわれたりすることなく，書き手の伝えようとすることを正確に読み取るようにさせる。
・手がかりとなる語句や表現をヒントとして与えたり，事前に内容を尋ねる質問をしたり，また設問の仕方に工夫をしたりするなど，正確な読み取りのための配慮が必要である。
・相手に情報を伝える手段としての伝言や手紙などの文章を読んで，その内容に適切に応じることができるようになることを示している。

※2
・読んだ後に感想や意見，賛否，また，その理由を示すことを念頭に置いて，話の内容や書き手の意見などを批判的にとらえることができるようにする。
・４技能を総合的に育成していくために，「読むこと」を通して得た知識等について，自らの体験や考えなどに照らして「話すこと」や「書くこと」と結び付ける。

「書くこと」の活動で最も基本的な技能の習熟を求めたものである。

※1　文構造や語法の理解が十分でなく正しい文が書けないという課題に対応したものである。語の配列や修飾関係などの特徴を日本語との対比でとらえて指導を行うことも有効である。

※2　生徒が聞いたり読んだりした内容に主体的にかかわりをもち，それを踏まえて自分の感想，内容に対しての賛否やその理由を書くことを求めている。「その理由」を追加したのは，今回の改訂において言語に関する能力を育成することが重視されていること等を踏まえたものである。

※3　身近な場面における出来事や体験したこと
家庭や学校などの日常生活の中で起こったこと
旅行や行事の体験など

※4
・内容的にまとまりのある一貫した文章を書く力が十分ではないという課題に対応したものである。
・接続詞，副詞を使ったり，文と文との順序や相互の関連にも注意を払ったりするなどして一貫性の高い文章を作ることができるようにする。

・言語活動では，実際に言語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの活動が重要であるが，

どの活動を行うとともに，(3)に示す言語材料について理解したり練習したりする活動を行うようにすること。	それを支える言語材料について理解したり練習したりする活動も必要である。
(ｲ) 実際に言語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの活動においては，具体的な場面や状況に合った適切な表現を自ら考えて言語活動ができるようにすること。	・実際に言語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの活動の中では，表現しようとすることを個々の生徒が自ら考え，ふさわしい表現を選択できるように配慮する。
(ｳ) 言語活動を行うに当たり，主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにすること。 〔言語の使用場面の例〕 a 特有の表現がよく使われる場面(あいさつ，自己紹介，電話での応答，買物，道案内，旅行，食事など) b 生徒の身近な暮らしにかかわる場面(家庭での生活，学校での学習や活動，地域の行事など) 〔言語の働きの例〕 a コミュニケーションを円滑にする(呼び掛ける，相づちをうつ,聞き直す，繰り返すなど) b 気持ちを伝える(礼を言う，苦情を言う，褒める，謝るなど) c 情報を伝える(説明する，報告する，発表する，描写するなど) d 考えや意図を伝える(申し出る，約束する，意見を言う，賛成する，反対する，承諾する，断るなど) e 相手の行動を促す(質問する,依頼する，招待するなど)	・第１学年において言語活動を行う際には，小学校の外国語活動でも慣れ親しんだことのあるような身近な言語の使用場面や言語の働きを取り上げることで，中学校における外国語の学習の円滑な導入を図ることが重要である。
イ　生徒の学習段階を考慮して各学年の指導に当たっては，次のような点に配慮するものとする。	・目標及び指導事項は学年別に示していないことの趣旨も踏まえ，当該学年に固定的なものととらえず弾力的な扱いが必要である。
(ｱ) 第１学年における言語活動 **小学校における外国語活動を通じて音声面を中心としたコミュニケーションに対する積極的な態度などの一定の素地が育成されることを踏まえ**※1，身近な言語の使用場面や言語の働きに配慮した言語活動を行わせること。その際，自分の気持ちや身の回りの出来事などの中から簡単な表現を用いてコミュニケーションを図れるような話題を取り上げること。	※1 小学校の外国語活動でも慣れ親しんだことのあるような身近な言語の使用場面や言語の働きを用いた言語活動を行わせることで，中学校における外国語の学習の円滑な導入を図る。

(ｲ) 第２学年における言語活動
第１学年の学習を基礎として，言語の使用場面や言語の働きを更に広げた言語活動を行わせること。その際，**第１学年における学習内容を繰り返して指導し定着を図るとともに**※2，事実関係を伝えたり，物事について判断したりした内容などの中からコミュニケーションを図れるような話題を取り上げること。

(ｳ) 第３学年における言語活動
第２学年までの学習を基礎として，言語の使用場面や言語の働きを一層広げた言語活動を行わせること。その際，**第１学年及び第２学年における学習内容を繰り返して指導し定着を図るとともに**※3，様々な考えや意見などの中からコミュニケーションが図れるような話題を取り上げること。

※２※３
外国語科では，授業時数が大幅に増えている一方で，語以外の言語材料はほとんど増加していない理由の一つは，外国語の指導においては，第２学年においては第１学年での学習内容を，第３学年においては第１学年及び第２学年での学習内容を，言語活動の中で繰り返し学習することで，言語材料の定着を図るとともに，それらを実際に言語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの活動において活用させることが重要であるためであり，指導に当たっては特にこれらの点に留意する。

・四つの領域のバランスに配慮した言語活動の中での，繰り返し学習 ⇨ 言語材料の定着

(3) 言語材料（主な改訂箇所を抜粋）
ウ　語，連語及び慣用表現
(ｱ)　**1200語程度の語**※1
エ　文法事項
(ｹ)　**受け身**※2

※１ 語彙の充実を図り，授業時数が105時間から140時間に増加されたことと相まって，一層幅広い言語活動ができるようにするためである。
※２ 未来のことを表す受け身表現も解説書に例示。

(4) 言語材料の取扱い
ア　発音と綴りとを関連付けて指導すること。【新設※1**】**

※１ 音声を中心に慣れ親しむ小学校の外国語活動を受けて，中学校では文字を通した学習が始まることから，音声と文字の関係に触れた学習をすることが適切であることを示している。

イ　文法については，コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ，言語活動と効果的に関連付けて指導すること※2。

※２ 文法事項を指導する際には，その意味や機能を十分に理解させた上で，それまでに学んだ語彙や文法事項と関連を図り，言語活動の中で自分の考えや気持ち，事実などを伝え合うことに生かす。

・文法＝コミュニケーションを支えるもの

ウ　(3)のエの文法事項の取扱いについては，用語や用法の区別などの指導が中心にならないよう配慮し，実際に活用できるように指導すること。また，**語順や修飾関係などにおける日本語との違いに留意して指導すること**※3。

※３ 言語に関する能力の育成が重視されており，日本語との違いを意識させることは，単に英語に特有の語順等に注意を向けさせるだけでなく，日本語を含めた言語に関する能力の向上に資するものと考えられる。

エ　英語の特質を理解させるために，関連のある文法事項はまとまりをもって整理するなど，効果的な指導ができるよう工夫すること※4。

※４ 文法事項を指導する際，一つ一つの事項の指導において英語の特質を理解させるだけでなく，関連のある文法事項についてはより大きなカテゴリーとして整理して理解させることが必要である。

Ⅳ　指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画作成上の配慮事項

指導計画作成上の配慮事項	改訂のポイント
(1)　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。 ア　各学校においては，生徒や地域の実態に応じて，学年ごとの目標を適切に定め，３学年間を通して英語の目標の実現を図るようにすること。 イ　２の(3)の言語材料については，学習段階に応じて平易なものから難しいものへと段階的に指導すること。	・第１学年においては，特に，小学校における外国語活動の内容や指導の実態等を十分に踏まえる。 ・生徒の学習段階，興味や関心等の実態を踏まえる。 ・外国語学習にかかわる地域の環境や実態等を踏まえる。
ウ　音声指導に当たっては，**日本語との違いに留意しながら**※1，発音練習などを通して２の(3)のアに示された言語材料を継続して指導すること。 　また，音声指導の補助として，必要に応じて発音表記を用いて指導することもできること。	※1 特に日本語との違いに留意し正しい英語の音声が身に付くように指導する。
エ　文字指導に当たっては，生徒の学習負担に配慮し筆記体を指導することもできること。	・筆記体を指導することは，文字に対する興味付けともなり，有益であると考えられるが，生徒の学習負担を十分考えて指導に当たる。
オ　語，連語及び慣用表現については，運用度の高いものを用い，**活用することを通して定着を図る**※2ようにすること。 カ　辞書の使い方に慣れ，活用できるようにすること。 キ　生徒の実態や教材の内容などに応じて，コンピュータや情報通信ネットワーク，教育機器などを有効活用したり，ネイティブ・スピーカーなどの協力を得たりなどすること。 　また，ペアワーク，グループワークなどの学習形態を適宜工夫すること。	※2 単に機械的に記憶させるのではなく，あくまで具体的な場面や状況で適切に用いるようにして定着を図ることが極めて大切である。
(2)　教材は，聞くこと，話すこと，読むこと，書くことなどのコミュニケーション能力を総合的に育成するため，実際の言語の使用場面や言語の働きに十分配慮したものを取り上げるものとする。その際，英語を使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活，風俗習慣，物語，地理，歴史，伝統文化や自然科学などに関するものの中から，生徒の発達の段階及び興味・関心に即して適切	・「指導に用いられる教材の題材や内容については，外国語学習に対する関心や意欲を高め，外国語で発信しうる内容の充実を図る等の観点を踏まえ，４技能を総合的に育成するための活動に資するものとなるよう改善を図る」ことが中央教育審議会答申で提言されている。教材の選定に当たって，今回の改訂で「コミュニケーション能力を総合的に育成する」ことを明示したり，「伝統文化」や「自然科学」などを例示に追加したりしたのは，こうした答申の趣旨を踏まえたものである。

な題材を変化をもたせて取り上げるものとし，次の観点に配慮する必要がある。 ア　多様なものの見方や考え方を理解し，公正な判断力を養い豊かな心情を育てるのに役立つこと。 イ　外国や我が国の生活や文化についての理解を深めるとともに，言語や文化に対する関心を高め，これらを尊重する態度を育てるのに役立つこと。 ウ　広い視野から国際理解を深め，国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに，国際協調の精神を養うのに役立つこと。 (3)　その他の外国語 その他の外国語については，英語の目標及び内容等に準じて行うものとする。	

2　内容の取扱いについての配慮事項

内容の取扱いについての配慮事項	改訂のポイント
1　小学校における外国語活動との関連に留意して，指導計画を適切に作成するものとする。 2　外国語科においては，英語を履修させることを原則とする。 3　第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第３章道徳の第２に示す内容について，外国語科の特質に応じて適切な指導をすること。	・地域の小学校における外国語活動の指導において，どの程度の素地が養われているのかを十分に把握するとともに，扱われている単語や表現などについてもきめ細かく把握した上で，特に第１学年の指導計画の作成の参考にする。 ・外国語を通じて，我が国や外国の言語や文化に対する理解を深めることは，世界の中の日本人としての自覚をもち，国際的視野に立って，世界の平和と人類の幸福に貢献することにつながるものである。 ・道徳教育との関連を図る。

Ⅴ　移行期間中の取扱い

全部または一部について，新中学校学習指導要領によることができる。

Ⅵ　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　小学校外国語活動との連携において，外国語活動で育成される素地については，具体的にどのようなことが考えられるか。

言語や文化に対する体験的な理解，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度，外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみなどが考えられる。例えば，「人前で堂々と自分の考えを伝えようとする」といったことなどがある。表現の間違いや，文法・語法の間違いもあるかもしれないが，正確な英語を身に付けさせることが小学校外国語活動の目標ではないことに留意する必要がある。

道　徳

Ⅰ　改訂の趣旨

1　改善の基本方針

中央教育審議会の答申においては，「改正教育基本法等の趣旨と道徳教育」「『生きる力』の理念の共有と道徳教育」「これからの学校の役割と道徳教育」「学校段階における重点の明確化と道徳教育」の四つの観点を踏まえ，次のように示している。

(1)　道徳教育については，その課題を踏まえ，小・中・高等学校の道徳教育を通じ，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い，自立し，健全な自尊感情をもち，主体的，自律的に生きるとともに，他者とかかわり，社会の一員としてその発展に貢献することができる力を育成するために，その基盤となる道徳性を養うことを重視する。

また，発達の段階や社会とのかかわりの広がりなどの子どもたちの実態や指導上の課題を踏まえ，学校や学年の段階ごとに，道徳教育で取り組むべき重点を明確にする。

(2)　道徳の時間における子どもの受け止めは，小学校と中学校では相当に異なっていることから，幼児期や高等学校段階での改善を視野に入れつつ，より効果的な教育を行うために，小学校と中学校の指導の重点や特色を明確にする。

高等学校においては，道徳の時間は設定されていないが，社会の急激な変化に伴い，人間関係の希薄化，規範意識の低下が見られる中で，高等学校でも，知識等を教授するにとどまらず，その段階に応じて道徳性を養い，人間としての成長を図る教育の充実を進める。

(3)　学校全体で取り組む道徳教育の実質的な充実を図る視点から，道徳教育の推進体制等の充実を図る。

また，子どもの道徳性の育成に資する体験活動を一層推進するとともに，学校と家庭や地域社会が共に取り組む体制や実践活動の充実を図る。

2　改善の具体的事項

(1)　道徳教育の指導内容について，いずれの段階においても共通する重点と学校や学年の段階ごとに取り組むべき重点を示す。また，道徳教育の内容項目について，学校や学年の接続や系統性を踏まえて，分かりやすくする。

(2)　小学校における道徳の時間において，自己の生き方及びその基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底する観点から，学年段階ごとに重視する内容を示す。

(3)　中学校における道徳の時間において，道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方について自覚を深める指導，討論などの多様な学習の促進，協力し合う指導体制による展開を重視する。

(4)　高等学校において，学校としての指導の重点や方針を明確にし道徳教育の全体計画の作成を必須化するとともに,各教科等の特質を踏まえて担うものを明確にする。

(5)　道徳の時間及び各教科等それぞれで担うものや相互の関連を踏まえ，具体的な場面を通した表現活動を生かした指導方法や教材等について工夫が必要である。

(6)　道徳的価値観の形成を図る観点から，書く活動や語り合う活動など自己の心情・判断等を表現する機会を充実し，自らの道徳的な成長を実感できるようにする。

(7)　情報化が急速に進む中，インターネット上での誹謗中傷やいじめといった情報化の影の部分に対応するため，発達の段階に応じて情報モラルを取り扱う。

(8)　学校教育全体で取り組む道徳教育の実質的な充実の観点から，道徳教育主担当者を中心とした体制づくり，具体性のある全体計画の作成，授業公開の促進を図る。

(9)　子どもの道徳性の育成に資する体験活動や実践活動を促進する。幼児等と触れ合う体験，生命の尊さを感じる体験，中学校における職場体験活動等の推進を図る。

(10)　道徳教育については，例えば，生活習慣や礼儀，マナーを身に付けるための取組などが家庭や地域社会において積極的に行われるように三者連携の促進を図る。

Ⅱ　改訂の要点

1　目標について

(1)　道徳教育の目標

- 「道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」であるとし「要」という表現を用いて道徳の時間の道徳教育における中核的な役割を明確にした。
- 「生徒の発達の段階を考慮して」と示し，学校や学年の段階に応じ，発達的な課題に即した適切な指導を進める必要性について示した。
- 改正教育基本法における教育の目標や学校教育法の一部改正で新たに規定された義務教育の目標を踏まえた。
- 中学校段階における道徳教育の特質として道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方について自覚を深めることを明確にするとともに，職場体験活動などの豊かな体験や道徳的実践を充実させ，道徳の時間と関連をもたせることによって生徒の内面に根ざした道徳性の育成に配慮することを示した。
- 「特に生徒が自他の生命を尊重し，規律ある生活ができ，自分の将来を考え，法やきまりの意義の理解を深め，主体的に社会の形成に参画し，国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない」を加え，教育課題に対する配慮事項についても示した。

(2)　道徳の時間の目標

- 「道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め」と改善し，人間としての生き方が単に行為の善悪や方法を求めるだけのものではなく，道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方についての自覚を深め，よりよく生きるための道徳的実践力を育成するものであることを一層明確にした。

2　内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについて

(1)　内容項目のすべてが，道徳の時間の内容として計画的，発展的に取り上げるべきものであり，教育活動全体でも，各教科等の特質に応じて指導することを示した。

(2)　四つの視点によって内容項目を示すという考え方は従来どおりとしつつ，新たな内容項目の付加，表現の調整，内容項目の入れ替えにより分かりやすくした。

(3)　「校長の方針の下に，道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に」とし，校長の方針を明確にし，学校として取り組む重点や特色を明確にするとともに，道徳教育の推進を中心となって担う教師を位置付け，学校として一体的な推進体制をつくることの重要性を示した。

(4)　「各教科，総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする」と示す趣旨をより明確にするため，学習指導要領の「第２章　各教科」及び「第４章　総合的な学習の時間」「第５章　特別活動」の「第３　指導計画の作成と内容の取扱い」においても，その趣旨を新たに規定した。

(5)　道徳の時間における指導に関して次のような改善を行った。

- 「道徳教育推進教師を中心とした」指導体制の充実
- 創意工夫ある指導の明確化（職場体験活動，魅力的な教材の例示）
- 全教育活動における言語活動の充実
- 情報化の影の部分への対応の重視（情報モラルに関する指導）

(6)　「道徳の時間の授業を公開」することに配慮する必要性について示した。

Ⅲ　具体的な改善事項

※ 新設事項　（枠）重点　【解説書 p.　参照】

１　目標について

目　標	改訂のポイント
第１章総則 第１　教育課程編成の一般方針 ２（前段） 学校における道徳教育は，**道徳の時間を要として**※1学校の教育活動全体を通じて行うものであり，道徳の時間はもとより，各教科，**総合的な学習の時間及び特別活動**のそれぞれの特質に応じて，**生徒の発達の段階を考慮して**，※2適切な指導を行わなければならない。	【解説書 p.24 参照】 ※1 道徳の時間は，各活動における道徳教育の「要」として，それを補充し，深化し，統合する役割を果たす。いわば，扇の要のように道徳教育の要所を押さえて中心で留めるような役割をもつといえる。したがって，各教育活動での道徳教育がその特質に応じて効果的に推進され，相互に関連が図られるとともに，道徳の時間において，各教育活動での道徳教育が調和的に生かされ，道徳の時間としての特質が押さえられた学習が計画的，発展的に行われることによって，生徒の道徳性は一層豊かにはぐくまれていく。 道徳の時間の重要さを強調している。
２（中段） 道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心をもち，**伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し**，※3個性豊かな文化の創造を図るとともに，**公共の精神を尊び**，※3民主的な社会及び国家の発展に努め，**他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し**※3未来を拓く主体性のある日本人を育成するため，その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。	※2 幼児期の指導から小学校，中学校へと，各学校段階における幼児児童生徒が見せる成長発達の様子やそれぞれの段階の実態等を考慮し，適切に指導を進めなくてはならない。中学校の時期においては，３年間の発達の段階を考慮するとともに，幼児期及び小学校における発達の段階を踏まえ，高等学校等の発達の段階への成長の見通しをもって，中学校の段階にふさわしい指導の目標を明確にし，指導内容や指導方法を生かして，計画的に進めることが必要である。 【解説書 pp.25 ～ 29 参照】 ※3 改正教育基本法における教育の目標や学校教育法の一部改正で新たに規定された義務教育の目標を踏まえて書き加えられた。 ・道徳教育の目標は，教育全体の目標にも通じるものであるため，固有の目標として「その基盤としての道徳性を養うこと」と規定している。
２（後段） 道徳教育を進めるに当たっては，教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに，**生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方について**※4の自覚を深め，家庭や地域社会との連携を図りながら，**職場体験活動や**※5ボランティア活動，自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。**その際，特に生徒が自他の生命を尊重し，規律ある生活ができ，自分の将来を考え，法やきまりの意義の理解を深め，主体的に社会の形成に参画し，国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。**※6	・道徳教育を推進するに当たっての基本的な配慮事項を示している。　【解説書 pp.33 ～ 35 参照】 ・教育は，教師と生徒の人格のふれあいが前提となる。生徒相互に信頼と敬愛の人間関係が成立するならば，生徒一人一人の心は安定し，積極的によりよい人生を求めて生きる努力を促すと同時に日常生活における道徳的実践も促進される。 ※4 生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深められるようにする。 ・学校，家庭，地域社会の三者連携によって充実する。特に日常生活における基本的な生活習慣や望ましい人間関係，社会生活上のルールなどの規範意識にかかわる道徳的実践の指導は，家庭や地域社会に負うところが多い。 ※5 職場体験活動やボランティア活動，自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図るようにする。 ※6 道徳は個人の自覚と主体的実践にかかわるものであるため，生徒自身の生き方への関心に基づいて，よりよい生き方を主体的に実現していく指導が大切である。生徒の気持ち，課題意識や悩み，心の揺れなどを共感的に理解して，実態に応じた指導を行うよう工夫する必要がある。

第３章道徳 第１　目標 　道徳教育の目標は，第１章総則の第１の２に示すところにより，学校の教育活動全体を通じて，道徳的な心情，判断力，実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。 　道徳の時間においては，以上の道徳教育の目標に基づき，各教科，**総合的な学習の時間及び特別活動**における道徳教育と密接な関連を図りながら，計画的，発展的な指導によってこれを補充，深化，統合し，道徳的価値及び**それに基づいた**人間としての生き方※7についての自覚を深め，道徳的実践力を育成するものとする。	・道徳教育の目標については，「第１章総則」の「第１の２」の中段でその理念を示し，「第３章道徳」の「第１目標」の前段で道徳性の諸様相を示すという表し方になっている。 ・道徳の時間の役割（補充・深化・統合）について 　学校の諸活動での道徳教育の断片的な不十分さを補充し，掘り下げを欠いた不十分さを深化して，それらの指導を統合する道徳の時間が必要になる。 ※7 中学生の時期は，人生の意味をどこに求め，いかによりよく生きるかという人間としての生き方を主体的に模索し始める時期である。道徳はこのことに直接かかわるものである。生徒自身の，道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深めることとかかわって指導されてこそ，真に道徳的実践力の育成が可能となる。

２　内容について

内　容	改訂のポイント
第２　内容 　**道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は，次のとおりとする。**※1	※1 冒頭に示すことにより，道徳の内容項目のすべてが道徳の時間で計画的，発展的に取り上げられるべきものであり，教育活動全体でも，各教科等の特質に応じて指導することを示している。 ・「第２　内容」に示されている内容項目は，そのすべてが道徳の時間及びそれを要として学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育における学習の基本となるものである。小学校における内容項目の発展性や系統性を踏まえ，中学校においては生徒の発達の段階などを全体にわたって理解し，生徒の学習を充実させていく必要がある。
１　主として自分自身に関すること。	・１については大きな変更はない。
２　主として他の人とのかかわりに関すること。 (2) 温かい人間愛の精神を深め，他の人々に対し思いやりの心をもつ。 **(6) 多くの人々の善意や支えにより，日々の生活や現在の自分があることに感謝し，それにこたえる。【新設※】**	※従来の2-(2)「感謝と思いやりの心」から「感謝」を取り出し，2-(6)に新たに加え，内容項目を二つに分けた。小学校における内容との接続や系統性を踏まえるとともに，指導に当たって，「思いやり」と「感謝」のそれぞれの内容を分かりやすく整理した。**【新設※】**
(5) それぞれの個性や立場を尊重し，いろいろなものの見方や考え方があることを理解して，**寛容の心をもち**※2謙虚に他に学ぶ。	※2 生徒の発達の段階を踏まえ指導内容である寛容の精神をもって謙虚に他に学ぶことをより一層強調した。
３　主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。 **(1)** 生命の尊さを理解し，かけがえのない自他の生命を尊重する。 **(2)** 自然を愛護し，美しいものに感動する豊かな心をもち，人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。	・心のノートに命の偶然性や有限性，連続性のページがあるが，それを反映して充実させた。 　３の視点について小学校との接続や系統性を踏まえ，配列を入れ替え，「生命の尊重」に係る内容項目を最初に位置付けることによって，内容項目の並びを分かりやすく示した。

4　主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1)　法やきまりの意義を理解し，遵守するとともに，自他の権利を重んじ義務を確実に果たして，社会の秩序と規律を高めるように努める。 (2)　公徳心及び社会連帯の自覚を高め，よりよい社会の実現に努める。 (3)　正義を重んじ，だれに対しても公正，公平にし，差別や偏見のない社会の実現に努める。 (4)　自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め，役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。 (5)　勤労の尊さや意義を理解し，奉仕の精神をもって，公共の福祉と社会の発展に努める。	従来の4-(2)の視点を4-(1)にするなど4-(4)までの配列を学校や学年の接続や系統性を踏まえるとともに各学校において取り組むべき重点を分かりやすく整理して並び替えた。 ・規範意識の希薄化等の今日指摘されている生徒の現状と課題から，法やルールの意義や遵守について理解し，主体的に判断し，適切に行動できる内面的な資質を育成する指導が一層充実するようにという趣旨を踏まえたものである。 ・社会生活において互いに迷惑をかけることのないような行動の仕方を身に付けるとともに，自他への配慮と深い思いやりを大切にし，進んで社会とかかわり積極的な生き方を模索しようとする態度を育てる必要がある。 ・正義が通り，公平で公正な明るい社会の実現に積極的に努めるよう指導する必要がある。 ・職場体験活動やボランティア活動，福祉体験活動などの体験活動を生かすなど指導の工夫が求められる。具体的な活動が解説書に例示された。

Ⅳ　指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画作成上の留意点

指導計画作成上の配慮事項	改訂のポイント
第３　指導計画の作成と内容の取扱い １　各学校においては，**校長の方針の下に，**※1**道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に，**※2全教師が協力して道徳教育を展開するため，次に示すところにより，道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。 ※道徳教育推進教師について ・担当教師として指導要領に位置付くのは初めてである。 ・推進教師だけが突出するのではなく，全教職員が力を発揮できる体制づくりが必要である。 ・教科担任制がとられている中学校段階においては，道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりの一層の推進が求められる。 ・推進教師に対する担当授業時数等への配慮の規定はない。	※1　校長は，生徒の道徳性にかかわる実態，学校の道徳教育推進上の課題，社会的な要請や家庭や地域の期待などを踏まえ，学校の教育目標とのかかわりにおいて，道徳教育の基本的な方針等を明示する。その方針は，全教師が協力して学校の道徳教育の諸計画を作成し，展開し，改善，充実を図っていく上でのよりどころにもなる。 ※2　道徳教育の推進を主に担当する教師を「道徳教育推進教師」と示し，その教師を中心として，学校が組織体として一体となって道徳教育を進めるために，全教師が力を発揮できる体制を整える必要があることを示した。 「道徳教育推進教師」の役割　【解説書 p.65 参照】 ア　道徳教育の指導計画の作成に関すること イ　全教育活動における道徳教育の推進，充実に関すること ウ　道徳の時間の充実と指導体制に関すること エ　道徳用教材の整備・充実・活用に関すること オ　道徳教育の情報提供や情報交換に関すること カ　授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること キ　道徳教育の研修の充実に関すること ク　道徳教育における評価に関すること　など
(1)　道徳教育の全体計画の作成に当たっては，学校における全教育活動との関連の下に，生徒，学校及び地域の実態を考慮して，学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに，第２に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科，**総合的な学習の時間及び特別活動**における指導の**内容及び時期**※3並びに家庭や地域社会	・年間にわたって実際的に活用できる実用的なものにするために，計画の具体性を高めるための視点を盛り込んだ。【解説書 pp.67 ～ 71 参照】 各教科等の道徳性の育成に関して，主な指導の「内容及び時期」を含めた計画を作る必要性を示した。 ※3　例えば，各教科等における道徳教育にかかわる指導の内容及び時期を整理したもの，道徳教育にかかわる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの，道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを別葉にして加える

との連携の方法を示す必要があること。 (2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては，道徳教育の全体計画に基づき，各教科，**総合的な学習の時間及び特別活動**との関連を考慮しながら，計画的，発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際，**第２に示す**各内容項目の指導の充実を図る中で，生徒や学校の実態に応じ，３学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。**ただし，第２に示す内容項目はいずれの学年においてもすべて取り上げること。**※4 (3) 各学校においては，**生徒の発達の段階や特性等を踏まえ，指導内容の重点化を図ること。**※5 特に，**自他の生命を尊重し**，規律ある生活ができ，自分の将来を考え，**法やきまりの意義の理解を深め，主体的に社会の形成に参画し**，国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮し，生徒や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また，悩みや葛藤等**の思春期の心の揺れ，人間関係の理解等の課題**※6 を積極的に取り上げ，**道徳的価値に基づいた**人間としての生き方について考えを深められるよう配慮すること。	などして，年間を通して具体的に活用しやすいものとすることが考えられる。 ※4 道徳の時間は，年間を通した計画的，発展的な指導によって効果を上げるものである。道徳の時間の意義を十分に理解し，内容項目をいずれの学年においてもすべて取り上げるとともに，年間にわたって標準授業時間数が確保されるよう，学校行事や祝祭日等で計画通り授業ができなかった場合の対応も含めて道徳の時間の年間指導計画を作成する。 （今まで，担任の判断で取り上げる内容項目に偏りや欠落が見られることもあった。それは誤りであることを明確に示している。 今回の改訂では，次の３つの視点から指導内容の重点化を図ることが示されている。 ①生徒の発達的特質に応じた内容構成の重点化 ②各学校・地域等の実態や課題に応じた重点化 ③今日的教育課題にあわせて配慮すべき重点化 ※5 ここでは，③の視点からの取り組むべき重点を示している。【解説書 pp.79 ～ 81 参照】 ・小・中学校を貫いて重点とする内容 (1) 生徒の自立心や自律性を育成する (2) 自他の生命を尊重する心を育成する ・中学校段階での配慮すべき重点 (3) 規範意識を育てる (4) 社会参画への意欲や態度を身に付ける (5) 国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付ける ※6 中学生の時期は，人生の理想や目的，学習や進路，人間関係などにかかわって，悩みや葛藤等の心の揺れを繰り返しながら人間としての生き方について考えを深めていく。したがって，悩みや葛藤等の思春期の心の揺れ，心理的な側面も含めた人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ，道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを一層深められるような指導への配慮が必要である。

２　内容の取扱い

内容の取扱いについての配慮事項	改訂のポイント
第３　指導計画の作成と内容の取扱い ２ 第２**に示す道徳**の内容は，生徒が自ら道徳性をはぐくむためのものであり，道徳の時間はもとより，各教科，**総合的な学習の時間及び特別活動**においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際，生徒自らが成長を実感でき，これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。	「各教科，総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。」と示したことの趣旨をより明確にするために，学習指導要領の各教科等の第３においてもその趣旨を新たに規定している。 ※国語科の事例。他教科等も同様に示している。 (6) 第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第３章道徳の第２に示す内容について，国語科の特質に応じて適切な指導をすること。 ・各教科等での道徳性を養うための視点 ①各教科等の目標，内容及び教材とのかかわり ②学習活動や学習態度への配慮 ③教師の態度や行動による感化
３ 道徳の時間における指導に当たっては，次の事項に配慮するものとする。 (1) 学級担任の教師が行うことを	※1 道徳の時間は，主として学級担任が計画的に進めるものであるが，「道徳教育推進教師と中心と

原則とするが，校長や教頭**など**の参加，他の教師との協力的な指導などについて工夫し，**道徳教育推進教師を中心とした**[※1]指導体制を充実すること。

した」指導体制の充実を強調し，全体で共通理解し，協力して取り組むことの重要性を示した。

（推進教師がＴ２をすることは考えられるが，推進教師が授業をして担任が職員室で事務をするようなことはいけない。）

（2） **職場体験活動や**[※2]ボランティア活動，自然体験活動などの体験活動を生かすなど，生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

※２　道徳の時間に生かす体験活動として，総則と同様に職場体験活動を加えた。道徳の時間は体験活動を踏まえて，生徒が様々な道徳的価値に気付き，それに基づいた人間としての生き方についての自覚を深める要の時間として重視していくべきであり，道徳の時間で直接的な体験活動そのものを行うのではないことに留意する必要がある。

（3） 先人の伝記，自然，伝統と文化，スポーツなどを題材とし，生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して，生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。　　　　【新設[※1]】

道徳の時間に生かす教材は，生徒が道徳的価値の自覚を深めていくための手掛かりとして極めて大きな意味をもっている。また生徒が人間としての在り方や生き方などについて多様に感じ，考えを深め，互いに学び合う共通の素材として重要な役割をもっている。**【新設※１】**

（4） 自分の考えを基に，書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し，自分とは異なる考えに接する中で，自分の考えを深め，自らの成長を実感できるよう工夫すること。【新設[※2]】

学校の教育活動全体で言葉を生かした教育の充実が求められている。言葉は，知的活動だけでなく，コミュニケーションや感性，情緒の基盤である。道徳の時間においても，その言葉を生かした教育についての充実が図られなければならない。**【新設※２】**

（5） 生徒の発達の段階や特性等を考慮し，第２に示す道徳の内容との関連を踏まえて，情報モラルに関する指導に留意すること。【新設[※3]】

深刻な社会問題になっている情報化の影の部分への対応が学校教育の中で求められる。道徳の時間においても情報モラルに関する指導に配慮しなくてはならない。道徳の時間は，道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深めることを通して道徳的実践力を育成する時間であるので，例えば，情報機器の使い方やインターネットの操作，危険回避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことにその主眼をおくのではない。**【新設※３】**

４　道徳教育を進めるに当たっては，学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに，学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。また，**道徳の時間の授業を公開したり，**[※4]授業の実施や地域教材の開発や活用などに，保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど，**家庭や地域社会との共通理解を深め**，相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

※４　社会における価値観の多様化が一層進んでいるといわれる現在，道徳教育における三者の連携はますますその重要性を増している。まず学校は，家庭や地域社会が道徳教育に果たす役割を十分認識する必要がある。そして，そのことを踏まえて，家庭や地域社会との交流を密にし，協力体制を整えるとともに，具体的な連携の在り方について多様な方法を工夫する必要がある。家庭や地域社会との共通理解を深めるためにも「道徳の時間の授業を公開」することは，重要な機会となる。

５　生徒の道徳性については，常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし，道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

・道徳性の評価においては，教師が生徒の道徳的な成長を見守り，よりよく生きようとする努力を認め，勇気付ける働きを重視する必要がある。道徳性は，人格の全体にかかわるものであり，不用意に数値などによる評価を行うことは適切ではないことを明記した。

Ⅴ　移行期間中の取扱い

１　移行期間中の特例

平成２１年度から平成２３年度までの第１学年から第３学年までの道徳の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第３章の規定にかかわらず，新中学校学習指導要領第３章の規定によるものとする。　　　**【※道徳は，２１年度より先行実施】**

２　移行期間中の留意点

(1)改訂の趣旨の理解

(2)新しい指導計画（全体計画・道徳の時間の年間指導計画）の修正または作成

※生徒の発達的特質に応じた内容構成を基に，今日的教育課題，各学校・地域等の実態や課題を踏まえ，道徳教育の重点目標や各学年の指導の重点を明確にする。

※各教科等との関連を，各教科等の移行措置に沿って順次見直し，修正を図る。

・全体計画…各教科，総合的な学習の時間及び特別活動，特色ある教育活動や体験活動などにおける道徳教育の指導方針の内容及び時期の具体化

・年間指導計画…授業時数の確保，内容項目を全学年で適切に実施
　展開の大要等を含めた，各時間の指導概要の具体化

(3)校内研修の充実と推進体制づくり

・校長の道徳教育に対する指導方針の明確化

・道徳教育推進教師の役割と位置付けの明確化

Ⅵ　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　道徳主任と道徳教育推進教師との違いはなにか。道徳教育推進教師は，教頭や教務主任が兼ねてもよいのか。また，複数でもよいのか。

道徳教育推進教師は，学習指導要領上の位置付けであり，教務主任のように学校教育法施行規則上の位置付けではない。授業時数等の配慮もない。副校長や教頭の場合もあるし，教務主任が兼ねることもあるかもしれない。学校規模においては複数の人が設定され，それを束ねる道徳教育推進教師をおくということも考えられる。道徳主任や道徳コーディネーター等，各校で名称を工夫してよい。ただし，誰がどのように位置付いているか説明できる必要がある。

Ｑ２　「総則第３の１」について，道徳もこの規定に基づき夏休み等にまとめ取りができるのか。また，毎日短時間行うモジュール学習についてはどうか。

道徳教育の要としての道徳の時間は，１時間１時間の重さを考えて，計画的に位置付けることが大切であり，３５週にわたって行うことが原則である。よって，夏休み等にまとめ取りをすることは，考えられない。教育課題や学校の実態に即して，各学期で，「４週間のうち２週は週１コマずつ，１週は週２コマ続けて時間を確保し１週は時間を取らないなどの取扱い」を計画的に位置付けることは考えられるが，「１時間で終わらなかったからもう１時間とる」というのは計画的ではないのでよくない。また，総則編の解説書に詳しく説明されているが，モジュールによる道徳の時間が成立することは通常考えられない。

Ｑ３　内容項目の中に直接「情報モラル」が取り上げられていないのはどうしてか。

学習指導要領に示された内容項目は，教育の「不易」の部分を表している。情報や環境に関することは，今日の教育課題であり，「流行」の部分であると考え，内容項目ではなく重要な配慮事項として示されている。

Ｑ４　魅力的な教材に関わり，副読本の著作権に関して配慮することはなにか。

副読本は，教科のドリルやワークと同じと考える。個人用に購入していない他の副読本の資料を使う場合は個別交渉して著作権をクリアする必要がある。詳細は，文化庁のホームページ「著作権について」で確認し，対応していただきたい。

総合的な学習の時間

Ⅰ　改訂の趣旨

１　改善の基本方針

(1)　総合的な学習の時間については，基礎的・基本的な知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動は，教科で行うことを前提に，体験的な学習に配慮しつつ，教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習，探究的な活動となるよう充実を図る。このような学習活動は，子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむとともに，各教科における基礎的・基本的な知識・技能の習得にも資するなど教科と一体となって子どもたちの力を伸ばすものである。

(2)　総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし，各学校における指導の充実を図るため，総合的な学習の時間の趣旨等について，総則から取り出し新たに章立てをする。

(3)　教科において，基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得やその活用を図るための時間を確保することを前提に，総合的な学習の時間と各教科，選択教科，特別活動のそれぞれの役割を明確にし，これらの円滑な連携を図る観点から，総合的な学習の時間におけるねらいや育てたい力を明確にすることが求められる。

(4)　学校段階間の取組の重複の状況を改善するため，子どもたちの発達の段階を考慮し，各学校における実践を踏まえ，各学校段階の学習活動の例示を見直す。また，近接する小・中・高等学校間で情報交換を行うなど，学校段階間の連携について配慮する。

２　改善の具体的事項

(1)　総合的な学習の時間のねらいについては，小・中・高等学校共通なものとし，子どもたちにとっての学ぶ意義や目的意識を明確にするため，日常生活における課題を発見し解決しようとするなど，実社会や実生活とのかかわりを重視する。また，総合的な学習の時間においては，教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習，探究的な活動を行うことをより明確にする。

(2)　学校間・学校段階間の取組の実態に差がある状況を改善するため，総合的な学習の時間において育てたい力の視点を例示する。その際，例示する視点は，学習方法に関すること，自分自身に関すること，他者や社会とのかかわりに関することなどとする。

(3)　各学校において，総合的な学習の時間における育てたい力や取り組む学習活動や内容を，子どもたちの実態に応じて明確に定め，どのような力が身に付いたかを適切に評価する。

(4)　学習活動の例示については，小学校では地域の人々の暮らし，伝統や文化に関する学習活動，中学校では職業や自己の将来に関する学習活動などを例示として加える。

(5)　小学校において，国際理解に関する学習を行う際には，問題の解決や探究的な活動を通して，諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるように配慮する。

(6)　小学校において，情報に関する学習を行う際には，問題の解決や探究的な活動を通して，情報を受信し，収集・整理・発信したり，情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるよう配慮する。

(7)　中学校において，職業や自己の将来に関する学習を行う際には，問題の解決や探

究的な活動を通して，自己の生き方を考えるなどの学習活動が行われるよう配慮する。

(8)　互いに教え合い学び合う活動や地域の人との意見交換など，他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視するとともに，言語により分析し，まとめ・表現する問題の解決や探究的な活動を重視する。その際，中学校修了段階において，学習の成果を論文としてまとめることなどにも配慮する。

(9)　各学校における総合的な学習の時間の学習活動が一層適切に行われるよう，効果的な事例の情報提供やコーディネートの役割を果たす人材の育成，地域の教育力の活用などの支援策の充実を図り，十分な条件整備を行う必要がある。

(10)　教育委員会の指導，助言の下，各学校においては，総合的な学習の時間の趣旨やねらいを踏まえた適切な学習活動が行われるよう，学校全体として組織的に取り組み，指導計画や指導体制，実施状況について，点検・評価することを推進する。

Ⅱ　改訂の要点

1　目標及び内容の改善

(1)　総合的な学習の時間の目標

○現行のねらいを踏まえながら，これまでも大切にしてきた「探究的な学習」を行うことや，「協同的」に取り組む態度を育てることなどを明らかにして構成した。

・従前と同様に，各学校において創意工夫を生かした特色ある学習活動を行うものであること，この時間の学習活動が教科等の枠を超えたものであることなどから，国の示す基準としては，目標を定め，この時間を教育課程上必置とする時間数やその取扱いにとどめ，各学校で目標や内容を定めることとした。

2　内容の取扱いの改善

(1)　探究的な学習としての充実

基礎的・基本的な知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動は，教科で行うことを前提に，総合的な学習の時間においては，体験的な学習に配慮しつつ探究的な学習となるよう充実を図ることが求められている。すなわち，総合的な学習の時間と各教科等との役割分担を明らかにし，総合的な学習の時間では探究的な学習としての充実を目指している。

(2)　学校間の取組状況の違いと学校段階間の取組の重複

学校間の取組の状況に違いがあることを改善するために，総合的な学習の時間において育てようとする資質や能力及び態度の視点を例示することとした。このことにより，各学校において設定する育てようとする資質や能力及び態度が一層明確になることを目指した。

・育てようとする資質や能力及び態度の視点の例示
　「学習方法に関すること」
　「自分自身に関すること」
　「他者や社会とのかかわりに関すること」

あわせて，学校段階間の取組の重複を改善するために，学校段階間の学習活動の例示を見直した。

・学校段階間の学習活動の例示
　「国際理解，情報，環境，福祉・健康等の横断的・総合的な課題」
　「生徒の興味・関心に基づく課題」
　小学校「地域の人々の暮らし，文化と伝統に関する学習活動」

中学校「職業や自己の将来に関する学習活動」

これらのことによって，各学校段階における児童・生徒の発達に応じた適切な学習活動が展開されることを目指した。

(3)　体験活動と言語活動の充実

体験活動がそれだけで終わるのではなく，体験活動を行うことによって生徒の学習を一層充実したものとすることが求められている。

・「体験活動については，第１の目標並びに第２の各学校において定める目標及び内容を踏まえ，問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること」
・「問題の解決や探究活動の過程においては，他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や，言語により分析し，まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること」
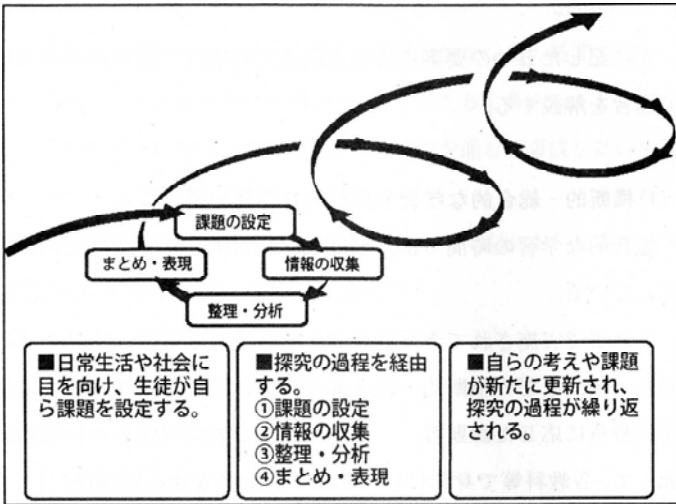
体験活動と言語活動を共に充実させることが，総合的な学習の時間の充実においては欠かせないのである。

Ⅲ　具体的な改善事項

１　目標について

※ 新設事項　　（枠囲み）重点

目　標	改訂のポイント
１　**総合的な学習の時間の目標** 横断的・総合的な学習や**探究的な学習**※1を通して，自ら課題を見付け，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに，学び方やものの考え方を身に付け，問題の解決や探究活動に主体的，創造的，**協同的**※2に取り組む態度を育て，自己の生き方を考えることができるようにする。	※1 総合的な学習の時間における探究的な学習とは，問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく図１のような一連の学習活動のことである。 **図１　探究的な学習における生徒の学習の姿** ※2 他者と協力しながら身近な地域社会の課題の解決に主体的に参画し，その発展に貢献しようとする態度をはぐくむことが必要とされている。そのために，お互いに考えや意見を出し合い，見通しや計画を確かめ合い，他者の考えを受け入れながら，問題の解決や探究活動を協同して行う学習経験の積み重ねが大切になる。

2　各学校において定める目標及び内容

内　容	改訂のポイント
1　各学校において定める目標 各学校においては，第１の目標を踏まえ，各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。	※ 各学校においては，第１の目標を踏まえ，各学校の総合的な学習の時間の目標を定め，その実現を目指さなければならない。この目標は，学校教育目標との関連性を考慮しつつ，総合的な学習の時間での取組を通して，どのような生徒を育てたいのか，また，どのような資質や能力及び態度を育てようとするのか等を明確にしたものである。 ※ 総合的な学習の時間が充実するために，小学校や高等学校等との接続を視野に入れ，連続的かつ発展的な学習活動が行えるよう目標を設定することも重要である。
2　各学校において定める内容 各学校においては，第１の目標を踏まえ，各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。	※ 総合的な学習の時間に内容を定めるに当たっては，生徒が探究的にかかわりを深めていくひと・もの・ことなどの学習対象や，学習対象とのかかわりを通して学ぶことが期待される学習事項（教師側から見れば指導事項）等によって，学習課題を具体的・分析的に示すことが考えられる。各学校においては，学習対象を明らかにするとともに必要に応じて学習事項等を定めることが考えられる。 ※ 内容を定める際に留意することとして，日常生活や身近な社会とのかかわりを重視し，その時々に最適な学習課題が何かを，適宜，判断することが求められる。 ※ 各学校においては，内容を指導計画に適切に位置付けることが求められる。その際，学年間の連続性，発展性や小学校や高等学校等との接続，各教科等との違いや関連性などに配慮して，内容を定めることが重要である。

Ⅳ　指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画作成上の配慮事項

指導計画作成上の配慮事項	改訂のポイント
(1) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては，学校における全教育活動との関連の下に，目標及び内容，育てようとする資質や能力及び態度，学習活動，指導方法や指導体制，学習の評価の計画などを示すこと。その際，小学校における総合的な学習の時間の取組を踏まえること。	※ この二つの計画において，各学校が，総合的な学習の時間を通してその実現を目指す「目標」と，その目標を実際の教育活動へと実践するために具体的・分析的に示した「育てようとする資質や能力及び態度」，目標を実現するためにふさわしいと判断した学習課題等から成る「内容」を明確にすることが重要である。さらには，それらとの関連において生み出される「学習活動」，その実施を推進していく「指導方法」や「指導体制」，生徒の学習状況等を適切に把握するための「学習の評価」などが示されるべきである。
(2) 地域や学校，生徒の実態等に応じて，教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習，探	※ 創意工夫を生かすとは，他校にはない特殊なもの，独創性の高いものを行うことが求められているわけではない。地域や学校，生徒の実態に応じて，

究的な学習，生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。	それぞれの学校の生徒にふさわしい教育活動を適切に実施することが重要である。
(3) 第２の各学校において定める目標及び内容については，日常生活や社会とのかかわりを重視すること。	※ 実際の生活にある問題を取り上げることで，生徒は日常生活や社会において，課題を解決しようと真剣に取り組み，自らの能力を存分に発揮する。その中で育成された資質や能力及び態度は，実社会や実生活で生きて働くものとして育成される。 ※ 日常生活や社会にかかわる課題は，自分とのつながりが明らかであり生徒の関心も高まりやすい。また，直接体験なども行いやすく，身体全体を使って，本気になって取り組む生徒の姿が生み出される。 ※ 自ら設定した課題を解決する過程では，地域の様々な人とのかかわりも考えられる。そうした学習活動では，課題の解決に取り組んだことへの自信や自尊感情がはぐくまれ，日常生活や社会への参画意識も醸成される。
(4) 育てようとする資質や能力及び態度については，例えば，学習方法に関すること，自分自身に関すること，他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。	※ この三つはあくまでも例示であり，各学校において設定していた資質や能力及び態度を見直す際の参考にしていくことが重要である。その際，地域や学校，生徒の実態に応じて設定することを忘れてはいけない。
(5) 学習活動については，学校の実態に応じて，例えば国際理解，情報，環境，福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動，生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動，地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動，職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。	※ これらの例示を参考にしながら，地域や学校，生徒の実態に応じて内容を設定し，具体的な学習活動として展開することが求められる。 ※ ここに示した課題をすべて取り上げる必要はない。地域や学校，生徒の実態に応じて，取り組みやすい課題や特に必要と考えられる課題を重点的に取り組むことも考えられる。また，例示以外の課題についての学習活動を行うことも考えられる。
(6) 各教科，道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け，学習や生活において生かし，それらが総合的に働くようにすること。	※ 総合的な学習の時間において，各教科等で身に付けた知識や技能等が存分に発揮されることで，学習活動は深まりを見せ，大きな成果をあげる。そのためにも，教師は各教科等で身に付ける知識や技能等について十分に把握し，総合的な学習の時間との関連を図れるようにすることが必要である。
(7) 各教科，道徳及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ，第１の目標並びに第２の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。	※ 各教科，道徳及び特別活動と総合的な学習の時間は，それぞれ固有の目標と内容をもっている。それぞれが役割を十分に果たし，その目標をよりよく実現することで，教育課程は全体として適切に機能することになる。互いの違いを十分に理解した上で，総合的な学習の時間の目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を展開することが求められる。
(8) 各学校における総合的な学習の時間の名称については，各学校において適切に定めること。	※ この時間の目標や内容，学習活動の特質，学校の取組の経緯を踏まえて，この時間の趣旨が広く理解され，生徒や保護者，地域の人々に親しんでもらえるように適切な名称を定めればよい。

(9)　第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第３章道徳の第２に示す内容について，総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。	※ 総合的な学習の時間においては，主体的に判断して学習活動を進めたり，粘り強く考え解決しようとしたりする資質や能力，自己の目標を実現しようとしたり，他者と協調して生活しようとしたりする態度を育てることも重要であり，このような資質や能力及び態度の育成は道徳教育につながるものである。 ※ 総合的な学習の時間における学習活動を通して，道徳の時間における道徳的価値の自覚が深まる場合や，道徳の時間の授業において，取り扱う主題と総合的な学習の時間の学習活動とを関連付け，道徳的価値の自覚を図る場合などが考えられる。

２　内容の取扱いについての配慮事項

内容の取扱いについての配慮事項	改訂のポイント
(1) 第２の各学校において定める目標及び内容に基づき，児童の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと	※ 生徒の主体性を生かした学習と教師の適切な指導が相まってこそ，より質の高い学習が実現され，総合的な学習の時間の目標が達成される。また，そのことが生徒の学習活動への満足感や達成感も高める。
(2) 問題の解決や探究活動の過程においては，他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や，言語により分析し，まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。	※ 多様な他者と協同して学習活動を行うことには様々な価値がある。 ・多様な情報を手に入れることができる点 ・他者を尊重するとともに，自らの役割を自覚することができる点 ・協同的に人とかかわることで，交流を深めたり広げたりできる点 ※ 双方向の交流が質の高い学習活動を実現する。 ※ 体験したことや収集した情報を，言語により分析したりまとめたりすることは，問題の解決や探究活動の過程において特に大切にすべきことである。また，言語によりまとめたり分析したりする学習活動では，分析したことを文章やレポートに書き表したり，口頭で報告したりすることなどが考えられる。文章やレポートにまとめることは，それまでの学習活動を振り返り，体験したことや収集した情報と既有の知識とを関連させ，自分の考えとして整理することにつながる。
(3) 自然体験や職場体験活動，ボランティア活動などの社会体験，ものづくり，生産活動などの体験活動，観察・実験，見学や調査，発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。	※ 総合的な学習の時間では，一定の知識を覚え込ませるのではなく，直接的な体験を適切に位置付けた横断的・総合的な学習や探究的な学習を行う必要がある。 ※ 体験的な学習を展開するに当たっては，生徒の発達特性を踏まえ，目標や内容に沿って適切かつ効果的なものとなるよう工夫するとともに，生徒をはじめ教職員や外部の協力者などの安全確保，健康や衛生等の管理に十分配慮することが求められる。
(4) 体験活動については，第１の目標並びに第２の各学校において定める目標及び内容を踏まえ，問題の解決や探究活	※ 体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付ける。 ・設定した課題に迫り，課題の解決につながる体験活動

動の過程に適切に位置付けること。	・生徒が主体的に取り組むことのできる体験活動 ・年間を見通した適切な時間数の範囲で行われる体験活動 ・生徒の安全に対して，十分に配慮した体験活動 ※ 意図的・計画的に体験活動を位置付けることによって，総合的な学習の時間の内容，育てようとする資質や能力及び態度などが確実に身に付くと考えられる。
(5) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態，地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。	※ 総合的な学習の時間を充実させるためには，これらの学習形態の長所，短所を踏まえた上で，学習活動に即して適切な学習形態を選択したり組み合わせたりする必要がある。また，人数と学習活動とは適正か，どれくらいの時間が必要か，事前にどのような活動を行っておくかなどについて，しっかりとした計画を立てることも重要である。このような計画の下で学級や学年を越えた取組を進めることで，生徒の多様な興味・関心や学習経験などを生かすことができる。
(6) 学校図書館の活用，他の学校との連携，公民館，図書館，博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携，地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。	※ 総合的な学習の時間における問題の解決や探究活動の過程では，様々な事象について調べたり探したりする学習活動が行われるため，豊富な資料や情報が必要となる。そこで，学校図書館やコンピュータ室の図書や資料を充実させ，コンピュータ等の情報機器やネットワークを整備することが望まれる。 ※ 総合的な学習の時間の学習活動が小学校や高等学校等の学習活動と相互に関連付けられ連続的・発展的に展開できるようにしたり，地域の学校間で共通の課題を取り扱ったりするなど，他の学校との連携にも配慮する必要がある。
(7) 職業や自己の将来に関する学習を行う際には，問題の解決や探究活動に取り組むことを通して，自己を理解し，将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。	※ 職業や自己の将来に関する学習は，問題の解決や探究活動を通して行うことが欠かせない。生徒が自ら職業や自己の将来にかかわる課題を設定し，自らの力で解決に取り組み，その結果として生徒一人一人が自己の生き方を真剣に考える学習活動が展開されることが求められる。また，職場体験を終えた後も，単に感想を発表するだけでなく，課題や目的に照らして何を考えたのか，さらにどのような課題が生まれてきたのかなどについて，レポートにまとめたり発表したりして，さらに問題の解決や探究活動が連続することが重要である。

Ⅴ　移行措置期間中の取扱い

新中学校学習指導要領により実施する。

Ⅵ　Q & A

Ｑ１　総合的な学習の時間については，現行の学習指導要領では総則に記されていたが，新しい学習指導要領では第５章に記されている。目標等に違いがあるのか。

総合的な学習の時間の目標は，従前から示されていたねらいを踏まえながら，こ

れまでも大切にしてきた「探究的な学習」を行うことや，「協同的」に取り組む態度を育てることなどを明らかにしている。基礎的・基本的な知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動は，教科で行うことを前提に，総合的な学習の時間においては，体験的な学習に配慮しつつ探究的な学習となるよう充実を図ることが求められている。

Ｑ２　総則で「総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替」が述べられているが，どのように考えればよいのか。

学習指導要領の第１章総則の第３の５に「総合的な学習の時間における学習活動により，特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては，総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる」との記述がある。これは総合的な学習の時間についての記述であり，横断的・総合的な学習や探究的な学習が実施されていることが前提となっている。総合的な学習の時間において体験活動を実施した結果，学校行事として同様の成果が期待できる場合にのみ，特別活動の学校行事を実施したと判断してもよいことを示しているものである。特別活動の学校行事を総合的な学習の時間として安易に流用して実施することを許容しているものではない。

特 別 活 動

Ⅰ　改訂の趣旨

1　改善の基本方針

(1)　よりよい人間関係を築く力,社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する。また，道徳的実践の指導の充実を図る観点から目標や内容を見直す。

(2)　各内容のねらいと意義を明確にするため，各内容に係る活動を通して育てたい態度や能力を特別活動の全体目標を受けて各内容の目標として示す。

(3)　子どもの自主的，自発的な活動を一層重視するとともに，発達や学年の段階や課題に即した内容を示すなどして，重点的な指導ができるようにする。

(4)　好ましい人間関係を築く力や社会性を実践を通して身に付けるため，体験活動や生活を改善する話合い活動，多様な異年齢の子どもたちからなる集団による活動を一層重視する。

特に体験活動については，体験を通して感じたり，気付いたりしたことを振り返り，言葉でまとめたり，発表し合ったりする活動を重視する。

2　改善の具体的事項

(1)　学級活動については，①学級や学校の生活づくり，②適応と成長及び健康安全，③学業と進路の三つの内容から構成することとする。その際，発達の段階を踏まえて，自らよりよい学校生活の実現に取り組む意欲の向上，集団や社会の一員としての守るべきルールやマナーの習得，望ましい勤労観・職業観の育成，将来への希望と自立といった人間としての生き方の自覚などにかかわる事項に重点を置き，内容を整理する。

また，いわゆる中１ギャップが指摘されるなど集団の適応にかかわる問題や思春期の心の問題の重要性に鑑み，よりよい人間関係を築くための社会的スキルを身に付けるための活動を効果的に取り入れる。特に，中学校入学時には，小学校との接続に配慮して，指導の重点化を図る。

(2)　生徒会活動については，学校内外における異年齢の子どもたちからなる集団による健全な人間関係の広がり，よりよい学校生活を主体的に築こうとする自治的能力や責任感の育成を重視する観点から，具体的な内容を示す。

(3)　学校行事については，集団への所属感や連帯意識を深めつつ，学校や社会の中での様々な人とのかかわり，生きること働くことの尊さを実感する機会をもつことが重要である。また，本物の文化に触れ，文化の継承に寄与する視点をもつことが必要である。これらのことを踏まえ，職場体験，奉仕体験，文化的な体験などの体験活動を重視する観点から，学校行事の内容について改善を図る。

Ⅱ　改訂の要点

1　目標の改善

特別活動が，よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的，実践的な態度を育てる教育活動であることをより一層明確にするため，目標に「人間関係」を加えた。このことによって，集団や社会の一員として，協力して学校生活の充実と発展に主体的にかかわる教育活動としての意義を明確にした。

2　各活動・学校行事の目標の設定

特別活動の目標を受けて，各活動・学校行事を通して育てたい態度や能力を目標

として新たに示し，それぞれの教育活動としてのねらいと意義を明確にした。

3　内容の改善

(1)　各活動・学校行事の内容の改善

【学級活動】

活動内容を(1)学級や学校の生活づくり，(2)適応と成長及び健康安全，(3)学業と進路の三つの内容から整理するとともに，いわゆる中１ギャップが指摘されるなど集団の適応にかかわる問題や思春期の心の問題に対応したり，社会的な自立を目指す教育活動を充実したりする観点から，内容項目の改善を図った。

【生徒会活動】

活動内容について(1)生徒会の計画や運営，(2)異年齢集団による交流，(3)生徒の諸活動についての連絡調整，(4)学校行事への協力，(5)ボランティア活動などの社会参加の五つを示し，それぞれの活動の内容を明確にするとともに，生徒の自発的，自治的な活動の充実を図った。

【学校行事】

生徒の発達段階を踏まえ，社会の一員としての自覚と責任感を高め社会的自立をすすめる観点から，「勤労生産・奉仕的行事」について職場体験を重視するとともに，奉仕体験の意義を明確にした。また，本物の文化や芸術に触れたり鑑賞したりする活動，文化の継承に寄与する活動などを充実する観点から「学芸的行事」を「文化的行事」に改めた。

(2)　指導計画の作成と内容の取扱いの改善

【指導計画の作成】

①全体計画及び年間指導計画の作成

各学校で作成すべき特別活動の指導計画について，「特別活動の全体計画」「各活動・学校行事の年間指導計画」について明確に示した。作成に当たって「各教科，道徳，総合的な学習の時間などの指導との関連を図る」を加えた。

②中学校生活への適応と充実

指導計画の作成に当たって，ガイダンスの機能の充実を図るため，「特に，中学校入学当初においては，個々の生徒が学校生活に適応するとともに，希望と目標をもって生活できるように工夫すること。」を加えた。

③道徳的実践の指導の充実

道徳的実践の指導の充実を図る観点から，「（４）第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき，第３章道徳の第２に示す内容について，特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。」を示した。

【内容の取扱い】

①よりよい生活を築くための諸活動の充実

学級活動及び生徒会活動について，「内容相互の関連を図るよう工夫する」とともに，生徒の今日的な課題を踏まえ，「よりよい生活を築くために集団として意見をまとめるなどの話合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動，人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。」を加えた。

②学級活動の内容の重点化と内容間の関連や統合の工夫

学級活動については，各活動内容に示したいずれの内容項目も各学年ごとに扱うが，その内容の取扱いに当たっては，「学校，生徒の実態及び第３章道徳の第３の１の(3)に示す道徳教育の重点などを踏まえ」るとともに，「内容間の関連や統合を図ったり，他の内容を加えたりすることができること。」を示した。

③言語活動の充実

内容の取扱いにおいて，学校行事の実施に当たっての配慮事項として，体験活動や言語活動の充実を図る観点から「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り，まとめたり，発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。」を加えた。

Ⅲ　具体的な改善事項

※ 新設事項　（枠）重点　（ 補足点　【解説書 p.　参照】

1　目標について

目　標	改訂のポイント
1　特別活動の目標 望ましい集団活動を通して，心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り，集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係※1を築こうとする自主的，実践的な態度を育てるとともに，人間としての生き方についての自覚を深め，自己を生かす能力を養う。	※1 本来，望ましい集団活動を通して身に付けるべき資質や能力の中で，「人間関係を築く力」の育成を重視するため，「人間関係」を付加している。 【解説書 p. 7 参照】 小学校において，「自己の生き方についての考えを深め，自己を生かす能力を養う。」が加えられたが，中学校では「人間としての生き方についての・・・・。」とされていることを踏まえて目標を理解することが大切。小学校での学習の成果を受けて人間性や社会性の一層の育成を図り，社会的自立の基礎を築くことが必要である。
2　各活動・学校行事の目標※2 (1)学級活動の目標 学級活動を通して，望ましい人間関係を形成し，集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し，諸問題を解決しようとする自主的，実践的な態度や健全な生活態度を育てる。 (2)生徒会活動の目標 生徒会活動を通して，望ましい人間関係を形成し，集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し，協力して諸問題を解決しようとする自主的，実践的な態度を育てる。 (3)学校行事の目標 学校行事を通して，望ましい人間関係を形成し，集団への所属感や連帯感を深め，公共の精神を養い，協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的，実践的な態度を育てる。	※2 特別活動の目標を受けて今回新設された。 【解説書 p.12 参照】 ・「望ましい集団活動を通して」という特別活動の方法原理は各活動・学校行事すべて共通である。 ・「望ましい人間関係の形成」や「自主的・実践的な態度」は各活動・学校行事の目標に示されている。 ・特に社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する観点から，学級活動及び生徒会活動においては，「生活づくりに参画」することを，学校行事においては「公共の精神を養い」を入れた。 ・「望ましい人間関係を形成し」は，すべての活動・学校行事においても目標に位置付け，強調されている。それぞれの特質に応じて指導するとともに，特別活動全体として望ましい人間関係を築く態度が形成されるようにする必要がある。 （例）学級活動で育てたい望ましい人間関係 ・豊かで充実した学級生活づくりのために，生徒一人一人が，自他の個性を尊重するとともに，集団の一員としてそれぞれが役割や責任を果たし，互いに尊重しよさを認め，発揮し合えるような開かれた人間関係

2　内容について

内　容	改訂のポイント
1　各活動・学校行事の内容の改善	【解説書 pp.26 ～ 44 参照】
【学級活動】 学級を単位として，学級や学校の生活の充実と向上，生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。	・学級活動において取り扱う内容を三つに整理するとともに，すべての学年で取り扱う内容をそれぞれに複数，計17項目を示した。 ・各項目について，生徒の実態や発達段階等を踏まえ，取り上げる内容や題材を工夫することが大切である。
(1)学級や学校の生活づくり ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理 ウ 学校における多様な集団の生活の向上	
(2)適応と成長及び健康安全 ア 思春期※1の不安や悩みとその解決 イ 自己及び他者の個性の理解と尊重 ウ 社会の一員としての自覚と責任 エ 男女相互の理解と協力的な参加 オ 望ましい人間関係の確立 カ ボランティア活動の意義の理解と参加※2 キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 ク 性的な発達への適応 ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成※3	※1 中学生の発達段階を表す言葉として「青年期」が用いられなくなったことを受け，「思春期」へ変更した。 ※2 ボランティア活動への参加について考える態度や自発的な参加の意欲を高めることを意図し,「と参加」を加えた。 ※3「食育」の充実に資する観点から，「食育の観点を踏まえた」を加えた。
(3)学業と進路 ア 学ぶことと働くこと※4の意義の理解 イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用 ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用 エ 望ましい勤労観・職業観※4の形成 オ 主体的な進路の選択と将来設計	※4 キャリア教育の視点から「働くこと」を付加したり，キャリア教育で用いられている言葉に合わせて,「職業観・勤労観」から「勤労観・職業観」へ変更したりした。 ・各項目について取り上げる題材や活動の例を示し，中１ギャップなどの集団の適応にかかわる問題や思春期の心の問題に対応したり，社会的な自立を目指す教育活動が充実したりするようにする。 （例） (1)ア学級や学校における生活上の諸問題の解決 ・入学や進級の際のオリエンテーション ・学級成員の親睦を深める活動 (2)ア思春期の不安や悩みとその解決 ・自分が不安に感じること，悩みとその解決方法，身近な人の青年時代などの題材を設定し，生徒が自由に話し合ったり，先輩や身近な大人にインタビューして発表したり話し合ったりする。 (3)エ望ましい勤労観・職業観の形成 ・自分の役割と生きがい，働く目的と意義，身近な職業と職業選択などの題材を設定し，調査やインタビューをもとに話し合ったり発表

やディベートを行ったりするなどの活動の展開が考えられる。また学校行事などとして実施する地域の職業調べや事業所・福祉施設等における職場体験や介護体験，あるいは職業人や福祉団体関係者を招いての講話等との関連を図りながら，それらの事前，事後指導として調査，話合い，感想文の作成，発表を行うといった活動の展開も考えられる。

【解説書 pp.59 ～ 63 参照】

【生徒会活動】

学校の全生徒をもって組織する生徒会において，学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

(1)生徒会の計画や運営※5
(2)異年齢集団による交流※6
(3)生徒の諸活動についての連絡調整
(4)学校行事への協力
(5)ボランティア活動などの社会参加※7

・現行学習指導要領では，生徒会活動で行う活動として一文で示されていたものを五つに整理して示した。通常行われていた内容であり大きな変化を求められるものではない。

※5「生徒会の計画と運営」は，現行学習指導要領では「学校生活の充実や向上を図る活動」と示されていたものであるが，継続的に行われる具体的活動として，次の５つが例示された。

ア学校生活における規律とよき校風の確立のための活動
イ環境の保全や美化のための活動
ウ生徒の教養や情操の向上のための活動
エ好ましい人間関係を深めるための活動
オ身近な問題の解決を図るための活動

※6 学校内外における異年齢の子どもたちからなる集団による健全な人間関係の広がりを重視する観点から加えられた。

※7「ボランティア活動などの社会参加」は，現行学習指導要領では「ボランティア活動など」と示されていたが，校外でのボランティア活動や有意義な社会的活動への参加，学校間の交流，障害者との交流等，多様な活動を想定して，「の社会参加」を加えた。

【解説書 pp.75 ～ 83 参照】

【学校行事】

全校又は学年を単位として，学校生活に秩序と変化を与え，学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(1)儀式的行事
(2)文化的行事※8
(3)健康安全・体育的行事
(4)旅行・集団宿泊的行事
(5)勤労生産・奉仕的行事※9

※8 現行指導要領では，「学芸的行事」として示されていたが，これまでの平素の学習活動の成果を発表する活動に加えて，文化や芸術に親しむ活動を含めた表現として「文化的行事」と変更した。

※9

・生徒の発達の段階や親や教師以外の地域の大人などとの交流の場の減少等の生徒を取り巻く状況の変化を踏まえ，中学校段階においては職場体験を重点的に行うことが望まれる。
・職場体験は，学校全体として行うキャリア教育の一環として位置付け，自己の能力・適性等についての理解を深め，職業や進路，生き方にかかわる啓発的な体験が行われるようにすることが重要である。また，教育的な意義が一層深まるとともに，高い教育効果が期待されることなどから一定期間（例えば１週間（５日間）程度）にわたって行われることが望まれる。

Ⅳ　指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画の作成に当たっての配慮事項

指導計画作成上の配慮事項	改訂のポイント
１ 指導計画の作成	【解説書 pp.93 ～ 99 参照】
(1)　特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては，学校の創意工夫を生かすとともに，学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し，生徒による自主的，実践的な活動が助長されるようにすること。 　また，各教科，道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに，家庭や地域の人々との連携，社会教育施設等の活用などを工夫すること。	・各学校で作成するべき指導計画が明示された。 「全体計画」 「各活動・学校行事の年間指導計画」等 ・特別活動の全体計画を作成した上で，学校全体の生徒会，学校行事の年間指導計画を学校で作成し，学級活動は学年ごとの年間指導計画を作成することを前提とし，その上で各学級ごとの年間指導計画を作成する。 ・特別活動の指導を充実させ，その目標を具現化するためには，全校体制での指導の充実が不可欠であるという立場から，それぞれの指導計画が具備すべき条件（項目）とその留意点を活動・学校行事ごとに細かく示している。 ・各教科等で育成された能力が特別活動で十分に活用できるようにするとともに，特別活動で培われた協力的で実践的な態度が各教科等の学習に生かされるように関連を図る。
(3) 学校生活への適応や人間関係の形成，進路の選択などの指導に当たっては，ガイダンスの機能を充実するよう〔学級活動〕等の指導を工夫すること。特に，中学校入学当初においては，個々の生徒が学校生活に適応するとともに，希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。	・いわゆる中１ギャップによる学校不適応に十分配慮し，小学校高学年の学級活動との接続も図って，生徒に希望や目標をもたせるとともに，達成感を味わわせることができるよう工夫する必要がある。そのため，学区内の小学校と中学校との連携を深め，中学校への体験入学，保護者等の説明会など，地域全体で取り組んでいく工夫が必要である。
(4) 第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき，第３章道徳の第２に示す内容について，特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。	・「人間としての生き方について‥‥」が特別活動と道徳のいずれの目標にも示されていることを踏まえ積極的に関連を図る必要がある。 ・集団活動を通して身に付けたい下記の道徳性を踏まえ道徳的実践の場としての指導の充実を図ることが大切である。 　・自分勝手な行動をとらず節度ある生活をしようとする態度 　・自己の役割や責任を果たして生活しようとする態度・よりよい人間関係を築こうとする態度 　・集団や社会の一員としてみんなのために進んで働こうとする態度 　・自分たちで約束をつくって守ろうとする態度 　・目標をもって諸問題を解決しようとする態度 　・自己のよさや可能性に自信をもち集団活動を行おうとする態度　　等
(再掲) 　また，各教科，道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに，家庭や地域の人々との連携，社会教育施	・特別活動と総合的な学習の時間の関連を考えるに当たり，目標や内容を正しく理解し，両者の特質や共通性を踏まえて関連を図ることが大切である。 〈特質〉 ・特活「望ましい集団活動を通して」 ・総合「横断的，総合的な学習や探究的な学習

設等の活用などを工夫すること。	を通して」 〈共通性〉 ・自主的，主体的に物事に取り組む態度を養うこと ・学級や学校における各種のグループや異年齢集団において活動が行われ，自然体験やボランティア活動などの体験活動を重視したり，幼児，高齢者，障害のある人との触れ合いを大切にしたりする。 ・総合的な学習の時間において計画した学習活動が，学習指導要領に示した特別活動の目標や内容と同等の効果が得られる場合について，総合的な学習の時間の実施によって，特別活動の学校行事の実施に替えることができる。 （例）総合的な学習の時間における自然体験活動を特別活動の「旅行・集団宿泊的行事」の実施に替える。同様に職場体験活動やボランティア活動を「勤労生産・奉仕的行事」に替える。

2　内容の取扱いについての配慮事項

内容の取扱いについての配慮事項	改訂のポイント
1 学級活動，生徒会活動の取扱い (1)〔学級活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については，指導内容の特質に応じて，教師の適切な指導の下に，生徒の自発的，自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに，内容相互の関連を図るよう工夫すること。また，よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動，人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。	【解説書 pp.100 ～ 101 参照】 ・学級活動及び生徒会活動における「よりよい生活を築くための諸活動の充実」について示している。 【学級活動の例】 ア集団としての意見をまとめるなどの話合い活動の充実 ・学級の諸問題に関して生徒が自分自身の意見を率直に述べられるよう配慮をし，学級の一員として集団全体の合意を作り上げる活動を充実させる。 イ自分たちできまりをつくって守る活動の充実 ・集団の意思決定に主体的にかかわり，その決定を尊重するという活動を通して，集団の一員としての自覚を深め，自主的，実践的な態度を身に付ける。これは規範意識を高め社会性を育成することになる。 ウ人間関係を形成する力を養う活動の充実 ・実際の生活の中での諸活動を通して，信頼関係を形成しつつ，相互に援助し合う活動を意図的に計画する。社会的なスキルを学ぶ場を適宜設けることも考えられる。
2 学級活動の取扱い (2)〔学級活動〕については，学校，生徒の実態及び第３章道徳の第３の１の(3)に示す道徳教育の重点などを踏まえ，各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに，必要に応じて，内容間の関連や統合を図ったり，他の内容を加えたりすることができること。また，個々の生徒についての理解を深	・学級活動の内容については，17の各内容項目ごとの指導に必ず１単位時間を充てなければならないものではなく，２つの内容項目を統合したり，内容の関連を図ったりして指導することが考えられる。 （例） 活動内容(2)の「イ自己及び他者の個性の理解と尊重」「ウ社会の一員としての自覚と責任」「エ男女の相互理解と協力」「オ望ましい人間関係の確立」などを，活動内容(1)(3)の内容項目と関連させながら深めていく。

め，生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに，生徒指導との関連を図るようにすること。	・第３章道徳の第３の１の(3)に示された重点を踏まえた上で，学級活動の目標を達成するための効果が期待される場合には，(1)～(3)に示されていない内容を加えて指導することも可能である。
３　学校行事の取扱い (3)〔学校行事〕については，学校や地域及び生徒の実態に応じて，各種類ごとに，行事及びその内容を重点化するとともに，行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また，実施に当たっては，幼児，高齢者，障害のある人々などとの触れ合い，自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに，体験活動を通して気付いたことなどを振り返り，まとめたり，発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。	**言語活動の充実** ・特別活動における言語活動の充実は，体験活動等で得たことを明らかにするための手段としてとらえるとともに，かかわった人々との人間関係を形成する力を養うための手段としてとらえることが重要である。また，学級活動等の話合い活動等の重視を言語活動の充実として考えるならば，問題を解決する力を身に付けるための手段としてとらえることもできる。 ・学校行事においては，特に言語力の育成や体験したことからより多くのことを体得させる観点から，体験活動を通して気付いたことなどを振り返り，まとめたり，発表し合ったりするなどの活動を充実する。その場限りの体験に終わらせることなく，事前にそのねらいや意義を児童に十分理解させ，活動についてあらかじめ調べたり，準備したりすることができるようにするとともに，事後には体験活動を通して，感じたり気付いたりしたことを，自己と対話しながら振り返り，文章でまとめたり，発表し合ったりする活動を重視し，他者と体験を共有し，幅広い認識につなげる必要がある。

Ｖ　移行期間中の取扱い

新中学校学習指導要領により実施する。